

平成19年第2回（6月）定例会

東伊豆町議会会議録

平成19年 6月18日 開会

平成19年 6月19日 閉会

東伊豆町議会

平成19年第2回東伊豆町議会定例会会議録目次

第1号 (6月18日)

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会の宣告	3
○議会運営委員長の報告	4
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○行政報告	7
○一般質問	16
飯田桂司君	16
西村弘佐君	25
鈴木勉君	31
村木脩君	48
八代善行君	57
藤井廣明君	64
○散会の宣告	85

第2号 (6月19日)

○議事日程	87
○出席議員	88
○欠席議員	88
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	88

○職務のため出席した者の職氏名	8 8
○開議の宣告	8 9
○議事日程の報告	8 9
○一般質問	8 9
山 田 直 志 君	8 9
居 山 信 子 君	1 1 7
○議案第 4 6 号 東伊豆町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例 について	1 4 1
○議案第 4 7 号 平成 1 9 年度東伊豆町一般会計補正予算（第 2 号）	1 4 3
○議案第 4 8 号 平成 1 9 年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	1 5 7
○議案第 4 9 号 平成 1 9 年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第 1 号）	1 5 9
○静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙	1 6 4
○推薦案第 2 号 東伊豆町農業委員会委員の推薦について	1 6 6
○同意案第 8 号 東伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について	1 6 6
○同意案第 9 号 東伊豆町教育委員会委員の任命について	1 6 7
○陳情・要望書の審査について	1 6 8
○意見書案第 4 号 最低賃金法の見直しと最低賃金の大幅引き上げを求める意見 書について	1 7 0
○総務経済常任委員会閉会中の継続審査申出書について	1 7 2
○議会運営委員会所管事務調査について	1 7 2
○閉会の宣告	1 7 2
○署名議員	1 7 5

平成19年第2回東伊豆町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成19年6月18日(月)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問
1. 2番 飯田桂司君
 - 1) 市町村合併問題について
 2. 7番 西村弘佐君
 - 1) 町水道について
 3. 8番 鈴木勉君
 - 1) 災害時における要支援者に対する支援体制は
 - 2) 熱川町営住宅の雨漏り対策は
 - 3) 地球温暖化防止対策について
 4. 3番 村木脩君
 - 1) 税の公平さについて
 - 2) 合併問題について
 5. 11番 八代善行君
 - 1) 熱川さくらやま公園の排水について
 - 2) 風力事業について
 6. 5番 藤井廣明君
 - 1) 町長の政治姿勢について
 - 2) 風力発電建設の熱川地区における諸問題について
 - 3) 風力発電建設の稲取地区における諸問題について

出席議員(12名)

1番	内山 慎一 君	2番	飯田 桂司 君
3番	村木 脩 君	5番	藤井 廣明 君
6番	森田 禮治 君	7番	西村 弘佐 君
8番	鈴木 勉 君	10番	山本 鉄太郎 君
11番	八代 善行 君	12番	居山 信子 君
13番	定居 利子 君	14番	山田 直志 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	太田 長八 君	副町長	鈴木 新一 君
教育長	飯田 伊三男 君	総務課長 兼 防災監	加藤 悟 君
企画調整課長	鈴木 忠一 君	税務課長	田村 正幸 君
住民福祉課長	木田 和芳 君	健康づくり課長	高羽 勇 君
健康づくり課 参事	鳥澤 勇 君	観光商工課長	鈴木 好美 君
建設産業課長	稲葉 和正 君	建設産業課 参事 兼 農業委員 会事務局長	木村 近志 君
教育委員会 事務局 会長	富岡 廣光 君	消防長	平山 隆 君
水道課長	内山 厚 君	会計管理 課長 兼 会計課長	上嶋 智幸 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	鈴木 道好 君	書記	村上 則将 君
書記	斎藤 悦子 君		

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（居山信子君） 皆様、おはようございます。

平成19年東伊豆町議会第2回定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様におかれましては、公私ともに大変お忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、地方分権推進法成立以来、はや12年が経過いたしました。しかし、中央集権型システムからの変革は、いまだ真の分権型社会を構築するには至っておりません。景気は回復基調にあるとはいえ、800兆円を超える国の借財のあおりにより、地方財政は好転するどころか、困窮の度を深めるのではないかと懸念されるものでございます。御存じのとおり、自治体の財政破綻による財政再建団体に移行という従来考えてもみなかったような事態が現実のものとなっておりますが、そんな中、経済は自立的、経済的な経済成長が見込まれ、依然として地域により景気回復状況に差異が見られます。

さて、当町におきましては、まず期待されました雛のつるし飾りまつり期間中の宿泊人数は、全体的には前年対比2%の増と聞いておりますが、メインとなる稲取温泉の状況を見ますと前年対比減の状況となっており、手放しで喜ぶ状況ではありません。また、大型連休中の宿泊状況は、好天に恵まれ、前年対比1割強の増と好調な状況であったと聞き、まずは安堵している状況でございます。これから夏の行楽シーズンに入りますが、引き続き好調を維持できるよう、関係者の皆様のますますの御尽力を期待いたします。

さて、本定例会には、一般会計補正予算案及び特別会計補正予算案、さらには条例の一部改正案等が上程されております。また、人事案件として、任期満了に伴う農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員及び教育委員会委員の推薦及び同意議案が上程されております。

なお、農業委員会委員の推薦議案ですが、さきの臨時議会で議会推薦委員として選任しておりますが、農業委員会委員の法定任期が6月21日をもって満了となりますので、今回、再度、推薦議案が上程されますのでよろしく御審議願います。

さらに、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙も日程に組まれておりますので、御留意願います。

議員の皆様におかれましては、十分御審議の上、円滑に議事を進行されますようお願い申

し上げまして、開会のごあいさつといたします。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、平成19年東伊豆町議会第2回定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

◎議会運営委員長の報告

○議長（居山信子君） 議会運営委員長より報告を求めます。

6番、森田禮治さん。

○6番（森田禮治君） おはようございます。

議会運営委員会より、平成19年第2回定例会の運営について御報告いたします。

まず、本定例会には8名の議員の方々より一般質問が通告されております。一般質問の趣旨をよく御理解され、円滑な質疑、答弁がなされますよう御協力をお願いいたします。

お手元に平成18年度一般会計及び介護保険特別会計及び水道事業会計に関する繰越明許費繰越計算書が配付されておりますので御確認願います。

本定例会の提出案件といたしまして、条例の一部改正案件が1件、補正予算案件で一般会計ほか特別会計において2件上程されています。人事案件として、第2回臨時議会で選出されました議会推薦の農業委員会委員ですが、農業委員会委員の法定任期が6月21日ですので、再度、本定例会に推薦議案が上程されますので御留意願います。さらに、固定資産評価審査委員会委員及び教育委員会委員の任命同意案件、後期高齢者の補欠選挙も日程に組まれていますのでよろしく願います。

また、陳情・要望書について、本日の日程終了後に担当常任委員会にて審議をお願いし、最終日にその審議結果を報告願うことになっております。また、その結果によっては、意見書案の御審議も予定されますのでよろしく願います。

なお、6月8日に提出のありました請願書については、11日に開催されました議会運営委員会においても報告がありましたが、内容に専門的な部分もありますので担当委員会において十分な審議が必要と思われれます。付託された担当委員会は、審査をよろしく願います。

以上の内容を踏まえまして、本定例会の会期につきましては、予備日を含め、本日より6月20日までの3日間とさせていただきます。

なお、本定例会の一般質問の2日目において議長が質問をするようになっておりますが、余り例のないことなので議会運営委員会でこのことについて協議をし、さらに議長、副議長、委員長の三者にて協議をした結果、地方自治法、会議規則らに反することでもなく、また本人の強い要望もあり、質問は行われるようになりましたので御報告申し上げます。

最後になりますが、議会運営委員会の所管事務調査につきましては、議会運営に関すること、議会規則・委員会条例に関すること、議長の諮問に関すること、以上3点を閉会中に継続調査としたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議員各位には、活発なる御審議と円滑な議会運営を切にお願い申し上げ、議会運営委員会からの報告といたします。

以上です。

◎開議の宣告

○議長（居山信子君） これより、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（居山信子君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しましたとおりでございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（居山信子君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、3番、村木 脩さん、8番、鈴木 勉さんを指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（居山信子君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から20日までの3日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（居山信子君） 異議なしと認めます。よって、会期は3日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（居山信子君） 日程第3 これより諸般の報告を行います。

議会運営委員長の報告にもありましたが、当局より、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成18年度一般会計予算の熱川幼稚園改築事業費に関する繰越明許費繰越計算書及び介護保険特別会計予算の医療制度改正に伴うシステム改修業務委託に関する繰越明許費繰越計算書、地方公営企業法施行令第18条第1項の規定により、平成18年度水道事業会計予算に関する継続費繰越計算書の報告がありました。お手元に配付いたしましたとおりでありますので、御確認いただきたいと思います。

去る5月28日に静岡県地方議会議長連絡協議会定期総会及び政策研修会があり、副議長とともに出席いたしました。平成18年度の事業報告及び収支決算報告、平成19年度の事業計画及び収支予算案について、それぞれ報告を受け、審議を行い、承認されました。また、政策研修会として、政治評論家、屋山太郎氏による講演「安倍政権の課題と展望」を受講いたしました。

また、5月30日には平成18年度伊豆横断道路建設促進期成同盟会総会が開催され、平成18年度事業報告、収支決算、平成19年度事業計画・予算について、それぞれ審議の後、承認されました。

さらに、5月31日には平成19年度伊豆東海岸道路整備促進協議会総会が開催され、出席いたしました。これにつきましても、平成18年度事業報告、収支決算、平成19年度事業計画・予算案について、それぞれ審議の後、承認されました。なお、会議において伊豆急行の再生計画が示され、年次計画等の説明がありました。

それぞれの関連資料につきましては事務局に置いてありますので、ぜひごらんいただきたいと思います。

最後になりましたが、第1回定例会以降、本日までに受理した請願・陳情・要望書等につきましては2件あります。この審査につきましては、担当常任委員会に付託し、御審議願いたいと思います。本定例会の1日目の日程終了後に御審議いただき、その結果を御報告願いたいと思います。

以上、諸般の報告といたします。

◎日程第4 行政報告

○議長（居山信子君） 日程第4 町長より行政報告があります。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 皆さん、おはようございます。

平成19年第2回議会定例会を招集申し上げたところ、議員各位には、何かとお忙しい中、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

定例会の開会に当たり、あいさつを兼ね、行政諸般の報告をさせていただき、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

町議会議員選挙後に行いました5月の臨時議会で、新議長に居山信子さんが就任されました。また、各委員会等も新たに議会運営体制が整いまして最初の定例議会となります。議員各位におかれましては、今後4年間、東伊豆町の振興発展のために議決機関としての重要な役割を御認識いただき、我々当局と一丸となり各施策の推進等に御尽力いただきますよう、お願いを申し上げる次第であります。

さて、経済状況についてであります。国は総体的に景気の動向を、足元では底を打ったが、賃金自体は伸びておらず、消費が力強く伸びていくかは定かではない。「横ばい」から「やや弱含み」と下方修正いたしました。原因としては、生産、輸出、消費の3つの落ち込みが「景気回復の基調を不安定なものとしている」との見解を示しております。

このような状況の中で、当町の主要産業の実情を申し上げますと、宿泊客数においては大きな伸びではありませんが、18年度の実績は108万7,997人、前年対比2,751人増で、0.2%の

伸びとなりました。これは17年度の前年対比4万2,833人の減、マイナス3.8%に比べますと実質はかなりの伸びとなりました。また、ゴールデンウィークの状況においても、予約状況で比較すると前年対比4,207人で13.1%の伸びとなっております。さらに、年明け早々に開催されました「雛のつるし飾りまつり」では、入館者が21万9,043人、前年対比6,923人増で3.3%の伸びとなりました。これらの増につきましては、関係者の自助努力もあったことは言うまでもありませんが、依然として町内の主要産業等の状況は厳しく、地域経済の活性化に向けての施策について、新たな視点で関係団体等と協議し、取り組んでまいりたいと考えます。これには町民の皆様の御協力と深い御理解が必要であり、議会とも十分協議し、費用対効果のある事業選択をしていくことはもちろんのこと、アイデアを集結し、財源を要しない事業展開を検討しなければならないと感じております。

それでは、6月定例議会までの諸施策等についての御報告を申し上げます。

去る5月31日に、平成18年度の出納閉鎖をいたしました。観光産業を主体とする町内経済情勢が低調に推移しつつも、収納努力、納税意識の高まりにより現年収納率で96.4%と、バブル期前の状況を取り戻しつつあります。しかしながら、多額の累積滞納額を抱える滞納繰越分と合わせると69.9%にとどまり、依然として厳しい状況にあることは否めません。

平成19年度におきましては、三位一体の改革による税源移譲が本格化することにより、所得税が減収し、町県民税が大幅増となってまいります。まもなく課税通知書が送達されますが、納税者の皆様の深い御理解と納税への御協力を願うものでございます。

厳しい税制環境にあって、静岡県では歳出面での合理化と的確なる収税の確保の重要性から、地方税一元化構想を立ち上げて準備作業を進めております。平成20年4月の滞納整理部門の開始を目前にして、納税者の御努力と納税意識の高揚を図り、自主納税に努めていただくとともに、町財政運営の根幹をなす町税の一層の収納率向上を図り、早期に税収の安定的確保に努めてまいり所存でおります。

次に、市町合併についてですが、まず県の合併推進構想で示されております南伊豆地区1市5町の合併は、各市町間の温度差もあり、進展していないという現状ではありますが、本年4月に合併調査委員会内に、下田市、河津町、松崎町から職員が派遣され、事務局が設置されました。設置期間は12月末までの9カ月間であり、その間、各市町の財政状況の把握、合併後の新市の財政シミュレーション等について調査することになります。

また、5月28日には県の主催による「市町村合併推進構想説明会」が当町で開催され、220名の方の参加がありました。県の合併推進担当企画監から合併推進構想や支援プランの

概要説明があり、講師の大坪檀県市町村合併推進審議会会長が「21世紀の日本の未来」と題した講演を行いました。今回は県が推進する南伊豆地区1市5町の合併についての説明会でしたが、町といたしましては、今後、公平性を考慮し、単独を含めたあらゆるパターンの財政状況等を含めた説明会を開催し、住民の皆様に関し、的確な情報を提供してまいりたいと考えております。

私は就任以来、各定例会での一般質問に対し、本年4月の町議会議員選挙後に新議員の皆様と十分に協議しながら、町の方向性を決定していきたいと答弁してまいりました。合併に関しましては、当町では、単独、県が推進している1市5町の枠組み、伊東市、あるいは河津町と2町での合併という、4つの選択肢が考えられますが、いずれにいたしましても、遅くとも本年の12月ごろまでには方向性を決定しなければなりませんので、議員並びに町民の皆様へのさらなる御理解、御協力をお願いいたします。

次に、報道等でも御承知と思いますが、伊豆急不動産株式会社から北海道札幌市を拠点とする加森観光株式会社へ、伊豆バイオパーク、伊豆急スポーツセンター（ゴルフ場）、ルネッサ稲取高原などのレジャー施設が事業譲渡されました。5月11日の全員協議会及び稲取地区特別財産運営委員会に加森観光株式会社の加森公人社長が出席して、「伊豆を含め、東京を中心とする首都圏に観光事業がなく、進出したかった」と事業譲渡までの経過説明がなされました。「バイオパークは未利用地もあり、運営次第では非常に期待が持てる」との経営権移譲後の事業展開についての意欲を示されたところであります。心配されました雇用面につきましても、全従業員の雇用は保証され、また仕入れなどの町内業者の活用についても検討する方向とのことであり、当町の経済活性化に大いに期待をいたしているところであります。

なお、当町との土地賃貸借契約の継承が事業譲渡の条件となっておりますが、議員各位並びに共有地主である稲取地区4区町内会の皆様への御理解をいただきました。去る5月31日に、当町と加森観光株式会社、伊豆急不動産株式会社の三者間で契約を締結いたしましたことを御報告申し上げます。

次に、現在、毎月最終月曜日を基本に「一日町長室」を実施しておりますが、仕事などで時間の都合がつかない方や、20代、30代の若い住民の方からの行政に対する意見や要望を把握できるように、「オンライン町長室」を6月末に開設する予定であります。本年4月から導入しております電子申請を使用することにより、24時間受け付け可能であり、受け付けた意見や要望については内容を精査の上、回答することとなります。

また、本人の意向を確認した後に、町内有線テレビでの放映等により意見や要望の内容及び回答についての公表を考えております。さらに「一日町長室」での町民の皆様からの御意見・御要望につきましても、同様の方法で実施することを検討いたしております。

次に、総務省で本年度からの3カ年「頑張る地方応援プログラム」として、地場産品の発掘・ブランド化や少子化対策等への取り組みについて、独自のプログラムをみずから考え、前向きに取り組む地方公共団体に対し、地方交付税の上乗せ配分による支援措置を行うことになりました。

当町では「地場産品消費拡大・ブランド化プロジェクト」、「子育て支援・少子化対策プロジェクト」及び「地域の魅力発掘・発信プロジェクト」の3つのプロジェクトを策定し、町ホームページで公表しております。これらのプロジェクトの経費については、3,000万円を限度に特別交付税に上乗せされることとなります。新たな制度ということもあり不的確な要素が多いため、本年度の事業内容については、当初予算に計上されているものにとどめました。今後、制度の推移を見守り、新たな財源として確保されることが確認できれば、新たな事業への取り組みも検討していきたいと考えております。

次に、少子化対策事業の一環として「出会い創出自然体験事業」を本年度実施する計画がまとまりました。8月初旬にパラグライダーを、9月下旬にダイビングを実施する予定で準備を進めております。それぞれ独身男女20名ずつを募集し、体験学習を通じて出会いの場を提供するという企画でありますので、皆様のお知り合いの方に該当される方がおられましたら、ぜひ御参加いただけるよう、お口添えをいただきたいと思っております。

次に、去る6月4日に、梅雨時の大雨等に対処すべく、職員による水防訓練を実施いたしました。本年も夜間に職員を非常召集し、土のうづくり等を行いました。「災害はいつ来てもおかしくない」という認識のもとに、職員に有事についての役割を訓辞し、それなりの成果はあったものと考えるところであります。

また、6月6日、7日に、県本部、方面本部及び市町本部要員へのヘリコプターによる受け入れ、運用に関する知識・技能向上訓練が実施されました。当町のヘリポートとして指定されている新総合グラウンドに自衛隊航空部隊の大型ヘリのUH-60が配備され、離着陸訓練、被災情報訓練ということで、私ほか関係者6名が静岡本部まで往復試乗体験いたし、緊急時の対応のスピード等、身をもって体験いたしたところでもあります。

次に、建設産業関係ではありますが、県道稲取港線の進捗状況については、関連する土地の境界確定及び測量がほとんど完了し、道路の形態が明らかになってまいりました。本年度は

県の予算に1億円が措置されましたので、実現に即した用地買収等に県と一丸となって地権者に理解を求めていくこととなります。道路の現在の形状は、道路幅については両サイド2.5メートルの歩道、車道が7メートルで約12メートルとなる予定で、歩行者、さらには通行車両の安全が確保されることとなります。

次に、中山間整備事業で整備がされました「奈良本けやき公園」において、去る6月10日に「第6回里の朝市」が開催されました。あいにくの天候により参加者は100名ほどでありましたが、奈良本区民やボランティアの方々の御協力をいただき実施できましたことを感謝申し上げます。

また、地域のボランティアの方々の献身的な努力により、本年は蛍もけやき公園内に乱舞しております。今後とも、地域の憩いの場として、さらにはゆとりを求める快適空間として町民の皆様等が御利用されることを願っております。

次に、中山間総合整備事業の進捗状況ですが、現在、約54%となっております。既に御案内のように、本年1月に完成いたしました志津摩川三十目橋付近より100メートル先の坂下川上流までの延長526メートル、幅員4メートルの東伊豆地区1号農道につきましては地域間連絡道として活用がされております。また、稲取地区の農用地開発工事につきましては、ほぼ形態が整ってきたことから、先般、今後の費用対効果のある農地の利活用について、県、町、JA伊豆太陽農協も同席し、地権者の皆様と協議をしたところであります。残事業につきましては、用地交渉等諸般の問題もありますが、早期完成を目指し県と協議を重ねており、諸問題の解決がいたしましたら、御報告の上、関連予算の補正措置をさせていただきたいと考えております。

次に、住民福祉関係では、既に御案内のとおり、社会福祉基礎構造改革の流れや国の三位一体の改革等により、民設民営による事業実施が効率・効果的であるという観点から、一部事務組合「伊豆つくし学園」を解散し、平成19年4月から、新たに社会福祉法人「伊豆つくし会」を設立、運営しております。築後34年を経過して老朽化が著しく、良好な居住環境や適切な障害福祉サービスの提供に困難な状況が生じていることから、新たな施設整備を検討し、平成20年10月新施設開所に向け、準備を進めております。今後も賀茂圏域内の知的障害児者の保護と育成に積極的に取り組んでいただき、圏域におけるさまざまな障害福祉活動の中心的な役割を担っていただくよう期待をいたすところであります。

次に、放課後児童クラブについてであります。施設新設は財源を多額に要する視点から、統合幼稚園内に一部併設、さらには小中学校の空き教室等を活用することの検討をいたしま

した。関係者等と協議をいたし、一部、臨時議会においても御説明を申し上げましたが、稲取地区は稲取小学校の会議室、熱川地区につきましては熱川小学校用務員室を活用して、平成20年4月から開設へ向けての準備を指示いたしたところであります。

現状でも対応可能な関係予算の一部を教育費に補正措置させていただきましたので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

次に、健康づくり関係では、現在、社会的に論議を醸し出しております「公的年金保険料納付記録記載漏れ問題」につきましては、社会保険庁のずさんな管理を遺憾に感じているところであります。町内の方々から担当課への問い合わせは、5月末から始まり、1日2件ほどの問い合わせがありました。最近では1日当たり6から7件ほどに増え、現在まで50件程度となっております。担当課では、三島の社会保険事務所への問い合わせ先の紹介や年金相談日の折に相談されるよう説明をいたしております。

職業を数回転職された方、保険料納付記録に不安のある方は、一生のことですので、御遠慮なく御相談をされますよう、お願いいたします。

次に、健康づくり関係では、筋力アップトレーニングをいきいきセンター並びに保健センターで、夜間、週1回実施してきたところではございますが、参加者が減少してきましたので、5月より、夜間はアスト会館体育館で実施することにいたしました。いきいきセンターや保健センターより場所は若干遠くなりますが、月曜から金曜日の夜間、いつでもトレーニングが可能でありますので、多くの町民の皆様の参加をお願いいたします。

保健予防関係では、医療制度改革により、平成20年度より内蔵脂肪型肥満に着目した特定検診及び保健指導の事業が40歳以上の被保険者・被扶養者を対象に義務づけられます。これにより特定検診等実施計画を今年度策定するため、健康づくり推進協議会規約を一部改正し、実施計画を初め、健康づくりの推進を図っていききたいと思っております。

これに関連する予算を補正措置させていただきましたので、よろしく御審議をお願いいたします。

国民健康保険関係では、4月診療より、70歳未満の者の入院にかかわる高額医療費が現物給付化となりました。今までは国保窓口において申請後、現金支給しておりましたが、今後は医療関係機関窓口での多額な現金を支払う必要がなくなることや、医療関係にとりましても事務手続の簡素化や未収金の減少効果が期待されております。ただし、国保税の滞納がない世帯が対象でありますので、税の納付はおくれないように努めていただきたいと思います。

この事務処理のため、高額医療費支給システム改修について補正措置させていただきました。

たので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、介護事業関係では、昨年度より地域包括支援センターを開設し、高齢者の総合的な相談・支援を中央プラザ2階で実施してきたところではございますが、4月より、役場1階の会議室に事務所を移転して相談業務等を実施しております。事務所賃貸料等の経常経費の削減が図られましたし、本庁庁舎内での事務を執行することにより、介護係や住民福祉課との事務連携がスムーズに図られ、相談者にとって利用しやすいセンターとして順調に稼働しております。

次に、観光商工関係であります。本年度の県補助対象事業として予算化されております「風車周辺整備事業」につきましては、当初予算作成時は、職員が設計をし、施行する予定でございましたが、県より補助対象事業として施行する以上、補助対象外であるが一般財源を充当し、適切な設計をすべきとの指摘があり、設計監理費を補正措置させていただきましたので、よろしく御審議をお願いいたします。

なお、入札につきましては9月に実施し、着工してまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

次に、冒頭にも一部申し上げましたが、第10回目の記念すべき年に開催され、早春のイベントとして定着した「雛のつるし飾りまつり」は、前年の入館者数を上回ることができました。関係者の御努力もさることながら、期間中、中学生や多くのボランティアがアンケート調査や来遊客への御案内に積極的に参加していただき、イベントを町民ともども盛り上げる機運が高まりましたことは大変心強く感じております。

アンケート調査の結果等をシビアにとらえ、訪れる方々の視点に立ち、さらなる充実したイベントとして運営がされることを望むものであります。

次に、稲取温泉で本年度より新たなイベントとして開始されました「つるし端午の福まつり」は、4月7日から5月31日まで開催されました、五月晴れの空に悠々と泳ぐこいのぼりのように健やかに育ってほしいとの願いを込め、男の子をお祝いしたいとの発想からイベント化されました。初年度ですが、「端午のつるし等」を見学に訪れた来館者は期間中8,277人となりましたが、今後さらなる入館者数増を期待するものであります。

次に、5月10日には、第33回町民ゴルフ大会が183名の町民参加を得て開催されました。午前中は各プレーヤーも快い汗を流し、楽しめましたが、午後からの雷雨のためにプレーストップとなり、午前中だけの競技となったことは非常に残念であり、次回は好天となりますようお願いのほどであります。

また、6月5日、6日と2日間にわたり、稲取温泉の「どんつく祭り」が開催されました。どんつく神輿カーニバル、しょうふく面踊り、海童太鼓、ナイアガラ花火など盛大に繰り広げられ、多くの方々が祭りを楽しんでいただけたことと思います。

宿泊客は前年度対比107名の増（2.7%）となりましたが、個人的には年々祭りの盛り上がりには欠けてきている感がいたしますので、過去のように住民参加による祭りとして、改善に向けての努力をしていただくよう関係者をお願いしてまいりたいと考えております。

当日、姉妹都市の岡谷市から、副市長、産業団体関係者等が来町し、副市長より、交流会の席上、昨年の岡谷市における大雨災害時に町民の皆様や各種団体等からいただいたお見舞いに対するお礼等を述べられ、復旧が完了した等の御報告がされました。

次に、6月8日から6月24日まで開催されます東伊豆町観光協会主催の「ほたる鑑賞の夕べ」につきましては、オープニングに出席いたしました。本年は昨年の反省を踏まえ、開始時期をおくらせたことから出足は順調で、幻想的な光の舞を見ることができました。初夏のイベントとして定着すべく、関係者も一丸となり趣向を凝らし、本年度は行政もお楽しみ抽選会等へスタッフとして職員を派遣いたしておりますので、御理解いただきたいと思っております。

今後、夏のイベントとして、7月22日、23日には熱川温泉海上花火大会、7月27日、28日は稲取温泉夏休み花火大会などが開催される予定であります。これらにより、この夏に一人でも多くの来遊客が訪れることを念願いたしております。

次に、消防関係であります。去る4月14日に、保健福祉センターにおいて消防団入団式が行われ、新入団員23名及び再入団員18名の41名が新たに加わりました。年々減少傾向にある団員数ではありますが、定数330名中、298名が確保されましたことは、有事のことを考えますと安堵しているところであります。

次に、県内の消防署における休日勤務手当の過払いについて新聞報道され、県内の14の消防署が過払いをしていることが判明いたしました。幸いにも当町の消防署では問題なく、安堵しているところであります。

次に、6月10日に賀茂支部の査閲大会が河津中学校グラウンドで開催されました。ポンプ車操法の部で第9分団、小型ポンプ車操法の部で第5分団が出場いたし、それぞれ優勝・準優勝という成績を上げました。幹部役員を初めとし、団員各位の日ごろの訓練等が十分発揮された結果であると敬意を表します。今後も訓練を重ね、有事の際に備えられますようお願いをいたします。

また、消防署におきましては、6月13日に静岡県消防救助大会が県消防学校で開催され、

ロープブリッジ救出競技に4名の署員が出場し、第7位入賞という成績を上げられました。上位に入賞すると関東大会、全国大会まで出場できますので、署員のなおい層の奮起を願うところであります。

次に、救急救命士養成のため研修所に派遣した職員が4月に国家試験に合格し、署内に8名の救急救命士の資格取得者を有することとなります。これからも高度化する救急医療等に対処できる体制を配慮してまいりたいと考えております。

次に、教育委員会関係であります。去る5月13日に開催いたしました熱川地区町民体育大会は、強風が吹く中、幼児から老人会の方々まで多数の参加をいただき、盛大に開催されました。競技は各区対抗の「車は急にとまらない」から熱戦が始まり、家族で楽しむ「魚釣り競争」など和気あいあいに行われ、ほほ笑ましい姿が見られました。老人会の「ミートボール」や「玉入れ」では、お年寄りとは思えない頑張りに、健康づくりの大切さを改めて強く感じたところであります。総合優勝されました奈良本区には、改めてお祝いを申し上げます。

なお、町民体育大会の存続についていろいろ議論もされておりますが、私の政治信条として、今後も引き続き実施していく所存でありますので御理解をお願いいたします。

次に、熱川幼稚園改築工事（建築工事）請負契約につきましては、先般の臨時議会で御審議の上、可決いただきましたが、その際に指名委員長である副町長から、業者選定から契約に至るまでの経過説明により、住民の皆様に御理解をいただいたものと考えるところであります。私としては、少しでも町内需要により活性化が図られるよう、関係業者にお願いするよう指導をいたしたところであります。

また、安全祈願祭につきましては、職員各位、さらには関係者等にも御参列をいただき、5月24日に無事終了し、現在造成工事も順調に進捗しております。来年の1月末日の完成を目指して、安全対策には万全を期して望んでまいりたいと考えております。

最後になりますが、水道関係におきましては、この6月の検針分より水道料金改定18.8%の値上げが実施されます。町民生活の向上等を踏まえ、生活の源である水道の安全で安定した供給の確立を図る上でも、老朽水道施設改修等の建設改良事業計画を推進するためにやむを得ない措置であることを御理解賜りたいと存じます。

なお、町民の皆様には、「検針時のお知らせ」、「新聞折り込み」、「広報ひがしいず」によりまして周知いたしました。また、みずからもハイキャットの取材放映の中で御理解と御協力を得ていただくよう、お願いをしたところであります。

今後一層、経常経費の削減、さらには自己財源の確保を図り、より健全で効率的な水道事業運営を図るべく努力してまいりたいと思います。

次に、白田取水場の水利使用変更許可申請については、河川管理者から平成19年3月28日に占用許可がおりましたことを御報告させていただきます。19年度の工事概要については、現在、施設の集水管の目詰まりにより水量確保ができないために、新しいスクリーンを設置し、既設集水升に接続し、安定取水確保を図る内容であります。工期については、平成20年2月29日まで占用許可を得てありますので、9月ごろ入札を執行し、着工してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

終わりに臨み、梅雨に入り、あじさいの花が一段と美しい季節となりましたが、町民の皆様並びに議員各位におかれましては、健康に十分留意されまして、ますますの御活躍を御祈念いたしまして、行政諸般の報告とさせていただきます。

◎日程第5 一般質問

○議長（居山信子君） 日程第5 一般質問を行います。

この場合、質問には1問ごとに答弁いたします。なお、全問にわたって質問するか、全問にわたって答弁を求めるかは、質問者の意向によるものといたしますので、あらかじめ議長にお申し出ください。

また、質問回数は1問につき3回となっておりますので御協力ください。

◇ 飯 田 桂 司 君

○議長（居山信子君） 2番、飯田桂司さんの第1問、市町村合併問題についてを許します。

2番、飯田桂司さん。

（2番 飯田桂司君登壇）

○2番（飯田桂司君） 皆さん、おはようございます。

今回、私は初めてこの壇上より質問となりましたが、職員各位、また先輩議員並びに同僚議員の皆様、御指導をよろしく願います。

平成15年2月2日、18歳以上の高校生を含む住民を有権者とし、東伊豆町の合併についての意思を問う住民投票が行われました。55.53%の投票率、4,800票での合併をせず、単独でいく選択をしたわけですが、それから4年が経過した今、東伊豆町は再び決断をしなければならない時期に来ておると思います。

さて、今回、1問事前に通告してあります。そこで伺います。我が町も少子高齢化が拍車がかかる中、今後、町は市町村合併問題についてどのような対応をしていくのかをお聞かせください。

○議長（居山信子君） 町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 飯田議員の第1問、市町村合併問題についてにお答えいたします。

飯田議員も御承知のことと思いますが、平成17年4月1日に合併期限を平成22年3月とする市町村の合併の特例等に関する法律、いわゆる合併新法が施行し、これを受け、静岡県では昨年3月に市町村合併推進構想及び合併支援プランを作成しております。そして、11月には合併を推進するため合併支援プランを改定し、1市町当たり1億5,000万円を交付するという合併推進交付金が創設されております。

合併推進構想の中で南伊豆地区1市5町が推進の枠組みとなり、昨年4月に6市町の助役、現在の副市町長ですが、構成する南伊豆地区合併調査委員会が設置され、合併についての協議をしておりますが、各市町に温度差があるという現状でございます。南伊豆地区1市5町の合併については合併新法による合併期限が平成21年度末であり、合併協議会の設置時期等を勘案いたしますと、遅くとも本年中には合併の方向性を決める必要があります。現在、合併調査委員会の中で南伊豆地区1市5町の財政状況等について、調査・検討をしており、7月末には合併後の新市の財政シミュレーションがまとまるとのことでありますので、その後、町内での説明会を開催し、住民の皆様へ合併についての的確な情報提供をしてきたいと考えております。

行政報告でも触れましたが、当町においては、平成15年の住民投票により単独を選択した経緯もあり、また住民の方には1市5町の枠組み以外の合併相手先として、伊東市あるいは河津町という声もございます。いずれにいたしましても、我が町にとって最良の方向を選択するため、今後、財政状況を含めた当町のあり方について議会の皆様と慎重かつ十分な検討・協議を重ね、早急に合併の方向性を検討していきたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

○議長（居山信子君） 2番、飯田桂司さん。

（2番 飯田桂司君登壇）

○2番（飯田桂司君） 今、町長より合併問題についての対応説明をお聞きしたわけですが、皆さんも御承知のとおり、毎日のように新聞、またテレビ等で年金問題が報道をされ、報道番組のネタには事欠かない日々ですけれども、三世代とも、あすはどうなるんだろうかと不安を抱えている日々ではないかと思えます。

国では、先ほど町長からお話がありましたように、地方分権改革推進法が昨年暮れに成立し、今年4月には地方分権推進委員会が発足をしたと聞いております。全国はもとより、静岡県内においても大井川町、由比町と編入合併の話が新聞報道をされている昨今ですが、我が町も決断の時期に来ていると思えます。

日本では明治以来、これまで2回の大きな合併があったわけで、1888年、明治21年から1年をかけ、約7万1,000余の市町村が1万5,000に減ったと記録があります。2回目の大きな市町村合併は、戦後、1953年、昭和28年から始まり、9,800以上の市町村が1956年、昭和31年には4,000の市町村に減少をしたとなっています。御存じのとおり、東伊豆町は昭和34年5月3日、城東村、稲取町とが合併をしております。昭和34年といいますと、前の9月26日、狩野川台風、明けて34年の同じまた月日、9月26日、伊勢湾台風と、大変な災害があった中で御苦労があったことと思えます。それから50年が過ぎた現在、県下は23市19町となっています。合併しないと決めてから4年が経過した今日、4年間はむだであったか、また、いろいろと論議をなし、有意義であったか、結果は間もなく出ることと思えます。

そんな中、合併については、1999年7月、市町村合併特例が改正をされ、2000年には3,232の市町村を1,000に減らすんだという目標が出されました。政府行政改革に盛り込まれたわけで、その結果、昨年末には1,821という団体となり、合計で1,420の市町村、44%が日本から消えたこととなり、村のない県が13県。村が希少価値となり、日本地図から消えていくことは大変寂しい限りであります。

合併問題検討会、合併推進協議会が設置、また離脱と、大変労力を費やし、御苦労があったことと思えます。合併調査委員会での協議が行われていると思えますが、県内では静岡、清水が2003年4月1日に合併をし、2005年4月1日には合併新法などというものが施行され、うたい文句の中に、自主的な市町村合併を推進するための基本指針、静岡県市町村合併構想、自立した自治体を目指してと大きく変わってきております。静岡県知事は年頭のあいさつの中で、市町村に合意制ができなければ勧告をしても意味がない。合併の必要性を理解しても

らい、どこまで誘導できるかが勝負だと言っておりました。県が目標とする合併は、もう既にクリアしているのではないかなと考えるところがあります。

今年に入り、下田市、河津、松崎町での職員が派遣をされ、その中で新市の財政シミュレーションを検討していると聞いております。下田市は6月末ごろに作成、河津町は8月までに作成をし、公表をしたいと言っています。3月12日、町長は議会で、町単独でいくのは財政的に大変厳しい。合併の相手先としては、1市5町だけでなく伊東市も視野に検討している。町民に情報を提供する中、将来的に的確な判断。また、3月26日の記者懇談会で最大の課題については合併と財政と認識を示し、さらに合併については、賀茂1市5町、伊東市、単独の3パターンがあるが、自分の考えは白紙状態。伊東市には再度合併の可能性を高めた。住民投票は行わない。新市のシミュレーションを踏まえながら、先ほどもお伺いしましたが、12月定例会までには結論を出すと思っております。

合併新法が一昨年4月からスタートしてから、県は合併推進構想たるものを作成したわけですが、1万人未満の町村はどのような仕掛けをしているのかと伺いますと、地方制度調査会西尾勝委員長の提案をした西尾私案、西尾構想です。それは特例団体窓口町村といたしまして、窓口業務等、その他の一部のみを処理するだけで、それ以外の事務処理については県が行うとしています。今年に入りまして、第29次制調、地方制度調査会がスタートしたと思っております。そんな中で特例団体の論議がなされることと思っております。

南伊豆地区合併調査委員会は、事務局を下田総合庁舎に開設をし、下田市、河津町、松崎町から派遣をされた3名が専従職員として、その他の3町は役場に担当職員を置き、今後の財政シミュレーションを作成すると聞いております。シミュレーションができた時点でどのような町民に対応をしていくのか、再度町長にお伺いいたします。

○議長（居山信子君） 町長。

○町長（太田長八君） では、飯田議員の質問に答えます。

先ほど壇上で言いましたが、7月末に一応1市5町の財政シミュレーションができてまいります。それを契機といたしまして町では一応各区を回って、その説明会をしていきたいなと思っておりますし、さらに「広報ひがしいず」とか、またハイキャットとか、そういう資料といったものはどんどん流して各町民にまた知らしめていきたいなと、そういうふうと考えております。

そういう中で、先ほど壇上で言いましたが、パターンとしては飯田議員が言っていた3つのパターン、1市5町、単独、そして伊東。その中で、町民の方が最近だと河津との声も聞

こえてきますもので、その中にまた一つ河津も考えていきたいなということは自分自身思っておりますし、その中で一度、河津の町長にも一応考えさせてほしいよということは河津の町長に言っておりますので、この一応4つのパターンを考えていきたいと考えております。

とりあえず7月末、1市5町の財政シミュレーションができた段階で各区を回って、住民に説明していきたい、そういう考えでございます。

○議長（居山信子君） 2番、飯田桂司さん。

（2番 飯田桂司君登壇）

○2番（飯田桂司君） まず、町民も、もうこの平成19年度の合併問題についてはもう本当に期待をするといいますか、待っておりますので、ぜひ数多い各区の説明会をお願いをしたいなと思います。

私も選挙期間中、多くの住民の方より、おい、飯田さん、合併問題はどうなるんだと、どここの市とは一緒になりたくないよとか、合併するならどこどこだよ、もしおれたち若い者の意見と違った結果が出たら、おれたちはここには住まないよと、そんな意見。また、既に町民の方々は隣接する市町村の現状をよく把握していることもあり、間違った決断をするなよと多くの方々よりお話を伺いました。

東伊豆町の人口を推移してみますと、町の人口は、平成19年3月末は1万4,729人。2015年、平成27年には1万3,000人ほど。2030年、平成42年には1万人を割るのではないかなと推計されます。東伊豆町の高齢化比率は平成19年4月1日現在で29.7%、前年度比1.4%増となっています。今から20年後は、人口の約半分が65歳以上の老年人口となることと思います。今ここ東伊豆町に働く職場はもとより、家が建たない、人が住みにくい。その理由は何かと聞かれたとき、まずこの地は土地を離さない。家を建てるには道が少ない。水道が来ていない。悪条件が重なっていることも、一つの理由ではないでしょうか。ここ東伊豆町に住み、町内で働く職場、働きやすい、住んでみたい、子育てをしてみたいと思うまちづくりが人口減少に歯どめをかける第一歩ではないかなと私は考えます。

今ここ東伊豆町の置かれた現状は、平成14年5月、賀茂地区合併問題検討会が設置され、5年以上が経過し、平成14年から23年までの10年間の第4次東伊豆町総合計画が出され、町長は皆が安心して暮らせる町、笑顔があふれる町をキャッチフレーズに推進してきたわけで、東伊豆町がいかに生き残るか、合併をする、単独でいく、そのためにはまず平成19年度当初予算等を町民各位に認識をしていただき、現状を詳しく何回でも説明、お話をさせていただく中で、町民1人1人が町の今後のあり方を考え、自覚をし、あすを担う子供たちに平成の合

併問題は的確な決断であったと、末代まで残る決定をしていただきたいなと思います。

そんな中で、一番問題となってくるものは、町の財政だと考えます。今後、財政改革を重点的に取り組みをしていかなければ、合併、あるいは単独のどちらに決めても東伊豆町の生き残りはないと思いますが、合併に伴う行財政改革についてどのような改革を推進していくのかを教えてください。

また、今年、国より平成17年度決算実質公債比率が出されました。1,845市町村のうち東伊豆町は755番となっていることが報告がありました。町の行政運営に大切な税収対策について、さらなる取り組みがありましたらお聞かせをください。

今、東伊豆町観光協会の主催により、大川竹が沢公園におきましてほたる鑑賞の夕べを開催しております。ぜひともごらんをいただきますようお願いをし、私の質問を終わります。

○議長（居山信子君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、飯田議員のまちづくり、私も全くそのとおりでございまして、若い者が住めるようにそういうまちづくりをしていきたいと思っておりますし、そういう意味で人口の減少は極力抑えたい。そういう中で、さっき壇上で言いましたが、少子化対策とかに対しまして、町もそういう施策をいたしておりますので、飯田議員にまたいろいろな面で御協力願えればありがたいと思っております。

そういう中で、まず行財政改革についてでございますが、飯田議員も御承知のように、町では一応こういうものを出しております。そういう中で、これにのっとって町といたしましてはやっております。その中で4点ありますけれども、第1点目といたしましては事務事業の見直し。そして2点目として、とりあえず自主財源を確保いたしたいなということですね。そして、3点目は指定管理者制度といたしまして維持管理費を節減したい。そして、4点目は定員の適正化計画に基づくその人員の削減、このことを考えていますが、詳しいことは総務課長から説明いたさせますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

そして、さらにもう一点の税収対策につきましては、壇上で申し上げましたが、現年課税分による徴収、これはバルブ時に戻っております。しかしながら、滞納繰越分を考えますとまだまだ70%に満たないということで、またさらなるまだ職員等の頑張り、これも必要ではないかと思っておりますし、平成20年から、県によりますと静岡地方税一元化構想があります。そういう中で滞納整理機構ができてまいりますので、そういうことも一つの対策になるのではないかなと思っておりますが、この静岡地方税滞納整理機構、これは税務課長からどのようなもの

かということの説明いたさせますので、よろしくお願いたしたいと思います。

○議長（居山信子君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（加藤 悟君） ちょっと今、お話しした内容の中で、飯田議員の質問の中で合併に伴う行財政改革については、どのような改革を推進をしていくのかという御質問の中で町長は4点ほど申しましたけれども、1点目としては、事務事業の見直しの中でいろいろな事業の推進に当たっては、職員すべてゼロベースの視点で見直しを下さい。それから、住民サービスの低下にならないような行政事務のスリム化。いわゆるこういうことによって組織機構を見直した中で、現在に対応したものをしていきなさいということでございます。それからあと、各種委員会の数や委員定数の見直しもその中にも入ってございます。さらには、消防署の広域化の推進等も今後図っていかねばならないかなと、こういうものがまず第1点目でございます。

次に第2点目として、町長が申しました自主財源の確保ということでございますけれども、これにつきましては、やはりうちの町は財政的にはかなり、他の市町と比べると財政力は高いというところがございますが、基本的にはそういった中でも町税の収納率が県下最低というところがございますので、そういった収納率を積極的な中での向上を図ってまいらなければいけないと。これは、また先ほど町長にもありましたように、税務課長の方から一元化の関係で詳しい説明があろうかと思えます。

それから現在、町で徴収をしております使用料、手数料、こういったものも適正な水準へ改定をして徴収をしていこうということでございます。

それから、自主財源の確保の中で、今後非常に重要になるということにつきましては、過去、土地開発基金等で取得した土地の処分、さらには町有財産の中で処分可能なものの売却等もした中で自主財源の確保を図るということも、重要なことだと考えているところでございます。

それから、3点目の指定管理者制度の活用ということで、これにつきましては前向きに今検討をしておりますけれども、やはり今後、行政の経費を削減するには外部委託、いわゆるアウトソーシングというもののの中で施設を民間に維持管理をしていただくと、こういうことも今後の行財政改革の中に入れ込んでいかなければならないかなというふうに考えます。

それから、4点目の最後ですが、町としても、平成22年までに職員をどのように今後削減を図っていくのかというものを定員適正化計画の中に示してございます。現在のところ、その内容については、かなりもう計画以上のものの中で削減がされているということについて

は、また資料提供をさせていただいた中でお示しをしたいということで、そういったものをしてしながら人件費等の抑制を図っていくと。こういったものは、今、町が今後取り組んでいく行財政改革というふうに御理解をしていただければいいのかなというふうに考えているところでございます。

あと、飯田議員の御指摘の中に一部触れております実質公債比率というようなものがございますけれども、これについて細かく説明すると非常に難しいというふうに考えておりますが、現在のところ、パーセンテージを申しますと、うちの町が14.1、それから河津町が13.4、南伊豆町が10.8、松崎町が8.9、西伊豆町が14.6、下田市においては20.4というふうな数字になってございます。

これにつきましては、なぜこういう実質公債比率を示すのかということについてですが、一応、制限的には18%を超えますと、普通、町がお金を借りるときには県知事の認可が必要ですが、この認可は要らない、要る必要性のある数字が18%と。認可が要らないで協議、許可制でお金を借りることができますよという数字が18%ということでございます。それから、さらにそれが25%を超えますと、町で行う事業の中の単独事業という事業があるんですが、それについては起債は認めないよと、こういう厳しい、お金を貸せませんというような数字が25%と。そういったものを試算する数値が実質公債比率というふうに御理解をいただきたいと思っております。

ですから、現在のところ、うちの町のパーセンテージでいきますと14.1ですので、そんなには危険度が高い数字ではないというふうに考えますが、やはりこれからもその数値に着目をした中で財政運営をしなければならないのですけれども、過去にも議員の皆様方にも御案内申し上げたように、今後うちの町で想定されるお金の起債ですけれども、特に大きい事業はありません、今のところ。過去、総合文化会館を建てるために取得した用地ですとか、あるいは庁舎、さらには保健センター、図書館、それから最終処分場などのかなり住民が行政推進のために必要な施設というものを高額な借金をして建設をしていましたが、そういったものをすべて平成22年までには償還が完了するというので、その償還財源については相当今後減ってくるということの推計から考えますと、この実質公債比率そのものは今後高くなる要因は特にないのかなと、こういうふうな現在、推測をしているところでございますので、総体的な行政改革というもののの中では、今言ったような4点のことをシビアにとらえながらやることによって、ある程度財政危機は今後逃れてこれるのかなというふうに考えますが、合併とはまた違った視点でのとらえ方というふうに御理解をいただければありがたいと思

ます。

以上です。

○議長（居山信子君） 税務課長。

○税務課長（田村正幸君） それでは、私の方からは、静岡県がただいま準備を進めております地方税一元化構想につきまして若干概要を御報告させていただきます。

地方税一元化につきましては、平成17年1月に静岡新聞等で発表され、今日まで準備が進められておることは御案内のとおりでございます。三位一体の改革によりまして、3兆円規模の税源移譲がこの19年度から本格化いたしました。既に納付書を納税者の皆様方に発付をさせていただいておりますので御理解いただきたいと思います。この三位一体の改革により、地方は国に依存した財政運営型から独自性を発揮する自治体運営へと切りかわっていくというものがございまして、公平で公正な税収の確保というものがさらなる重要性を増してこようかと思われま。

これに先駆けまして、静岡県は全国に先駆けて自治法によります広域連合組織をもって、19年4月1日現在、42市町ございましたが、42市町と静岡県、県税も含めた中で広域連合組織を編成していくということで全市町の一致が図られております。具体的には20年4月、まず滞納整理事案を処理する機構組織を現在準備作業を進めております。最終的には23年4月を目途に完全一元化、つまり課税から徴収に至る事務すべてを広域連合組織をもって行っていくという計画で進めております。

まだ未定の内容ではございますが、本年9月の定例議会には、場合によってこの滞納整理部門の規約制定における案件が上程されようかと思しますので、そのときにはよろしく御審議をお願いしたいと思います。

概要ということになりますけれども、当然ながら、こういった滞納整理事案を積極的に整理していく必要が当然県下全域において必要となつてきておりますので、東伊豆町におきましても当然ながらこれに参加をしていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（居山信子君） 以上で、2番、飯田桂司さんの一般質問を終結いたします。

ここで10時55分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時55分

○議長（居山信子君） 休憩を閉じ再開いたします。

◇ 西 村 弘 佐 君

○議長（居山信子君） 次に、7番、西村弘佐さんの第1問、町水道についてを許します。

7番、西村弘佐さん。

（7番 西村弘佐君登壇）

○7番（西村弘佐君） 皆様、こんにちは。

今回、改選後初の定例会を迎え、本席にて、町民各位の安定向上を図る諸点、そして当町の基幹産業である観光の向上に町長を初めとする当局の皆様方と種々御検討できる機会をいただきましたことに、まず御礼申し上げます。私はこれからも研さんに傾注し、町民の負託にこたえてまいりたいと思っておりますので、何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

それでは、今回御通告申し上げました私の質問、町水道について申し上げます。

生活と水、今回、水道料金の改定でその点だけに注目されますが、生活に欠かせない必需品としての確保を含み、次の諸点でお伺いいたします。

料金改定の検討は、機を見る時期として、いつごろよりあったのか。

大口利用料金が高くなっているわけは。

浄水場で伺います。何年にでき、完成後の保持はどのようにしているか。また、機能が停止したら影響は。そして対策は。

我が町の産業構造上、水は不可欠の要素があり、水道は独立会計といえども財政援助はとれないのか。

この諸点等につきまして、御質問申し上げます。

○議長（居山信子君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 西村議員の第1問の町水道については4点の質問となっておりますが、総体的に関連がありますので順次回答させていただきます。

1点目、料金改定の検討は時期としていつごろよりあったのかについてお答えいたします。

第5次拡張事業や建設後38年余りを経過し、老朽化している白田浄水場等の主要施設の整備事業、また老朽化した配水管の更新を行うための費用がかさむ一方、料金収入が低迷しているため、現状では水道施設整備計画が進捗していない状況であり、今後、維持管理・施設更新の時期を迎え、さらに経費の増加が見込まれる中で、水道課では事務事業の見直し及び維持管理における集中管理システムの導入等を図り、職員の削減を実施し、経常的経費の削減に努めてまいりました。

料金改定については、県の指導で5年に一度ぐらいに見直し等の指導もあり、平成13年度より料金改定について検討してきましたことについて、御理解をお願いいたします。

2点目の大口利用料金が高くなっている理由はについてお答えいたします。

水道料金は、使用水量が多くなれば動力費及び薬品費が増大します。また、大口利用者への供給には、水需要が増大する時期には安定供給を図るため、水道施設を最大使用水量に備えて整備することになりますので、使用水量が多くなるほど高くなっていますので、御理解をお願いいたします。

次に3点目、浄水場で伺います。何年にでき、完成後の保持はどのようにしているか。また、機能が停止したら影響は、そして対策はについてお答えいたします。

白田浄水場は昭和42年竣工し、昭和43年8月1日稲取地区通水開始、昭和45年11月1日熱川地区通水開始して以来、約38年ほど経過しましたが、浄水施設の維持管理に努めるとともに老朽施設の改修等に対応しています。

また、白田浄水場の機能が停止した場合の影響ですが、東伊豆町水道事業における供給能力として約78%を占める重要な施設であり、長時間施設の故障等が発生した場合には、町民への生活に支障を来すことが想定されますので応急給水等に対応する次第ではありますが、安定供給を図る上で施設整備は急務であると認識しております。そのためにも、今般の料金改定により内部留保資金の確保を図りまして、白田浄水場の施設改修計画を策定したいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

4点目、我が町の産業構造上、水は不可欠の要素があり、水道は独自会計といえど財政援助はとれないかについてお答えいたします。

水道事業の経営は、「事業に必要な経費は、その経営に伴う収入をもって充てること」と定められており、独立採算制を基本としております。また、能率的な経営のもとにおける適切な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならないとされております。地方公営企業法を運営する財源といたしましては、国からの補助

金及び企業債等があります。また、一般会計、または他の特別会計より「出資、長期の貸し付け、負担金の支出、その他の方法」により負担するものと、「災害の復旧、その他特別の理由により必要がある場合に補助することができる」と規定されていますが、公営企業の能率的、合理的な経営により独立採算に徹すべきものと思いますので、御理解をお願いいたします。

○議長（居山信子君） 7番、西村弘佐さん。

（7番 西村弘佐君登壇）

○7番（西村弘佐君） この料金改定につきましては、大方の町民は御理解いただいたようでございます。そのように拝察を私もしておりますが、18.8%を一気に値上げするというのは大変大きく見えますので、なぜ、この平成9年から19年までの10年間こういうことをしなかったのかなと、このように思っております。

町長の行政報告にもありますとおり、生活の源である水道の安定した供給の確立、これは大切なことでございますので、料金はもちろん大切なことでありますけれども、やはり電気、ガス、水道、生活の基本の中で水道料金は安くされているのは、皆、御存じでございます。しかし、電気とガスがとまった場合は、ろうそくでも、そして寝ればいいかもしれません。また、燃し木を燃せばいいかもしれません。しかし、水道、水だけは確保しなければ生きていけないわけでございます。やはりこういう場面のときが出たら、遠慮なく、このようにしなければならないということをいって進むべきであったかなと思っております。

また、私は、先ほど町長の御回答にもありましたとおり、分けて質問申し上げましたが、町水道全般でございますので申し上げますれば、やはり大口供給、御回答のとおり、お正月はたくさんお客さんにお見えいただいても、冬でございますから。しかし、夏場、お盆といわれるときにお見えいただいて、水を大量に消費する、それが供給できないというわけにはいかないのです、水道の方もそれなりに供給施設をつくるから、大口の需要につきまして多少の価格変動があるというのは、一般的には大量に使う先は安くなってというのが一般論でございますから、やはりここらあたりも大きく皆様に説明しておく必要があるかなと思っておりますので質問させていただきました。

浄水場の問題でございますが、私もたまたま常任委員会の委員長という立場で、同僚山田議員と私が料金改定の審査の方に入らせていただきましたので、大変この点につきましては質問を受けました。私は、ちょっと申しわけないんですけれども、使用料は払う、税金は払う、それを適切に運営していただくのは皆様方であると、このように考えておりますから、

とっさにはなかなか回答ができませんでした。しかし、やはり考えてみれば、いろいろなもろもろがあると思います。

この料金の改定につきましては、やはりもうある程度わかられております。それは10年間やらなかった。そして、よその町より安いんだ。しかし、これは余り理由にはならないと思います。この間も委員会の後、ずっと国道を通りましたら、たまたま委員会の席上で回答しておりました水道課の課長と課員が、ちょうど国道筋で水が出ているところが何で出ているんだと、原因で、一生懸命、作業服に着がえてやっておられまして、非常にそういう目に見えない努力は、私どももたまたま見たからだけではございません。幾つか拝見しまして、努力はしているなと思いますが、こういう料金改定なんかにつきましては、やはり全員で考えてやっていただいているのではないかと思います。これは水道課の問題だから、水道課が考えろよと、適切な言葉があったら書いておけではなくて、企業であれば、やはりその道に賢しとそれぞれありまして、法律に詳しい者、税務に詳しい者、文章にたけている者、いろいろいるわけですから、そういう者の応援もして、町民に徹底してわかりやすくすべきだと思います。

生活の源である安定した供給をするには、老朽水道施設等の再建改修は必要だと、こういうふうに町長は行政報告で話されておりますが、こういうことが早く伝えられれば非常にわかりやすいのではないかと、このように思っております。

それから浄水場につきましても、私も現場を見に行きました。大変怠慢ではございますが、こういうことがなければ見に行かなかったと思います。ほとんどの方があの浄水場は見に行っていないと思いますが、一番の源である浄水場が大変危険でして、これは必要だと思いました。今、高知県ですか、早明浦ダムの水が少なくなったとか、東京都は雪解けの水がないからこうだとか、いろいろ言われておりますが、水の供給では私どもの町では非常に安定したものがあって、いわば安定の中に安心で過ごしているわけですから、その安心を確保するためにはこういうことが必要だと教えていただいたり、そしてそのためにはこのようなものが必要であるということは、ぜひお願いしたいと思います。

浄水場ができる前の、先ほど町長から御回答いただきました43年ですか、これあたりのときやその以前は水は井戸水的なものを使っていたものですから、ちょうどお客様がお見えいただくときに水がなくなって、大ぶろの湯の冷めたのを水がわりにちょっと使ったりなんかしたことがあります。そういうときの労働は大変でございますけれども、今もし浄水場がだめで、普通の飲料ですね、これは給水車が行くといっても、業務用の水まではできなかった

場合、大変です。若い人がそんな過酷な労働をやるだろうか。また、当時はお客様の方も、来られる観光客の方も、それほどの生活水準ではございませんから理解されましたものが、今、完全にされております時代に入ってくれば、そんなことを無理してまでも観光地であるそこへ行かなくても、観光地はよそにたくさんあると、このようになれば、営業にする影響は大変多大なものでありますので、こういうものを踏まえたら、官民でこの問題は考えていただいていたいいのではないかな、このように思っております。

私どもの町の産業構造としては、水産加工業、飲食業、そして最大の宿泊産業、こういうのがありまして、水は5万人なら5万人、1万人なら1万人では過ぎさない。やはり観光客が来る分だけ確保しなければならないということになりますと大変でございます。そういう点をも踏まえまして、税務の方で、私は税のエキスパートではありませんから単にお尋ねだけしたわけですけれども、事業所得税等で納入されるお金はそういう産業から来るお金だから、そういう面をも考慮できないかということで申し上げた次第でございます。よろしく、その点でもし御回答お願いできれば、いただきたいと思っております。

○議長（居山信子君） 町長。

○町長（太田長八君） では、西村議員の水道料金に関する事で、本当に審議委員会として西村議員は本当に御足労ねがいで、本当にその節はありがとうございました。

18.8%、これが高いかどうか審議委員会で十分審議していただき、この率で通していただきましたので、この率でやっています。本当、料金改定、先ほど壇上で言いましたのは、平成13年以降から、これ何回もやった中で、やはり当時の為政者、これは本当はやらなければならないことであつたと思うんですよ。そのときにやっていたら、このぐらいのもっと低い率で多分水道料金がいったと思うんですけれども、たまたま今回やって、このようなことになりましたものをまた町民に理解していただきたいと思っております。

さらに、大口につきましては、やはり先ほど西村議員が言ったように、普通、多く使えば安くなる、これは多分世間のあれだと思っておりますけれども、先ほどの2問目、再質問で答えましたように、大口利用者の安定供給を図るために、それだけの負担はしていただかなければならないもので、その点、大口利用者に対しましては理解していただきたいと考えております。

さらに浄水場につきましては結構老朽化しておりますので、今年、耐震診断をいたしまして、どのような方向に進むか検討していきたいと考えておりますもので、また議員の皆様にはよろしく願いいたしたいと思っております。

そして、やはり水道、水の供給、これは本当に安定しなければ町民に不便をかけますもので、今後とも安定供給に対しては十分注意していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたしたいと思います。

○議長（居山信子君） 7番、西村弘佐さん。

（7番 西村弘佐君登壇）

○7番（西村弘佐君） ただいまの町長の回答で、大方の理解はさせていただきました。

ただ、大切なのは、何度も言いたいことですが、水なくして生活できないということの基本にやはり政策を執行していただきたいと、このようなことが私の根底にありまして今回質問させていただいたわけでございます。

産業も、例えばレンズを磨く水道を非常に使うところなんていうのは、例で言うならキャノンが多摩川の近くにある下丸子に工場をつくるように、産業としてそちらの方へ水がよく出るようなところに工場を持っていけばいいわけですが、私どもの観光産業というのはそうはいかないわけでございます。ですから、水の供給がなくなったら大変だということを受け入れる側も認識しなくてははいけません。そして、それを供給する側もそういうことは大切だ。ただし、産業振興のためにはこういう援助もできたらいいということがあれば、そういうことでお願いした次第でございます。今回はそれを主体でございますので、大方の方にも御理解いただけるとともに、私も納得させておいていただきますので、この質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（居山信子君） 町長。

○町長（太田長八君） 先ほどの水の安定供給、これはもう皆さんにお約束していきたいと思っております。そういう中で、再質問で言いましたけれども、当局といたしましても、事務的経費とかいろいろ集中管理システムも、また職員の削減、いろいろな面で経費削減を図っております。そういう中で、今回、もう申しわけなく料金を値上げいたしました。これは十分、町民の方にも納得していただきまして、また今後、6月から料金が上がります。そういう中でいろいろなことがありましたら、また水道課の方に言ってこられれば、それなりに対応していきたいと考えておりますので、町民の理解のほどをよろしくお願いいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（居山信子君） 以上で、7番、西村弘佐さんの一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 13 分

再開 午前 11 時 14 分

○議長（居山信子君） 休憩を閉じ再開をいたします。

◇ 鈴木 勉 君

○議長（居山信子君） 続きまして、8番、鈴木 勉さんの第1問、災害時における要支援者に対する支援体制はについてを許します。

8番、鈴木 勉さん。

（8番 鈴木 勉君登壇）

○8番（鈴木 勉君） 皆様、おはようございます。

私は、議員の責務は町民のために働き、町民の皆様が住みやすい町をつくるのが議員の仕事とっております。我が町も今大変な時期で、多くの課題が山積みされております。私もさきの選挙におきまして町民の皆様より議員といたしまして負託されました以上、一生懸命勉強をいたしまして、町民の皆様が安全で安心して住める、笑顔があふれるまちづくりに努めていく所存でございます。どうか御支援のほど、よろしく願いをいたします。

私は今定例会に3問通告してありますが、答弁は1問ずつお願いをいたします。

それでは第1問、災害における要支援者に対する支援体制はについて質問いたします。

昔は地縁、血縁で強く結ばれていたころの地域社会では、個人や家族では対応できない課題を住民相互の助け合いによって解決していくことができましたが、生活様式の多様化、地域の過疎化、高齢化などで、地域の助け合いによる相互扶助も急速に低下してきております。このように地域社会が変容していく中であっては、人々の支え合い、助け合いがこれまで以上に大切になってきております。今、私たちが暮らす地域の中ですべての人が安心して幸せに暮らすためには、町と町民がともに地域について考え、行動していく地域福祉への取り組みが必要になってきております。

特に災害時に、緊急時に対する支援が大事でございます。今しなければならぬことは、この災害時におけるひとり暮らしの老人、障害者、幼児などに対する支援体制の確立が緊急の

課題となってきました。もし地震などによる大規模な災害が発生したときには、障害者、高齢者、乳幼児などの災害要支援者に配慮した避難施設の確保が必要となってくるわけでございます。

そこで1点目として、避難施設として適切であると判断する社会福祉施設と災害時要支援者のための使用に関する協定が締結されていますか、お伺いをいたします。

また、地域の過疎化や高齢化などで協同意識や相互扶助機能が低下しております。ですから、町民と行政が連携して地域の福祉問題に取り組んでいく必要があります。安全で安心して住めるまちづくりのためには、福祉問題を解決するための目標や役割、方法や課題が示されてくるわけでございます。

2点目として、東伊豆町においては地域ごとにネットワーク体制が構築され、推進されていますか、お伺いをいたすところでございます。

よろしく御答弁のほどをお願いします。

○議長（居山信子君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 鈴木 勉議員の第1問の災害時における要支援者に対する支援体制は、2点からの質問になっておりますが、関連がありますので順次お答えいたします。

まず、第1点目の社会福祉施設と災害時要支援者のための使用に関する協定が締結されていますかについてであります。社会福祉施設の中で災害時に避難場所等に指定がされていない社会福祉施設は老人福祉施設であり、特別養護老人ホーム湯ケ岡の郷と児童福祉施設であるいなとり保育園、有料老人ホームのライフケアガーデン熱川、伊豆ヘルス・ケアマンションの4カ所となっております。現在これらの施設とは、使用に関する協定が締結されていないのが現状であります。

施設は公的施設、民間施設とそれぞれあることは御理解いただいておりますが、やはり災害時に現在の入居者、または利用者に加え、災害時要援護者を施設に受け入れるための場所、人員、資機材の確保など、入所、通所者に支障が生じないよう施設側と協議し、災害時要援護者の受け入れが可能であれば、協定を締結することについて前向きに検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の地域ごとにネットワーク体制が構築され、推進されていますかについてお答えいたします。

地域ごとの災害時要援護者の支援ネットワーク体制についてであります、「自らの命は自ら守る。自らの地域は皆で守る」のスローガンのもと、自主防災会が主体となった災害時の救援救助体制の構築を働きかけているところであります。災害時要援護者の支援については、各自主防災会において民生委員と一緒に自主防役員や中高校生が要援護者世帯を回って、状況確認や救援救助など支援が行えるような体制づくりをしていただいているところであります。

また、要援護者の支援ネットワークに不可欠な要援護者台帳の整備に当たっては、議員からの3月定例会における御質問にも答弁させていただいておりますが、個人情報保護法に抵触しない視点で、災害時要援護者の主管である福祉担当と防災担当において、この4月から手挙げ方式による把握のためインターネットを活用した電子申請を活用していただくことを推進しておりますし、回覧、または新聞折り込み等による広報により、あくまでも自己申告を原則に申請用紙の配布による要援護者台帳の整備について検討をしているところであります。

先進地の調査研究もしているところでありますが、作成がされました台帳につきましては災害時に活用できるよう自主防災会長へ配付するとともに、年2回実施している防災訓練においても、マンネリ化を防ぐためにも要援護者の把握などを自主防災組織ごとに行っていただくなどの検討もしておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（居山信子君） 8番、鈴木 勉さん。

（8番 鈴木 勉君登壇）

○8番（鈴木 勉君） 今の町長の答弁によりますと、この東伊豆町におきましては、老人福祉施設として特養湯ヶ岡の郷、また有料老人ホームのライフケアガーデン熱川、また伊豆ヘルス・ケアマンション、児童の福祉施設としてはいなとり保育園、この4カ所があると。しかしながら、これらの公的施設と民間施設とは協定が締結されていない。この締結される可能性があるのかなという私の今の疑問の中にも、なかなか今の町長の答弁の中でも言われたとおりに、今入所をしたりしている人たちは災害時にもやはり今以上の手がかかる、非常に手いっぱいな状態になるのだろうと、そういう状況の判断の中には、これから災害のときにどれぐらいの多くの人たちが収容されてくるのか、そういう数字の把握もできない。そういう中では、この今ある4つの施設と障害者や高齢者や、また乳幼児の収容をお願いできるかという締結は難しいだろうというところに落ちつくのではないのかなと思うわけでございますね。

ですから、その点を踏まえまして、行政側としたらそれにかわる施設、前回は質問をしてあるんですけども、健常者と同じところにそういう高齢者や障害者や、またゼロ歳児から始まる乳幼児の人たちが一緒に、そういう大きな1カ所に収容するという形は非常に難しいだろうというのは再度にわたって一般質問をしてございます。その中でこれにかわる、この4つの公的な施設、ちゃんと整った施設があるこの4つの施設との締結が難しい、それを踏まえて、これにかわるものとしてどういう考え方があるのか、その点をひとつ聞いてみたいなどと思っております。

それから、2点目といたしまして、通告しました支援ネットワーク体制。東伊豆町でも、自主防災会を主体として災害の救援救助体制を構築すると。特に要支援者の支援については、自主防災会、民生委員、中高生が各世帯を回って、状況の確認や救援救助の体制づくりをしているというのが町長の答弁の中にもあったわけでございます。

また、個人情報という形の中で、以前、私がこの質問をしたときにも、前町長から、なかなか名前の確保、どこの家庭にどういう高齢者がいるとか、ひとり暮らしがいるとか、障害者がいるとかという把握が難しいんだよというお言葉があったわけですけども、それを今は手を挙げた方、そういう方たちを中心に要保護者の台帳も整備され始めているという答弁があったわけでございます。

また、先進地の調査研究もしていきたいという考え方も示されているわけですけども、いつ起きても不思議でない地震、災害に備えた支援体制の構築が本当に急がれるわけございまして、このことは町長を初め、どなたも十分に理解をされていただけるものだと思っております。

東伊豆町でも、自主防災会、民生委員、中高生を中心としたネットワークをつくって、このつくりを進めている。そのために先進地の調査研究もしている。もちろん、当局側にも資料があるだろうと思うんですけどもね。このような体制づくりは非常に本当に大変な苦労もいるし、日ごろの訓練も大変ですし、なかなか一口にはこれをつくりなさいと、つくっていただきたいとお願いしても、そうです、はいというわけにはいかないだろうと思うわけでございます。

私も、日ごろから各区の区長さんや役員の方たちがまちづくりのために頑張ってきていること、また民生委員の方たちも、日ごろもまたこういう高齢者やひとり暮らしの老人のところに顔を出して、ケアしてくれている。それは十分に認識しているわけございまして、非常に感謝をしていく。日ごろから、またそういう人たちの苦労もちゃんと私も見させ

ていただいておりますという、そういう状況でございます。決して区の人たちが何もしていないと、そういうことで申し上げているわけでないもので、御理解のほどをお願いしたいと思っております。

その上でお聞きしたいのは、東伊豆町ではモデル地区としてどこかを決めてネットワークの推進を図っていく計画、考え、またこのような私が言うような、災害時におけるような、そういうものを対象とした地区づくりがなされているところがあるかどうか、その点についてお聞きしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（居山信子君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、1点目のかわる施設、これはなかなか厳しいものがありまして、今の現状ではないのが現状ではないかと自分自身は考えております。そういう中で、壇上で言いましたが、人員とか資機材の確保、入所、通所者に支障が生じないような中で施設側と十分協議して、前向きに検討してまいりたい、それが現状でございます。だから、そういう施設は、現状この町にはないのではないかと自分自身は考えております。

次、2点目の地域ごとに関しましては、一応この3月に全世界帯にこういうものを配布いたしました。これは御理解を願いたいと思っております。そういう中で、壇上でも言いましたが、町でもそれなりに前向きに検討している。それで、この中に「由比町、向こう三軒両隣作戦」という言葉がございます。この中で町もこれをやっておりますが、この詳細につきましては一応総務課長の方からちょっと説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（居山信子君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（加藤 悟君） 鈴木議員の質問の中で、2点ほど、ちょっと私の方から御説明をさせてもらいたいと思っております。

以前、鈴木議員からも御指摘がございました乳幼児、あるいは老々世帯、独居老人、それから障害者の方々、それから外国人、この方が町内にどの程度おるのかなということについては調査はされております。この方々が災害時にどういうふうな形の中で受け入れを何かあったときにはされるのかということが一番懸念されているということの中で、今御指摘がございました社会福祉施設等に受け入れが可能でないかという話だったと思うんですね。その中で、前にもお話ししましたように、町で指定されている広域避難場所、そこに健常者の方々や障害者の方々とか、あるいは乳幼児とか、そういうスペースをつくった中で対応せざるを得ないかなというふうには考えています。

御指摘のように、ある程度の財源を要しましてそういった避難所をつくることについては、これは財政的に余裕があれば、そういう場所を確保した中でつくるということは考えられますけれども、ちょっと今の状況では場所とかスペースの問題、そういうものを踏まえると厳しいのかなと。現在指定されている避難場所の方で対応せざるを得ないかなと、そういうふうに考えております。それができれば一番いいわけなんです。

次に、モデル地区ということで、どこかそこを指定をしてということでお話ございましたけれども、現在、先ほど町長の答弁にもございましたように、自主防災役員や中高生が要援護者世帯を回って、状況確認や救援救助などの支援が行えるような体制づくり、これを今取り組んでいるのは、町内で大川地区と北川地区の中で取り組んでございます。その中でそれを参考にさせていただきまして、どういったときにそういった活動をしているのかとか、そういうものも最終チェックをしまして、できれば稲取地区の方の入谷、例えば東、田町、西町、範囲が広いんですが、それを小さいエリアの中で推進をしていくようなとりあえず立案をして、自主防災会長の方に投げかけていきたいというふうに考えます。

個人情報保護の視点もありますが、やはり行政で住所、世帯等については掌握していますので、それを住宅地図に色別に落とした中で、公表しないで自主防災会長さんに保管をいただいて、有事の際にはそういうものはすぐ対応できるようなこういう体制は、個人情報保護の視点からいったときに特に問題はないのかなというふうには考えますが、あくまでもこれは自主申告というのが建前なものですから、その辺と行政との処理の仕方を誤らないような形の中で今後前向きに検討したいというふうに考えておりますので、御理解をお願いします。

○議長（居山信子君） 8番、鈴木 勉さん。

（8番 鈴木 勉君登壇）

○8番（鈴木 勉君） この災害時における要支援者に対する支援体制、これは今回が初めてでなく過去何回となく質問もしてきたわけでございます。一番最初に行わせていただきました一般質問の中では、安心してこの町を訪れることができるように、観光客に対する配慮として津波の掲示板や海拔の掲示板の整備、これが非常にもう老朽化している、そのことについてもお願いしたし、それからこの土地柄になれていない訪れた人たちが、もし災害が夜中に起きて電気が消えた中での避難を戸惑うことなく、ソーラーシステムでの電柱の設営もどうでしょうかという形もお話もしてきました。それから、高齢者や寝たきり老人にはおむつの無料配布、それから乳幼児のミルクについては、争うことなく町が全部品物の調達をした

中での配布をしていくという、そういう答弁もいただいてきております。今日はまた、その中での最後の集大成という形でございます。

今この人たちをどこに収容するのかなど、これが今の答弁の中でも、なかなかはっきりとしたお答えが出てこない。私も、こういう今の東伊豆町の経済状況の中では、新しい収容施設をつくっていくという、そういう大それたことを申し上げるつもりは何にもございません。しかしながら、やはりこの町にも学校もあるし、体育館もあるし、いろいろな施設もあります。そういう中をこれは、ここは健常者用、ここは障害者用、ここは乳幼児用と振り分けた中での体制を組みまして、その中での災害が起きたときのシミュレーションの中で、ここには何人収容できるのか、ここに乳幼児が収容されたときにはどのような手配の中で食料の配達ができるのかと、いろいろと考えるべき点はあろうかと思うわけでございます。

ですから、今答弁の中でも、このもう一方でのモデル地区、それについては町長の話の中では由比町があるよと。しかしながら、一番近くの、この私の手元の資料によりますと、この5月12日に伊東地区の宇佐美地区がこのモデル地区に指定されまして、地域福祉計画の推進会議が発足したと、そういう記事があるわけでございますね。内容は、今私が質問させていただきましたようなケアでございます。ですから、由比もございますけれども、伊東もございます。だから、そのままねをしろという形ではございません。

私も、今答弁にありましたとおりに北川や大川、この地区の防災の方たちがどのような形で地域の人たちの要保護を必要とする人たちを守っていくのかな、やはりそこら辺をしっかりと見定めまして、これを全町、区に広めて、いいところはちゃんととるし、改良すべき点は改良する。そういうところをもう少しきっぱりと町の方の行政としても、北川と大川に頼る、君たち、ひとつこういうことをやっていただきたいよという、そういう指定として推進していく、そういう考え方はあるのかなと、その点について答弁のほどをお願いしたいなと思います。

○議長（居山信子君） 町長。

○町長（太田長八君） まず1点目の施設、これはないのが現状です。先ほどから、やはり財政が大変厳しいもので、財政が許す、よくなったら、それも検討していきたい中で、先ほど総務課長が言った体育館、その避難場所、そういうこともとりあえず今後検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

2点目のいろいろ今までは鈴木 勉議員が提案したソーラーとか、そういう援護策、これは今、町では検討しております。できれば、この20年には、その辺をちょっと財政が許せば

やっていきたいなということは考えておりますので、了解していただきたいと思います。

さらに、宇佐美地区、この近辺あるということで、またその辺を検討させていただきまして、よいものはどんどん取り入れていって、やはり東伊豆町独自のそういうものをつくっていききたいと考えております。

また、大川地区、北川地区、これを指定するのかということ。これもまた、これも検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

○議長（居山信子君） 次に、第2問、熱川町営住宅の雨漏り対策はについてを許します。

8番、鈴木 勉さん。

（8番 鈴木 勉君登壇）

○8番（鈴木 勉君） 第2問に入ります。

家も、建てて30年もすると老朽化がひどくなります。木造建てでも各所の修繕が必要になってくるわけでございます。ましてや、鉄筋建てになると、これは本当に大変なものでございます。今回通告してございます熱川町営住宅の雨漏りは、どこからどのようにしてしみ込んでくるのか、これは専門家が調べてみても、わからない状況だろうと私も推測はいたしております。しかしながら、入居者からの苦情も絶えないわけでございますし、またこれを担当する職員も、本当に気の毒になるくらいに困惑しておりますし、打つ手なしですという形でございます。このように幾ら職員が努力いたしましても、本当に物の例えではございませんけれども水の泡でございまして、この雨漏りがとまらない。これが現状でございまして、そこで今度、通告してございます熱川町営住宅の雨漏り対策についてお伺いをいたすわけでございます。

1点目といたしまして、東伊豆町においては町営住宅の外壁、屋根からの雨漏りは町がするのか、入居者がするのかお聞きをするわけでございます。

2点目として、稲取町営住宅の3棟には屋根がかけられておりますが、熱川町営住宅にはこの屋根かけの予定はあるのか。

また、この稲取町営住宅にかかりました屋根かけの修繕額はどのくらいかかったものだろうか。

3点目といたしまして、稲取町営住宅と熱川町営住宅のそれぞれの家賃総額はどれくらいになるのか、この3点についてお伺いを申し上げます。

○議長（居山信子君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) 鈴木議員の第2問の熱川町営住宅の雨漏り対策はの1点目、東伊豆町においては町営住宅の外壁、屋根からの雨漏りは町が修繕するのか、入居者がするのかについてお答えいたします。

稲取町営住宅は昭和48年及び49年に、熱川町営住宅は昭和51年に建築され、いずれも30年を経過して老朽化が進み、数年前から雨漏り対策に苦慮しているのが現状であります。議員も御承知のとおり、稲取町営住宅においては平成13年度から15年度にかけて雨漏り防止対策として屋根かけ工事を施行いたしました。また、3年前から年次計画を立てサッシの取りかえ工事を施行しており、平成19年度も200万円の工事費を予算措置し、対策を講じております。

なお、軽微な修繕も含め、経費についてはすべて家主である町が負担しており、平成18年度に町営住宅に要した費用は326万であります。

次に、第2点目、稲取町営住宅の3棟には屋根がかけられているが、熱川町営住宅には屋根かけの予定はあるのか。また、稲取町営住宅の屋根かけ修繕額はについてお答えいたします。

まず、稲取町営住宅の屋根かけ工事ですが、平成13年度から3カ年かけ、総額1,950万かけて3棟すべて屋根の取り付け工事は終了しておりますので、現在、屋上からの雨漏り防止はできたと考えております。

熱川町営住宅ですが、最近A棟が雨漏りしております。しかし、屋上には高架水槽等の構築物が設置されており、構造上の問題で屋根の設置には相当の費用がかかりますので、工法については検討しております。

なお、熱川町営住宅B棟については雨漏りの報告は受けておりません。

次に、3点目、稲取町営住宅と熱川町営住宅のそれぞれの家賃総額はについてお答えいたします。

平成18年度の町営住宅の家賃総額は1,509万5,600円で、稲取住宅が65世帯、870万6,100円、熱川住宅が32世帯、626万5,600円となっております。

○議長(居山信子君) 鈴木 勉さん。

(8番 鈴木 勉君登壇)

○8番(鈴木 勉君) 3点質問はあるわけですがけれども、今の答弁の中で、総合——1点、2点、3点を通じて質問するわけですがけれども、今、町長の答弁の中に、この熱川の方の町

営住宅の屋根かけが難しいというお話があるんですけども、そのA棟における雨漏り、B棟は今、ないよというんですけども、このA棟とB棟には将来的には屋根かけがなされるのかどうなのか、その点を再度聞いてみたいなと思っております。

やはり自分たちも、一般の町の経済状況の中で考えてみても、借家を、アパートを持っている家主さんはどこまでの修繕をするのかなという、そういう一つの常識論からいっても、今の町長の答弁も同じようなものだとは私思っておるわけでございます。ですから、古くなったものは、修繕が出てきたときには町がしていく。しかしながら、この町の町営住宅の設置条例でなくてごめんなさいですけども、私は伊東の方の市営住宅の設置管理条例というのが手にあるわけですけども、この中には、細かく、この部門はここがする、ここの部分は入居者がするというものが書かれておるわけでございますけれどもね。

そういうものを踏まえて、今、町長の言っていた答弁で私は一般的な流れは理解しておりますから、いいんですけども、私たちがもしアパートを経営するとなると、やはり20年先、30年先のことを考えると、少しずつでも上がった家賃をためて、修繕費に回したり、またその老朽化したときの建て直しに備蓄をしていくという、そういう考え方が発生するわけなんですけれども、今の町長の答弁でいくと、町営住宅の熱川地区と稲取地区を合わせると約1,500万、それが家賃として入ってくるわけですけども、このお金の使い方において、今言った考え方の中、老朽化してきた、もう30年過ぎた、35年になるとかという、こういう町営住宅を控えた中で、この家賃の1,500万入ってくる、私は全部とは言うわけではないんですけども、こういうその家賃の一部を町営住宅基金みたいな基金として、この老朽化した町営住宅を建て直すときに少しでも役立てていくという、そういうお考えはないかどうか。

この熱川の屋根をかけていくかどうかと、この積み立ててそういう基金をつくっていくのかどうかと、そういう考え方について町長のお考えを伺いたいと思っております。

○議長（居山信子君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、壇上で申し上げたとおりに、この町営住宅の修繕及び軽微なやつ、これは町がやるのが当然だと自分自身は考えていますし、これは鈴木議員が言ったように、これは町がやるべきもの、これだけは認識しております。

それでもって熱川のこの屋根かけ工事、これは壇上でも申し上げましたけれども、いろいろな今、工法、高架水槽があるから屋根かけは難しいではないかとか、そのほかにもシート防水やいろいろな防水工事がありますので、今検討しておりますので、その中でこれは早急

にやらなければならないものだと考えておりますので、できればどのような工法がよいかを検討して、それが出た段階では早急にやりたいということは自分自身は考えております。

その中で基金の積み立て、今、鈴木議員から提案がありました。そういうことはまだ全然頭になかったもので、これは今後の検討課題として考えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（居山信子君） 続きまして、第3問、地球温暖化防止対策についてを許します。

8番、鈴木 勉さん。

（8番 鈴木 勉君登壇）

○8番（鈴木 勉君） 第3問、地球温暖化対策についてお伺いをいたします。

今、国では、積極的に全世界を対象とした地球温暖化防止対策に取り組んでおるわけでございます。温室効果ガスの排出量削減に積極的に取り組む発展途上国に財政支援を行ったり、京都議定書に参加していないアメリカや中国などの多くの国に地球温暖化対策を呼びかけております。サトウキビやトウモロコシなどからつくった燃料のバイオエタノールは、地球の温暖化につながる二酸化炭素を増やさないとされており、これを自動車の燃料に使う動きがアメリカを中心として日本でも急速に進んでおりますが、しかし、一方では、そのためにトウモロコシなどの農作物の値段の高騰を招いているのが現状でございます。

国内においては、産業界の業種別にエネルギー消費量の数値目標を設けて、温室効果ガスの排出を減らす方法も打ち出されております。しかし、地球温暖化への不安は全地球規模で高まっております。地球温暖化が進むとどうなるのかは、わかりやすく身近で心配されることで例を挙げますと、猛暑や洪水、寒波などが増え、生活環境が悪化する。局地的な豪雨や干ばつなどで農作物の収穫が減る。海面が上昇し、水没する地域が出てくる。海の生態系が変化し、漁業に悪影響が出る。まだまだ多くの問題があることは、皆さんの知るところでございます。

東伊豆町におきましては、風力発電の建設について賛成や反対の是非論が問われているわけですが、地球温暖化防止対策として、この風力発電だけでいいのだろうか。私たち1人1人の行動が温暖化の防止に効果あることは、どなたでも理解できることであります。水道水を出しっ放しにしないようにする、電灯や冷暖房を小まめに消したり、使わないコンセントを抜いたりするなどの節電。省エネ型の家庭家電製品を使う。自動車の利用を減らし、停車中のアイドリングをとめる。二酸化炭素を吸収する森林の環境保護をする。レジ袋などを使わずに、自分の買い物袋を使う。食べ残して捨ててしまうほどの食料品を買わない。生

ごみの水切りをすれば、焼却費用、焼却するために使います重油の量が少なくなります。それもまた一つの節約でございます。今挙げたように、私たちが身近ですぐできる対策は幾つもあると思っております。

東伊豆町は、風力発電による地球温暖化防止対策に期待するより、町民と協働で自然破壊を壊したり、景観を損なったりしないで、今すぐ取り組める対策が身近にあるわけでございます。お金をかけないでできる、このエコのまちづくりに取り組むお考えがありますか、お伺いをいたすところでございます。

○議長（居山信子君） この際、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後1時00分

○議長（居山信子君） 休憩を閉じ再開いたします。

8番、鈴木 勉さんの第3問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 鈴木議員の第3問、地球温暖化防止対策についてにお答えいたします。

まず初めに、町といたしましては風力発電の推進が自然破壊や景観を損なうものとは考えておりませんし、新エネルギーの推進と身近でできる省エネ対策とは、どちらか一方をやればよいというものではなく、その双方に取り組むべきものであると考えております。

平成17年2月に二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を抑制する京都議定書が発効され、国では、2008年から2012年の5年間で日本全体の排出量を基準年である1990年より6%減らすことを目的に、チーム・マイナス6%運動をスタートさせております。なお、御案内のとおり、過日開催されたドイツサミットでは、2050年までに排出量を50%削減することで先進国が合意いたしましたことは記憶に新しいところでございます。

温室効果ガス削減のために石油や石炭などの化石燃料を使用しないで、風力発電や太陽光発電、BDF燃料などの新エネルギーの導入が推進されているところであり、静岡県でも、2010年度までに県全体の最終エネルギー消費量の5%以上を新エネルギーで賄うという目標数値を示しております。

お金をかけないでできるエコのまちづくりという御質問ですが、庁舎内では6月からノーネクタイ・ノー上着のクールビズを実施しておりますし、昼休みの消灯や不用紙の再利用などを徹底させております。また、公共交通機関の便のよいところへの出張は原則電車の利用を奨励しており、給食センターで使用した食用油をBDF燃料として使用する廃油リサイクル事業を本年度、試験的に実施することになっております。

また、二酸化炭素排出増加量の半分の要因は家庭等にあるとされておりますので、冷暖房の温度調整や電化製品の小まめなスイッチオフなど、各家庭で取り組める省エネの認識を深めていただくための啓発をしてまいりたいと考えております。

今年度は熱川小学校の5年生が家庭における省エネルギーとなり、家庭での省エネを考える「アースキッズ事業」に取り組むことになっております。

町では、今後も確実に二酸化炭素の削減を見込める新エネルギーの導入と、家庭でお金をかけずにできる省エネ運動など、あわせて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（居山信子君） 8番、鈴木 勉さん。

（8番 鈴木 勉君登壇）

○8番（鈴木 勉君） 今、町長の答弁をいただいたわけですがけれども、この答弁書の中にありました風力発電の推進が自然破壊や景観を損なうものではないと考えている、この町長の答弁に対して、私は今回の通告書にも盛り込んであるんですけれども、今回、風力発電に対して藤井議員が、それからもう一人の議員もやると思うんですけれども、非常にこの点についての議論が行われるものだろうと想定しております。ですから、私の今回の質問の中からこの自然破壊と景観という問題については議論をしないで、藤井さんに頑張って議論をしていただきたいなと思いますもので、別な観点からエコのまちづくりについて町長に質問をしていきたいと思っております。

そういう一つの気持ちもあるんですけれども、平成18年6月28日付の新聞記事にありましたんですけれども、静岡県でも富士山ろくに風車計画が構想されれば、県も困惑して調整を図ろうとする。また、そういう県の考え方がある一方でも、富士山ろくへの建設を反対している富士山世界文化遺産県民の会と、この中の世話人の1人の方が、風力発電自体には反対しない。ただ、富士山に風力はそぐわないというような考え方を書いて発表しているわけですけれどもね。では、この東伊豆町の山ならいいのかという、こういうことを考えると、私は腹立たしさを感じるわけがございますよね。ましてや、この町の風力で発電されました電気、またそこで節約されました石油は、どこで、だれが使うのかなと考えてみれば、大都会

のためにこういう伊豆の我々が、伊豆だけとも限りませんが、風力発電を建設する土地それぞれの中での賛否両論の中でけんけんごうごうとする、こういう意見のとどのつまりは、大都会のために、そこが消費する電力のためにやっているような思いがする。本当にそう考えただけでも、何かもっと東京の人だってやることのあるのではないのかなと思うわけでございますけれどもね。

一応、私の通告はそう観点ではございませんもので、気を取り直しまして、今、答弁されました新エネルギーの推進という方で町長の御意見をいただくようになります。

この身近でできる省エネ対策には、この風力発電と新しいエネルギーをつくること、それと節約をするという、この双方に取り組むべきものであるという考え方の私の質問に対しての町長の答弁でございました。私も、そのとおりだろうと思うわけですね。この新エネルギーと名づけられて、命名されているのかな、定義づけられているものの中には、風力発電、これが1つあるわけですね。それから太陽光発電、それから今、リサイクルの中で行われておりますBDFの食用油の廃油になったものの再利用のリサイクルの燃料化、これが上げられているわけですが、ほかにはもっともっとバイオマスだとか、いろいろな新しいエネルギーが考えられているわけですね。一番大きなものですと水素、そういうものもうバスも、それで走っている国もあるそうでございますけれども、それは非常にお金がかかることなんですけれども、私の今回の一般質問は、お金をかけないという中でのエコのまちづくりに東伊豆町も推進していったらどうかと。

その中で町長も、この6月の庁舎、今回この議会のテレビを見ている方たちも、何か今までの雰囲気と違って、非常にオープンでいいのかなという気持ちもするだろうと思うんですけれども、ここで今、我々は省エネのためにドアをあけているわけではないんですけれども、こういう1つの考え方も省エネにつながっていく。それが町長の答弁の中にもあるわけですよ。6月の庁舎でのノーネクタイにノー上着、このクールビズの実施。それから、昼休みの消灯。不用紙の再利用、コピー紙の両面を使う、そういう形でございますね。それから、出張は電車の利用をしていく。そういう一つの町の取り組みが答弁されているわけですが、一般家庭においては冷暖房の温度の調整、小まめなスイッチオフ、省エネへの啓蒙運動、これが一番私は今回の質問の中で最重要課題として上げていきたいのが、この省エネの啓発。こういう運動をどんどん推進していったらいかがなものかというのが、今回私の質問の趣旨でもあります。

先ほどの町長の答弁の中にもありましたんですけれども、一般通告書の中でさきに私が提

案いたしました水道水だとか、電灯を小まめに消すだとか、コンセントを抜いたりとか、家電製品の電力の省エネ型を使おうとか、それから自動車の利用、二酸化炭素をする環境の保護。それから、身近ですとレジ袋のマイ買い物袋と。それから、今非常に食品残渣として結構個人の企業が利用してくれているわけですがけれども、どうしても食べ残してしまうほどの量を料理しなければならないのか、ここら辺も一つの考えどころではないかなと思いますし、上のエコのセンターの焼却のことを考えると、やはりごみの軽量化というものが非常に私たちがしなければならない1つのエコ対策ではないのかなと思うわけでございますけれども、私の今手元にもいろいろと資料があるわけでございます。

そういう中で、それぞれの置かれた町が、それなりにこのエコ対策をして何とか地球温暖化の防止のために一役を担おうかな。新聞であります記事を見ますと、非常に大きな世界的な問題ですから、これをここで云々するというのは、ちょっと時間的な問題だとか、私の質問の難しさが出てくるわけなんですけれども、こういう記事を書いても、三菱重工がアメリカで788基の風力発電の受注があるとか、また一方では、デンマークの会社が過去20年間で300倍近くに上がる風力発電機の販売があるとか、一步、ちょっとこう横を見ると、何か非常にこういう風力発電に関する業者が、今提案ですか、ちょうどこういう一つの風力発電をしていこうという波に乗って非常に企業が大もうけをしていく、そういうときではないのかなと思うわけでございますけれども、それが非常に砂漠の中にできていく例もありますし、我が町みたいに緑豊かな中につくっていく例もあるわけです。

どちらがいいかどうかは、また先ほど言ったみたいに、この後に質問をしていただける藤井さんの方にお任せをしていきたいなと思うわけでございますけれども、私は今、エコ対策を推進するには、先ほど上げた町長が答弁したものと私が質問したものがダブっているわけなんですけれども、非常に一つのものをなし遂げるには、対策とそれを推進していくにはお金がかかる。エコのためにお金がかかるという言い方はおかしいんですけれども、エコをするためには、そういう電化製品を買いかえたりする、また発電装置をもし自分のところでバイオマスとか、そういうものをつくるときの施設を設備するにはお金がかかる。

そういうものに対する、私は町の助成が必要ではないのかなと考えるわけでございますけれども、現在、東伊豆町では太陽光発電装置には補助金が出ているわけでございますけれども、もし、私は町が先ほどの啓蒙啓発運動という形に取り組んでいくそういう中で、どうしても少しでも町民の皆さんに協力をいただいてエコの推進ができるのかなと、そこについて触れるわけですがけれども、現在の状況を見ますと、町では3基の風力発電が設営されている

わけですね、町営でじかに。そこから上がる収益金も、もちろん現在あるわけなんですけれども、それから、もし今度、奈良本に風力発電が完成すると、その会社から、この固定資産税、それからまた法人税というものが発生するのかなど。法人税というのは、この東伊豆町に会社の所在地がなければだめだと。僕は、何とかエナジーという会社が奈良本のを建設しているわけなんですけれども、その会社がもし、私は、本社の連結決算でなくして、やはり東伊豆町にちゃんとした事業所として登録をしていただける、またしてもらわなければ困るなという観点の中で、法人税も入ってくるのではないのかなという質問でございます。

それで、入ってくるという想定をされる町の直営でやっています3つの風力発電の収益金、それから風力から上がってくる固定資産税、それからその会社が利益が出れば法人税が出てくるだろうと思います。この法人税を集めまして、これを原資といたしまして、基金といたしまして、住民に対してこのエコの対策を推進したり、エコのために設備を導入する、そういうための助成を行っていく——名称はいろいろとあろうと思うんですけれども、自分の勝手な名前としては環境基本計画の推進構想として基金の積み立てで補助をしていくという、そういう考え方でエコ対策は町長のお考え方の中にあろうかどうか、お聞きをしてみたいと思うわけなんですけれども、よろしくお願いします。

○議長（居山信子君） 町長。

○町長（太田長八君） とりあえず風力のことを結構言いましたもので、町の考えをちょっと述べさせてもらいたいと思います。

風力発電、今、地球温暖化にとって、自分自身はこの風力発電、これが一番もう最適にいいのではないかと考えておりますもので、これは引き続き、町としてはある程度はやっていきたい。その中で自然破壊、景観を損なう、これはいろいろ考えがあろうかと思えます。このまま風力をやらなければ、自然破壊はますます自分自身、進んでいくと思えます。手をこまねかないで、基本的には風力発電をやって自然破壊、これは阻止していきたいなという考えでございます。

また、景観、これは再三再四言っておりますけれども、これは個人差がありますもので、いいという人もいます。また、損なわない、損なう、そういう人もいます。これは意見がいろいろありますから、これは見解の相違といえますか、いろいろあると思えます。そしてさらに、ここはだめだけれども、ほかではいい、こういう考え方は大変人間のエゴではないかと自分自身考えます。これはやはり地球規模で考えなければならないもので、まして風力に関しましては風況調査、これが大変重要になります。風況になれば、やはり限られた場所に

なってくると思います。そういう中で自分の場所は悪いけれども、ほかではいいよ、こういう考えは、自分自身いかなものかなというふうに考えております。

次に、エコのまちづくり、この中で、やはり先ほど壇上でも申し上げた家庭で占める割合が5割以上でございます。今の鈴木議員が言ったように、その法人税の中から、この一部、啓発啓蒙活動、これに使うことは大変有効だと考えておりますので、これは再度検討していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（居山信子君） 8番、鈴木 勉さん。

（8番 鈴木 勉君登壇）

○8番（鈴木 勉君） 今、町長も御立腹したとおりに、私が言ったのは、富士山山ろくにつくったときには反対だけれども、ほかならいいよという、そういう世界遺産を云々という人が発言していることに対して、私も腹が立つよ、町長も腹が立つよ。やはり一つの風力だけではなくして、自分のところにごみ焼き場は嫌いだけれども、出したごみはよそで燃しなさいと平気で言う方たちが大都会に多いわけなんですけれども、その1つとして、今私が1つの例として挙げた。だから、私も今、町長も言っているんですけれども、この景観とそれについては今回私は触れる形は避けたいと思っておりますから、後でまた激論をやってください。

それから今、私が申し上げた固定資産税とか収益金、法人税を使って新しいエネルギーをつくる方に助成金を出したらどうですか。100%でないんですけれどもね。そういう考え方というのが、私はもう一つ、先ほども町長が言われたみたいに新しいエネルギーをつくることと、それを節約することとは両輪だよという、このことを推進していくには、私はやはりお金がそこに必要としてくるものもある、そういうものに対してやはりしっかりと助成をしていかなければ達成率が行かないのではないのかなと思うわけでございます。

だから、この町に、では新しい資源あるのかといえば、太陽光もあるし、では木材でやるチップから起こす発電もあるし、家畜のものから出るメタンガスで発電装置を動かすという、挙げれば切りがあるんですけれども、切りがあるんですけれども、これを挙げていって、この町にすべてのものが当てはまるのかどうかというと、なかなか難しい。だから、新しいエネルギーをつくっていくことについては、この町としたらもう1つの枠が決められているような経済状態があるわけでございますけれどもね。

ですから、私が強く望みたいのは、1人1人ができるものに対して啓発運動もしていき、またそういうものをもし導入する気持ちがあれば、補助金も出していただきたい考え方を持

っていただきたいと、そういう形ですけれども、町長の答弁も、大体先ほども同じような、今の私の質問に対してもそういう形の推進をしていきたいというものはありますから、余り深くは、今回の場合、これ以上の町長に対する質問というものは余りないんですけれども、もう一度、エコの町をつくっていく大事さ、そこら辺を町長のお気持ちがしっかりしたものがあればお聞かせを願いたいなと思いますけれども、どうですか。基金の調節、両方お願いします。

○議長（居山信子君） 町長。

○町長（太田長八君） 先ほど壇上で言ったように、この地球温暖化、風力だけではなく省エネ対策、この両方をやるということで町はやっていきますもので、これに関しては間違いなくやっていこうと考えている。

その中で、先ほども何度も申し上げている家庭での対策、これが50%以上を占めておりますもので、これはますますいろいろな面で広報とかハイキャットを通じて、これを小まめにやっていくような啓蒙活動はしていきたいと考えておりますし、その中で今町がやっている太陽光発電とかBDFの燃料のこの助成、そういうことができれば、これは町も積極的に推進していきたいなと考えておりますので、御理解よろしくお願いいたします。

○議長（居山信子君） 以上で、8番、鈴木 勉さんの一般質問を終結いたします。

◇ 村 木 脩 君

○議長（居山信子君） 続きまして、3番、村木 脩さんの第1問、税の公平さについてを許します。

3番、村木 脩さん。

（3番 村木 脩君登壇）

○3番（村木 脩君） 皆さん、こんにちは。

2年前まではそちらで答弁をする立場でございましたが、職員の皆様の御苦労はわかりませんが、今回こちら側から質問をさせていただく立場になりましたので、よろしくお願いをいたします。

私は今回、選挙後初の定例会となりますが、2問の一般質問を通告してございます。御答弁につきましては、1問1答方式でお願いをいたします。また、住民にとってわかりやすい

御答弁をお願いをいたします。

1 問目、税の公平についてお尋ねをいたします。

地方分権もいよいよ本格化してまいりまして、今年度より所得税の税率を下げ、住民税の税率を上げることにより、地方への税源移譲が行われました。町も、これからは自立するために、財源確保のため、もちろん滞納整理が重要であることは言うまでもありません。行政改革により職員の数が急激に減っていく中で地方が自立していくためには、職員の専門化、また課税面でも強化していかなければなりません。今年の定率減税も廃止され、増税感いっぱいの中での税の公平さの確保と財源の確保のため、避けて通れないところでございます。

1 点目として、申告納税制度の住民税の未申告者対策と徴収対策はどうお考えでございませうか。

次に2 点目として、国民健康保険税についてお尋ねをいたします。

国民健康保険税の場合は、税ではありますが、国民皆保険制度の中で相互扶助的に医療費の支払いを目的としておりますが、税の中では徴収率が一番悪いわけです。性質上、所得の低い方でも、ある程度の負担をしていただくような仕組みになっているわけですが、滞納が減れば毎年の税の上昇も抑えられる部分もあるかと思っております。

そこで、2 点目として国民健康保険税の滞納について、その原因と分析をどのようにしているかお尋ねをいたします。

○議長（居山信子君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 村木議員の第1問の税の公平さについての1 点目、住民税の未申告者対策と徴収対策はについてお答えいたします。

御案内のように、三位一体の改革により、所得税から住民税への3兆円規模の税源移譲が平成19年度から本格的に実施されております。税源移譲により地方税の重要性が増す中で、税務行政は税負担の公平性の維持と税収を確実に確保するための執行体制を強化する必要があり、これまで以上に適正で効率的な税務事務の執行体制が必要となってまいります。三位一体の改革では、国への財源依存型から自立し、地方の独自性を発揮することが求められることとなってまいりますので、主たる財源である税収の確実な確保はこれまで以上に必要不可欠なものであるとの認識を強めております。

御指摘の住民税未申告者対策につきましては、各市町が共通して抱える問題であろうと思

われます。従来は、賦課通知後に調査し、未申告者への呼び出し通知によって期限後申告を呼びかけておりましたが、未申告者の解消には至っていないのが実情でございます。

今後の対策といたしましては、上級機関とも連携して申告義務を果たしていただくことや、訪問調査等を実施して未申告者の解消を図ることも検討しております。さらに、国税同様に地方税におきましても、IT活用による電子申告・電子納税システムの導入検討など、近い将来には納税者の利便性向上のための環境整備も図られるものと思われまます。

一方、納税面におきましても、観光地特有の従業者の雇用形態もあり、給与等の支払い報告書に基づき課税しても、徴収面で滞納となるケースも多く見受けられます。納税推進対策としましては事務所等と特別徴収への切りかえを協議してまいり所存でございますので、御理解ください。

次に、村木議員の第1問の2点目、国保税の滞納について、その原因と分析はについてお答えいたします。

国民健康保険財政は景気の動向に左右されやすく、また加入者の高齢化が進み、構造的に所得の低い方や年金所得のみの方が多く、収納については全国的にその対策が叫ばれております。

当町における滞納世帯を分析しますと、17年度においては現年度分を滞納した世帯は759世帯であります。この759世帯を調べてみますと、一番多いのが給与所得者で335世帯、次に所得不明が175世帯、総所得金額のないものが102世帯、営業所得が98世帯となっております。滞納金額の段階別世帯数では、5万円以下が314世帯と一番多くなっております。この所得区分並びに滞納金額の段階別世帯数から分析をいたしますと、滞納の多い給与所得者は所得が低いことがうかがえます。このような方たちは町民税も滞納が多く、給料から差し引かれる特別徴収ではなく、自分で納める普通徴収の方々であります。このような所得の低い方々が国保へ加入し、滞納世帯が増加しているものと分析しております。

いずれにいたしましても、国保会計の運営は相互扶助の精神であることから、国保加入者に啓蒙する努力をしていきたいと考えております。

また、所得の低い方については、地方税法や町国民健康保険税条例で税額の6割や4割の軽減策を講じておりますが、今後、税率改正をする折には、7割、5割、2割の軽減策を図ることも必要ではないかと思っております。

○議長（居山信子君） 3番、村木 脩さん。
(3番 村木 脩君登壇)

○3番（村木 脩君） 伊豆特有のいわゆる観光関連の滞納者も多いということの中でございますが、1点目のこれは熱海、伊東、東伊豆、ここらがほとんど共通した悩みかと思うのでございます。

そして、未申告者の訪問調査、これはぜひやっていただきたいなど。そこまで手が回るのかどうかちょっとわかりませんが、はがきだけでは、まず来ないというのが今までの私たちの経験でございます。いずれにいたしましても、正直な納税者が90何%を占めているわけでございますから、そういった正直な納税者がばかを見るような税務行政はしていただきたくないということが、まずお願いでございます。

そして、国保でございますが、759世帯。そして、これは住民税の滞納者の方たちとかなり共通している部分があるということでございますが、この中で、多分、税の取り合いも徴収関係でしている部分もあるのかなという気もいたします。

そして、今、国民健康保険、これはいろいろな事業をやっているわけでございますが、そういった来年度はメタボリック症候群の給付の義務化ですとか、そういったものがまた足かせになってくる部分もあるのかと思いますけれども、そういった中で、今、国では国保の保険証に年金の基礎番号を打ち込むというようなことも言っているわけでございます。そうやってきたときには資格証明ではちょっと対応できないのかなと、そういう中で啓発の仕方、これらが当然違ってくるのかなと。ですから、まず国保を理解していただくという啓発の仕方をしていきませんか、そして高額医療の現物支給ですか、これらも当然滞納者には支給されないということになりますので、そういったことをもっともってアピールをして、税とは違う角度から、この国保の重要性を住民の皆様へ啓発をしていただくというのが一番いいのではないかという気がいたします。

個人情報とは関係なく、そういったこれから行われる国保そのものがこの町村単位ではキャパがちょっと狭いのかなという気がいたします。制度疲労を起こしている部分もあるんだろうというふうには私は考えますが、それらについてもやはり住民に御理解を願って、いろいろな事業を展開して啓発をしていくと、これが国保にとっては一番いいことだと思います。

そして、この国保も今回県の方と一緒にやる地方税の合同の収納ですか、そういったことに対しても参加していくんだろうと思われませんが、それもまだ実があるわけかどうかは、まだわかりません。そして、それらもまた未知の世界の話でございますので、町村がやれなくて県がやったら取れるということは、あとはもう強制収納的な差押、競売まで持っていくというような形になるしかないのかなという気がいたします。それには、まず先に町がなるべ

く滞納者を減らすという努力が必要だろうというふうに思います。

そして、町民税でございますが、住民税につきましては今年の税源移譲でそれぞれが相当な税額のアップをしております。住民税の場合には特別徴収の部分というのもサラリーマンの方がございますから、そこで九十八、九の徴収率は上げるかと思いますが、普通徴収の方が今後どうなっていくのか、これもまた来年の出納閉鎖時期にならないとちょっとわからないということもございますので、その辺について御見解をお願いしたい。よろしく申し上げます。

○議長（居山信子君） 町長。

○町長（太田長八君） 村木議員、いろいろ前向きな提言を本当にありがとうございます。そういう中で、全くそのとおりだと思います。まず、訪問調査、これは担当課と相談して、人員が少なければ、またそれなりに対応しなければと思います。これはやっていきたいと考えております。そういう中でやはり税の公平さ、これは絶対に必要なことだと考えて、不公平さがあってはならないと思っておりますもので、これも十分対応していきたいと考えております。

さらに、国保におきましては、本当にこの啓蒙活動、これは大変重要なことであろうかと思っておりますので、村木議員が言っていたその提案に対しては積極的に推進していきたいと考えております。そういう中で、高額医療の方の滞納が出た場合は、それが受けられない。これもまた、町民に対しては積極的にお知らせしていかなければ戸惑うこともいろいろあるかと思っておりますので、この啓蒙活動、これは積極的にしていきたいと考えております。

そういう中で、住民税につきましては、これはちょっと担当課長の方から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（居山信子君） 税務課長。

○税務課長（田村正幸君） それでは、住民税の関係につきまして、私の方から1件お答えをさせていただきます。

御案内のように、19年度から税源移譲が本格化いたしました。これによりまして、住民税の課税額が大幅にアップしていることは御案内のとおりでございます。税務課といたしましては、この税源移譲により得た税収の確保が本来の町税の収納率の向上につながるものと考えておりますので、19年度におきましては、納税者に御協力をいただいて、できるだけ収納率の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

それから、先ほど町長の方でも御答弁させていただきましたけれども、未申告者の関係で

ございますけれども、3番議員には我々も若い時代に御指導をいただいた関係で、よくこのあたりは十分私よりも御理解いただいている内容かと思われませんが、やはり近隣市町でも一番悩みの種となっているのがこの未申告対策と。当町でも、約五百数十世帯に毎年発生をいたしております。世帯という形で御報告させていただきます。この中で、約百七、八十世帯が期限後申告に応じておりますけれども、残りの方はやはり未申告のまま。

今後、もう一点つけ加えるとするならば、未申告によって国保税の暫定の賦課が、逆に申告をすることによって軽減に回る可能性もあると考えておりますので、こういった面につきましても働きかけをしていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（居山信子君） 3番、村木 脩さん。

（3番 村木 脩君登壇）

○3番（村木 脩君） この住民税と国保税については、密接な関係があると思います。当然、所得割等の関係もございますので、そういった今、税務課長のおっしゃったように、申告をすれば軽減世帯に該当するんだよというようなことも、あわせて啓発の中ではしていただきたいなというふうに考えております。これは大体、伊豆半島共通の悩みだと思いますので、住民票がどこにあっても、なくても、1月1日現在で課税をしていかなければならないというこの住民税の性質上、そういうことになっていると思います。

これからの御検討をお願いいたしまして、この質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（居山信子君） 次に、第2問、合併問題についてを許します。

3番、村木 脩さん。

（3番 村木 脩君登壇）

○3番（村木 脩君） それでは、2問目の合併問題についてお尋ねをいたします。

これにつきましては、先ほど飯田さんの方で質問をした際に、かなりの御答弁をいただいていることでございます。

私たちの町は平成15年2月に住民投票を行い、当分の間、単独でいく決断をいたしました。しかしながら、財政状況は一向によくならず、当局も予算編成には御苦勞をされていることと思います。7月には調査委員会で1市5町の財政シミュレーションを出すようでございますが、1点目として、当町では単独でやっていく上での財政的シミュレーションは行ったかどうかをお尋ねをいたします。

2点目としては、合併問題には住民への情報発信が必要と考えるが、当局のお考えをお尋ねいたします。

この質問については、行政報告の中にもるるございます。そして、議会だよりの1月号、4月号にも、居山議員さん、山本鉄太郎議員の質問の中での御答弁もでございます。そういった中で、私は、合併には光と影があるということの中で住民投票を行った。この住民投票の重さというものをどのようにして考えていくのか、そして、ここを理論的に住民に説明をしていきませんか、次の議論へ進めないのではないかというような観点からの御質問でございますので、その辺をよろしく御答弁をお願いいたします。

○議長（居山信子君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 村木議員の第2問、合併問題についてにお答えいたします。

1点目と2点目は関連した内容でありますので、一括して答弁させていただきます。

まず、1点目の単独でやっていく上での財政的シミュレーションについて、お答えいたします。

当町を含め南伊豆地区1市5町の財政シミュレーションについては、現在、合併調査委員会で、平成18年度の決算見込みをもとに1市5町及び合併後の新市の財政シミュレーションについて資料作成を進めており、7月の末ごろにはまとまる予定であります。

静岡県市町村合併推進研究会が平成17年10月に公表した平成16年度を基準年度として推計した財政シミュレーションによりますと、当町は平成18年度から赤字になると見込まれておりました。しかしながら、平成17年度決算では2億250万4,000円の剰余金があり、18年度においても、ある程度の剰余金が見込まれると財政担当から報告を受けております。

ただ、平成17年度においては2億800万円、18年度も1億7,000万円ほどの財政調整基金の繰り入れをしなければ、当初予算編成ができなかったという非常に厳しい財政状況は事実であります。議員も御案内のとおり、当町では財政基盤の確立が急務であります。いわゆる三位一体の改革による税源移譲の本格化により、本年度から町県民税の大幅な増が見込まれ、また歳出においては義務的経費の人件費や公債費が減となっております。

今後は、さらなる行財政改革の実施はもとより、より一層の景気回復に伴う自主財源の増に期待をいたしているところであります。現行の財政状況のままでは、地方分権が進み、ますます多様化する行政需要にこたえるには非常に厳しいものがあると認識を持っておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、2点目の合併問題による住民への情報発信が必要と考えるがについてお答えいたし

ます。

合併は、よりよいまちづくりのための選択肢の1つであり、合併の方向性を決めていくのに当たり最大限に尊重していかねばならないのは、住民の皆様の合併に対する意向であります。そのためには、国・県の合併推進の背景、既に合併した市町の状況や現在の当町や合併相手先の財政状況など、合併に関しての的確な状況提供をしていかねばならないと考えております。

去る5月28日に県主催で開催された「合併推進構想説明会」には、220名の方が出席され、県の合併推進担当監から、国や県の合併推進の背景や南伊豆地区1市5町の枠組み推進の理由などについての説明がありました。

また、「広報ひがしいず」7月号において合併に関する基本的事項について掲載いたしますので、合併についての認識を深めていただきたいと思います。

第1点目で答弁いたしました。7月末ごろには南伊豆地区1市5町の財政シミュレーションがまとまりますので、その後、町内での説明会を開催し、住民の皆様の合併に対する意見や意向を把握したいと考えております。

○議長（居山信子君） 3番、村木 脩さん。

（3番 村木 脩君登壇）

○3番（村木 脩君） ただいまの御答弁をいただきまして、財政的には何か明るい見通しがあるのかなという気はいたしますが、今年の19年度の予算を見ましても43億8,000万円、そのうちの投資的経費は5.7%ぐらいですか。ほとんど投資的経費というものを抑えての中での財政運営というのが現状だと思います。そういった中で、今年は2億円余りの決算剰余金が出たということで、この2分の1以上がまた財源として貯金されるということであろうかと思えます。

しかしながら、区の要望ですとか、そういったいろいろなやりたい事業が町長の選挙公約の中にもあるかと思いますが、そういったものは実現できるような状況ではないというのが現状だと思います。当然、町長の選挙公約というのはマニフェストでございますから、それらをやっていくということがこの町の使命かと思えます。

そして、県の合併説明会に私も行きましたが、全くあれは県の合併のストーリーを説明しただけのものでございまして、その人数の多さはいろいろな動員等をかけたこともあるんでしょうけれども、余り実になる話ではないなというのが私の感想でございました。

そして、情報を、1市5町のシミュレーションが出たら住民と説明をするということでご

ざいますが、むしろ説明会をいきなり開くと、町側の説明をするだけの話になって、皆さんの御意見が本当に聞けるのかなというのが、今まで私も立ち会ってきた中での説明会でございます。むしろ私は、この合併というのは相手のあることですから、いろいろなところでしゃべるとそういった言葉がひとり歩きして、相手に迷惑をかけたりすることもございます。そして、現実的にいろいろ回って聞いてみますと、それぞれの部落によってもいろいろな格差があります。当然、熱川地区の方はそちらの方へと、稲取地区はこちらへとか、いろいろなものもございます。そして、業界によってもまたいろいろな考え方がございます。ですから、そういった中で、これから方向づけをしていくということは大変なことなんだろうなという御苦労はわかりますが、余りいきなり住民に説明会を開くその前に、いろいろな人のお話をむしろ水面下で聞いて、一気に浮上させた方がむしろ事を起こすにはいいのかなと。そして、その中で住民の大半が反対というのであれば、それはそれでまた考えなければならない方向だと思いますが、今こういうふうに県が音頭をとってやっている中で、このまま単独でというのも1つの問題かなと。

そして、一番大事なのは、先ほど飯田議員さんもおっしゃっていましたが人口推計だと思います。これらが将来的に、住民税、これらは課税客体が人でありますから、人の流出ということが、もうこれは少子高齢化ではなくて人口減少化というとらえ方をしていくと非常にわかりやすいのかなと。これからは当然、地域格差で福祉の問題、これで福祉のために転出ですとか、子供の教育のために転出ですとか、当然地方がいろいろな格差がついてきますから、当然その町へ行った方が私たちは恩恵を受けられると、そういう移動ももう始まってくるのではないのかなと。そういった中で、ただ町が生き残って、何もできないで、ただ町の存続だけを願っていても、もうこれはまた難しいのかなと。

人口がなくなれば、当然交付税も減っていきます。住民税も減っていきます。そういった中でのこれからのこの町がどの道へ進むのか、これはやはり住民の皆さんに本当に隠さずすべてを出して、余り情報の誘導的な、前回を見えていますとかなりそういう部分もあったのかなという気もいたします。そういった中で、ぜひこれからみんなで議論をしていくための情報をいろいろな角度から正直なところを出していただけないかということが私の質問でございます。

○議長（居山信子君） 町長。

○町長（太田長八君） まず1点の財政の見方、これは村木議員まさにそのとおりで、自分自身もそのとおりに考えております。財政担当と話しますと、財政的には単独になっていくん

ではないかといいますけれども、村木議員が言ったとおりに投資的経費、これがわずか5.7%、これは確かに住民に対しての住民サービスができない状況でありますけれども、基本的には何回も言ったように、合併しようが、しまいが、足腰の強いまちづくりですか、そういう方向でやっていきたいと思っておりますので、またその辺はちょっと御理解願いたいと思っております。

そして次に、住民への説明。今、村木議員が言ったように、最初大きなところでぱっとやっていいのか、それとも個人的に小さい部落でやっていって、その後で大きな方に行く、これも一つの考えであろうかと思っておりますので、その辺はちょっと検討させていきたいと思っております。

そしてもう一点、情報の操作、確かに前回の場合、3番議員が言ったように、そういうことも自分自身は考え、ちょっと感じた面もありますもので、情報操作は絶対しないで、正確な情報は町民にはどんどん出していきたいと考えております。

そして、あと人口の減少ですね。これは本当に人口推計も、これはますますいくんですけども、この人口減少の起こらないようなまちづくり、福祉が大変すばらしいとか、そういうまちづくりを目指して、またつくっていききたいと思っておりますので、また村木議員とか議員さんの皆様におかれましても、そういうまちづくりをやっていく上で協力していただければありがたいなと思っております。

以上です。

○議長（居山信子君） 3番、村木 脩さん。

（3番 村木 脩君登壇）

○3番（村木 脩君） 合併をしても、しなくても、地域というのは残りますから、この地域のこれからは力をつけていくということが一つには一番大事な、当然稲取温泉は稲取温泉で戦っていかなければならない、熱川温泉は熱川温泉で生き残らなければなりません。これは合併する、しないより、やはりむしろそこに力をつけていくべきかなという気がいたしますので、そういったこともあわせてお願いをして、質問を終わらせていただきます。

○議長（居山信子君） 以上で、3番、村木 脩さんの一般質問を終結いたします。

◇ 八 代 善 行 君

○議長（居山信子君） 次に、11番、八代善行さんの第1問、熱川桜山公園の排水についてを許します。

11番、八代善行さん。

（11番 八代善行君登壇）

○11番（八代善行君） こんにちは。

2問質問をさせていただきます。

熱川桜山公園の排水について、公園の海側ホテルや住宅に接する部分の防災対策は万全であるのか、特に大雨に対する排水対策は十分であるのか、町の見解を伺います。よろしくお願ひします。

○議長（居山信子君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 八代議員の第1問の熱川桜山公園の排水について、公園海側の防災対策は万全であるか、特に大雨に対する排水対策はについてお答えいたします。

熱川桜山公園整備事業につきましては、平成16年度から平成18年度まで3カ年の継続的事業で実施し、紆余曲折の末、本年3月末に完成いたしました。完成に当たり公園の正式名称を募集した結果、「熱川温泉さくらやまパーク」と命名されたところでございます。

この事業につきましては、業者選定や設計内容について数名の議員からたびたびの御質問がなされ、その都度、説明がなされてきたわけですが、結果としてこの事業が不祥事の要因となったことは議員も御承知のとおりでございます。

御質問の防災対策につきましては、基本的には下田土木事務所に御指導をいただきながら、50年確率の雨量を基準とした流量計算に基づく排水計画により施工をされております。また、県の配慮により、県道熱川片瀬線に設置されております排水溝の改良をしていただきましたので、公園からの雨水処理がクリアできると考えております。また、公園内の雨水がほかに流れないように周辺にU字溝を設置するとともに、載荷試験の実施、L型擁護壁、路肩コンクリート工事及び補強土壁工事等を実施しております。さらに、追加工事で公園海側に防護さくも設置いたしました。

したがって、排水対策と防災対策は十分であると考えておりますが、梅雨に入り、今後長雨や大雨が考えられますので、その際には担当課に現地確認させるなど防災対策には万全を期してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（居山信子君） 11番、八代善行さん。

（11番 八代善行君登壇）

○11番（八代善行君） この桜山公園についてはいろいろありますけれども、工事中もやはり議会の方から、大分工事の過程で注意というか、こういうところは大丈夫かというようなことを再三ほかの議員が質問をされたこともあります。今、完成されているんですけども、今、町長が申しました下田土木の指導の中で、50年の雨量計算の中でそれに基づいて設計して施工されたということ。

この間、見に、確かにしっかりしたものができていると思いますけれども、やはり長い間あの桜山というのは歴代の町長が手をつけなかった山でもありました。そこへああいう近代的なものが時代の流れの中でできたという中で、やはり桜山に接する地権者や住民の方とすれば、水防対策、大雨のとき果たして今までのように大丈夫だろうかという、いろいろな疑問というか心配事が出ているのは確かであります。

その中で、年間の公園の管理を通して、また落葉堆積土、そういうものが排水機能を妨害したりして、そのとき大雨が降ったときに水の流れがまた別に変わるということも考えられますので、その辺は町はどのように対応なり、対策を考えているのか、その辺も聞きたいと思います。

また、水防訓練を毎年やっているんですけども、そういう訓練の拠点の1つとして、そういうところも町長が言われたように、当局の方も大雨の後だけでなく、落葉等、そういう堆積土がどのようになっているかということは、絶えず管理する側だけでなく当局としても注意を払っていただければいいかなと考えていますけれども、その辺の答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（居山信子君） 町長。

○町長（太田長八君） この熱川桜山公園は、紆余曲折ありましたが完成いたしましたもので、町民の皆様方に本当に十分活用していただきたいと考えております。

その中で、八代議員が今言った落ち葉とか、そういう対策、これは確かに図面上、設計上は本当に50年来の雨水、大雨、そういう対策は十分できております。しかしながら、側溝に落ち葉がたまったり、そういうことによってその機能が失われますもので、その点は十分落ち葉対策、観光熱川にも見てもらいますし、また当局も見たいと考えておりますもので、それは御理解願いたいと思いますし、そういう中で水防訓練の拠点、この前やったんですけども、その中である程度、土のうをあの辺に置いたらどうかということも職員の方か

とも言われたもので、なるべく公園内に旧道の水が入らないような措置もしなければならぬ
いかなと考えております。

その中でやはり一番の問題は八代議員が言ったように落ち葉対策だと思えますもので、こ
の落ち葉がなるべく側溝とかに堆積しないような方向で指導をしていきたいし、また当局も
それには十分注意していきたいと考えておりますもので、御理解をお願いしたいと思えます。

○議長（居山信子君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時02分

○議長（居山信子君） 休憩閉じ、再開いたします。

町長。

○町長（太田長八君） すみません、答弁漏れがありました。

管理体制につきましては、この公園に関しては熱川の観光協会に一応管理をお願いしよう
かと考えております。

以上です。

○議長（居山信子君） 11番、八代善行さん。

（11番 八代善行君登壇）

○11番（八代善行君） 今、公園の管理体制ですけれども、やはり熱川観光協会がやってい
ただくということで、でもあの公園はやはり今はきれいになっていますけれども、あれは二、
三年したら土手の草を刈ったり、本当に最低年間2回ぐらいの草刈りが必要だと思えますの
で、そのときの刈った草をどうするのか、その辺、本当にあれだけ広いところ、また遊歩道
を含めて草刈りの作業というものは、黙って町が熱川の協会の方に任せてしまっているのか。
本当に一緒になって真剣に管理をしていただかないと、やはり周辺の住民が心配すると思
いますので、その辺は十分これからも注意して熱川の観光協会等に管理をやっていただきたい
と思えます。

また、50年の雨量、その数値については、また後で資料をいただきたいと思えますのでよ
ろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（居山信子君） 答弁よろしいですか。

（何事か言う声あり）

○議長（居山信子君） よろしいようですから、次に第2問、風力事業についてを許します。

11番、八代善行さん。

（11番 八代善行君登壇）

○11番（八代善行君） 第2問、風力事業について伺います。

奈良本地区風力発電事業の進捗状況と仮設作業道路、風車基礎用地の造成において林地開発の中で地元として担当課は工事中の状況をどの程度把握しているのか。また、県の林地課との連携はとれているのか伺います。

○議長（居山信子君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 八代議員の第2問の風力事業についての1点目、奈良本地区風力発電事業の進捗状況と仮設作業道路、風車基地用地の造成において林地開発の中で地元として担当課は工事中の現状をどの程度把握しているのか。また、県の担当課との連携はとれているのかについてお答えいたします。

まず、風力発電の進捗状況についてですが、事業者側の報告によりますと、6月13日現在の事業全体の進捗状況は49.5%で、そのうち工事の進捗率は11.0%、輸送業務の進捗率は52.7%となっていると伺っております。

仮設作業道路状況、林地開発に伴う作業状況につきましては、建設産業課長より説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（居山信子君） 建設産業課長。

○建設産業課長（稲葉和正君） それでは、八代議員の2問目の仮設作業道路と林地開発についてお答えをいたします。

輸送コースとしては、現在工事中の県代行事業町道湯ヶ岡熱川線第4工区の工事完了後、県より町に引き渡された後に町が全面舗装をして、供用をされた後、またその先の県の買収済みの土地については道路占用をし、通行することとなります。民地に関しましては、民々の関係ですので事業者と個人の貸借になると伺ってはおります。その先は農道片倉線、奈良本2号線の間は個人の土地を通行して、奈良本2号線を利用し、部材を運送することとなります。

6月に入り、毎日のように深夜0時より6時まで、特殊車両によりまして1日3台分運送はされております。これについて長いブレード等、搬送しておりますもので、町としても担当者等が時たま出て、この搬送を確認はしております。この搬送によります今のところの問題はないと業者側からは聞いております。

次に、林地開発に伴う作業状況の関係でございますが、林地開発については、直接町のあれでなくて、直接は県です。これには町の方より意見書を付して上げる形になっております。

平成18年11月6日付で風力発電施設の設置に係る林地開発許可申請書が県に提出された後、11月8日、林地許可に係る立ち会いについて県担当者と現地立ち会いを行いました。風車建設造成地に係る部分について、6月4日に県担当課と造成地のナンバー4、これは沈砂池ですが、建設予定地の南側の3号沈砂池の沈砂部分の周辺の土砂流出防止に係るしがら工——このしがら工というのは、網を回りに張り、泥が流れないようにする作業ですが、進捗状況の確認と指導を行いました。

今後は造成に係るその他の沈砂池の状況を6月下旬、7月と県と現地立ち会いの予定とはなっております。建設予定地は伐採も行われており地肌が露出しておりますので、町としても大雨の際には現地の確認をしており、6月10日の大雨の際にも町職員で確認をいたしました。確認した段階では通常の出水状態であり、問題はありませんでした。水の色も濁っているような状態ではありませんでした。今後も、大雨の際には現地確認を実施する予定であります。

何かこの関係の中で問題のときには、県と連絡を取り合いながら町としても指導していく予定ですので、御理解のほどをよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（居山信子君） 11番、八代善行さん。

（11番 八代善行君登壇）

○11番（八代善行君） 課長の説明で大体わかりましたけれども、この質問について、やはりある方から、企業の作業が非常にぞんざいというか、やりっ放しというか、そういうのが目立つというから、そういうことはないと思いますけれどもという話の中で、ちょっと見に行っただけですよ。そうしたのが最初に見に行っただけ、木を切って、切りっ放しというんではないけれども、作業の行程がありますから、今ここまでやっているなと思って見て、それから行ったら、もうきれいに根は根、枝は枝、使える木は使える丸太できれいにやってあったから、こういうやり方なら問題はないかなとは見てきましたけれども、そういう中で今

質問したように、当局と県とのそういう連携がどうなっているかな。

今、課長の答弁を聞いている限りでは別に問題がないかなと思いますけれども、まずは今後も大雨やまた大きな風があったときは、県と連携をとりながら、これからの予定地や今やっている造成地等、十分確認しながら、事業を支障のないように町としてもやってもらえたら十分ではないかと思しますので、その点よろしく願いいたします。

また、よくこの風車の問題につきましては、これから稲取の方も計画がありますけれども、自然が自然を破壊するという現状が多い今、林業や山林があります。この風という資源をどのようにこの町が生かすかということを入りながら、これから景観と自然破壊のないようなまちづくりを進めていきたいと思ひますし、この自然破壊、景観については見解の相違というものは十分あると思ひます。ただ、自然に手をつけないでそのまま置いたら、本当に自然が自然を破壊して、我々は山から遠くに家を移して住むのか、人間が自然から離れるような住み方をしなくてはならないときが来ると思ひます。やはり邪魔なものは――邪魔というか、不要なものはそのようなことをしなければならぬし、道路というものは必要なときはつくらなければならぬ。この風力にしても、自然にしても、人間にしても、お互い生き物でありますから、共存共栄という中で大きい意味での事業化というものは頭に入れて風の資源を生かしていきたいと思ひますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（居山信子君） 町長。

○町長（太田長八君） まず1点の奈良本地区における、今もう工事が既に始まっております。その中で県との連携、これは十分に密にいたしまして、町といたしましては、もう何回も県との連携は密にしていきたいと思ひます。

その中でやはり我々も先日の金曜日に現場を見てきたんですけれども、やはり現場はそれなりに対応しておりますもので、町長、絶対災害は起こさないよという力強い言葉も言っております。そういった中で災害が起きないように工法をやってくれるよう指導はしてきましたもので、その点は住民の方も、ある程度その災害に対しては安心していただければありがたいなと思ひます。

何かあったら、もう必ずすぐに飛んでいきまして、県町連携いたしまして強い指導は行っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思ひます。

それで、さらにもう一回、風力発電の自然破壊と景観、これは大変難しい問題でございます。本当に今の自然が果たして本当の自然かといいますと、私は植林したことによります人

工林だと考えております。そういう中で本当の原生林、これを残すことは本当に大変なことでありまして、その中で自然破壊、一般の人はそう思うでしょうし、また風力をやることによりまして、この自然破壊を最小限に食いとめるのでは考えますもので、これから十分議論しながら進めていきたいと思ひますし、景観に対しても、これは本当に皆さん個人差があります。いいという人もいれば、悪いという人もいます。これも十分議論しながら、今後稲取に関しては十分慎重審議しながら進めていきたいと考えておりますので、御理解お願いしたいと思ひます。

○議長（居山信子君） よろしいですか。

以上で、11番、八代善行さんの一般質問を終結いたします。

それでは、ここで25分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時27分

○議長（居山信子君） 休憩を閉じ再開いたします。

◇ 藤 井 廣 明 君

○議長（居山信子君） 次に、5番、藤井廣明さんの第1問、町長の政治姿勢についてを許します。

5番、藤井廣明さん。

（5番 藤井廣明君登壇）

○5番（藤井廣明君） こんにちは。藤井廣明です。

このたびの4月22日の統一選挙におきまして、多くの皆様の信託を得まして、ここに立つことができました。何分にも新人でありますので、至らない点、わからない点、いろいろあるかと思ひます。町長、議長、また町の職員の皆さん、寛容のお心でぜひ御指導、御鞭撻のほどをよろしくお願ひします。

ところで、町長、私が議員になる前にたびたび面会してほしいというふうに申し入れたと

きは会っていただけませんでしたね。正式に……。

○議長（居山信子君） 藤井議員、すみません。通告に基づいて質問をお願いしたいと思えます。

○5番（藤井廣明君） 私の考えでございますので、感想をちょっと述べさせてもらっております。事実でございますので。

今こうして議員になって初めて正式に町長にお会いすることができて、私は非常に感慨深いものがあります。

さて、質問に先立って、私は町長の第1回目の施政方針を読ませていただきました。町長になられるときの公約でもありますね。それには、基本姿勢として6点ほど上がっております。1点目が町民の声が届く町政。2点目が人づくり、まちづくり支援。3点目が景観の保全及び環境対策であります。そこで町長、町民の声がいつでも届く町政についてですけれども、1カ月1回の日町長室では年12回しかありません。これでは、いつでも声が届くとは言えない気がします。例えば、自分の身近なところに風車が建つといった方が不安で、町長にぜひ説明を求めてきたときに、反対を言っているから会わないというのでは町民の声が届かないではありませんか。

いいですか。告知に書いてありますが、これは町長がずっと就任以来、事業者にとずっと会っている様子ですね。大変、事業者にはよく会っているようですけれども、町民には会おうとしない。これでは、だれから給料をもらっているのか本当にわからなくなってしまう、こういったことです。

また、町ではマスコミの取材のあるたびに、この町の風車は5,000万円の収入がある、このように発表しております。しかし、本当に5,000万円の収入、これがあるんですか。19年度の予算でいいから示してください。

売電収入から諸経費を差し引いた収益を発表しないで、なぜ誤解されやすい粗利益である収入を発表するのか。不正確な情報を全国に流すのは、これは我が町の恥でもあり、公正を旨とする公務員のあるまじき態度です。町長は職員への指導も含めて、どのようにこれを指導しているのかお答えください。

町長、町民の代表である議会は、何よりも町民の声を届けるれっきとした太いパイプであり、ここに相談しないで物事を決めるなどというのは、民主主義の現代においては言語道断と言わざるを得ません。さらに観光で生きているこの町がこの先も観光立町として立ちいくのか、いかないのか、存亡の危機にあるといっても言い過ぎではないこの重大な事業に、だ

れとも相談しないで自分1人の判断でゴーサインを出すなどというのでは、議会は要らないのではありませんか。

こうした議会不在、住民無視の政治姿勢がこれからも続くのか、それとも転換して今後は住民、議会、そして町の機関と何事も相談して説明責任を果たす姿勢と、ぜひ改めていただきたい。ここはひとつ納税者である町民には、一日町長室以外にも気楽に会おうとするのかどうか、またすべて重大なことは町議会に諮るのかどうかお伺いいたします。

○議長（居山信子君） 藤井議員、すみません。

第1問でいただいております町長の政治姿勢についてという通告の中でお書きになっているのは、町長の対話ということと行政指導の基本的な政治姿勢ということですので、とりあえず第1問、通告を出されたことに対する答弁を町長の方からしていただくようにしたいと思います。

それを受けた上で、今お話しされた点をもう一度答弁してもらおうという形になろうかなというふうに思いますが、一応議会のルールとして通告に基づいたものを当局がまず答弁をいたします。さらに2問目、3問目でできますので、御理解いただけますでしょうか。

第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 藤井議員は新人ということで通告外ということがわからないと思います。やはり議長が言ったように、ルールはルールにのっとってやっていただきたいと思います。

まず、藤井議員の第1問、町長の政治姿勢についてにお答えいたします。

私は「みんなが安心して暮らせる町、笑顔があふれる町」を政治信条とし、「町民の声がいつでも届く町政」を基本姿勢とし、町長職を務めております。

町民の皆様の生の声を聞き、今後の施政に生かす目的で就任早々の昨年4月24日に開設した「一日町長室」も、毎月の最終月曜日を基本に継続的に開催しております。懇談件数は、平成18年度が64件で、19年度は4月・5月で5件、開設から現在までの月平均では5件となっており、必要に応じて担当の課局長及び職員を同席させ、説明等を行っております。懇談内容については相談者のプライバシーもあり細かく公表できませんが、例えば放課後児童クラブ等施策に反映できる提言もございましたし、今後も継続して実施してまいります。

私の行政運営に対する基本的な考え方を申し上げますと、行政運営には町政の主権者である町民の皆様の参画が不可欠であると考えております。特に少子高齢化が進行し、また価値観の多様化により行政要望が複雑化・高度化してきておりますので、さまざまな課題を把握し、的確に対応するためには、住民が行政へ参加する機会を拡充し、住民の声を施策に反映させることが必要ではないかと考えております。

これからも行政と住民が連帯し、協働したまちづくりを進めていきたいと考えておりますが、行政をあずかる立場といたしましては行政主導で方向性を決めることが必要な場合もありますので、御理解をお願いいたします。

○議長（居山信子君） 5番、藤井廣明議員。

（5番 藤井廣明君登壇）

○5番（藤井廣明君） ただいま議長からもありましたが、これはしかし、私は町長の政治姿勢だと思えます。町民の方に顔を向けるのか業者の方に顔を向けているのか、そのことを問いただしているわけです。

しかも、先ほど質問の中で、この町が5,000万円の収入があるというふうに再三言っているのは、ひょっとしてこれは過ちではないのか。雑収入といいますか、粗利、つまり風車の売電収入であって、このことは何ら諸経費を差し引かないこういった数字を言うのは公平に反する。このようなことを言っているわけで、こういう町長の職員に対する指導の問題に関してもお答えいただきたいと思えます。

○議長（居山信子君） 藤井議員、座ってしまうと、それでもう2問目の質問が終わってしまいますので、しっかり用意されたものをちゃんと2問目で質問なさってください。どうぞ。

○5番（藤井廣明君） 失礼しました。

ただいまの町長の答えに対して、私は自分なりに、これは政治姿勢の観点から質問をしているというふうに考えております。

町長が職員をどのように指導しているのか、このことも含めまして、職員が例えば誤った発言をしている場合、これはやはり正さなければならないではないか。そういった観点から、具体的な数字を上げて質問をしているわけでありまして、この点をよろしくお願いいたします。

○議長（居山信子君） それでよろしいですか。

○5番（藤井廣明君） 第1問目の2回目。

○議長（居山信子君） わかりました。

町長。

○町長（太田長八君） 藤井議員の当局が業者への加担、これは大変不愉快でございます。はっきり言って、こんなことはございません。これだけは撤回していただきたいと思います。

そんな業者への利便性、それを図ったことは一切ございません。これだけは藤井議員、しかと胸に置いていただきたいと思います。

そういう中で、私は再三、確かに業者には会っています。その中で、町民の方にも一日町長室がありますから、その節にはぜひお越しくささいと言っております。その中で、四、五人の方にこの風車に關しまして一日町長室で伺いました。その中で話し合いもしましたし、その中で皆さんの意見を聞きました。

だから、業者への加担、これはちょっと撤回していただきたいと思います。私は一切そういうことはいたしておりません。

その中で、あと今後は5,000万円の件につきましては一応担当課の方から説明させますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

もし職員が間違いがあれば、これは当然、町をあずかるトップといたしまして、これは指導いたします。そういう中で5,000万円につきましては、担当課の御説明をいたさせますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（居山信子君） 企画調整課長。

○企画調整課長（鈴木忠一君） 今、藤井議員が職員が5,100万円の収入があると言ひふらしっているという御質問なんですけれども、收入的には平成17年度決算数値ですと4,840万の売電収入がございました。5,100万というのは、風況調査の結果、年間6,000万ぐらいの売電が見込めるということで、その85%、安全率を考慮した金額が一応5,100万という数字になっております。

平成17年度決算の数値を申し上げますと、収入が5,170万、これは売電収入のほかに繰越金が含まれます。繰越金が大体300万ぐらいございます。歳出につきましては、光熱費、電気料、電話料ですか、あと保安管理委託料等、あるいは前の風車を建てますときに借金をして建てましたもので、その借金の返済、公債費といいますけれども、それが大体400万ぐらい。あと一般会計の繰出金ということで、それにつきましては1,350万ぐらいございまして、歳出合計で大体4,800万ぐらいということで、一応歳入歳出差し引きますと400万ぐらいの剰余金という計算になりますけれども、この歳出の中で基金積立金が1,900万円ございます。それから、一般会計の繰出金につきましても1,350万ぐらいございます。合計3,260万ござい

ます。これについては、純粋なうちの町の風力企業会計からの剰余金と私は考えております。職員が申しました5,100万円についても、根拠ある数字だと私は思います。

以上です。

○議長（居山信子君） 5番、藤井廣明さん。

（5番 藤井廣明君登壇）

○5番（藤井廣明君） 町長の不愉快でございますというのは、何ら論理的な説明ではない。

これはそのように言われる町民の方がよほど不愉快でありまして、私はそういったことを撤回するものではありません。

自分たちの生命にかかわること、身体的な問題にかかわること、そのことで会いたいというふうに言ってきたときに、君たちは反対だから会わないというふうに言ってきたのは事実でありまして、そのことに対して不愉快だというのは、町民の方がよほど不愉快でありまして言語道断であります。

それから、課長、説明ありがとうございます。

○議長（居山信子君） 藤井議員、ちょっとお待ちください。

先ほど町長の言っていることと藤井議員の言っていることがすれ違ってございまして、町長が言ったことは、業者にたびたび会っているということはないというふうな、不愉快だというふうに、そういうふうにおっしゃっています。

それから、藤井議員が言っておりましたのは、個人的に会わないというふうなところが、反対だから会わないと、そういうふうに言っていることが事実そうだったんだからというふうな、業者の問題、それから、町民が会わなかったというふうなことが、両方がちょっと食い違っているというふうに思いますので、そのところを御理解いただきたいなというふうに思います。

どうぞ質問を続けてください。

○5番（藤井廣明君） これで風力会計に関しては、19年度を見ますと5,100万が売電収入でありまして、いろいろ先ほどおっしゃいましたような経費を差し引くと、一般会計に繰り入れているのが324万円ではございませんか。そうしますと、そのほかのものは例えば基金の積み立てというふうでありまして、これは940万円ですね。これがありますけれども、それは風車を撤去するときの費用だというふうにおっしゃいましたので、それは素直に受け取って、風車撤去のためのこれは積み立てかなというふうに思います。そうしますと、この町の風車が一般会計に組み入れている金額というのは324万円ということになります。これが利

益ということではありませんか。先ほど言いました収益、これであれば私としましては納得します。

それ以外に何らか利益のあるようなことを言いましているということは、先ほどの職員も、他の自治体の風車を持っている自治体のシンポジウムなどに行きましては、自治体で2,000キロワット以下の風車を持っている自治体は、風車事業で黒字にするのは難しいと、このように発言しているわけです。ここは正直なところだと思います。

ですから、この先、一般会計に繰り入れている金額が324万円の中にはさらに人件費も入っていないということでありまして、これは決して町が言うような5,000万円の収入があるというふうに発言するのは、私が申しているように非常に全国的に誤解を与えることですので、今後慎んでいただきたいと、このように思います。

第1問の質問を終わります。

○議長（居山信子君） 答弁はどうしますか。

○5番（藤井廣明君） 答弁をお願いします。

○議長（居山信子君） 町長、すみません。お互いにちょっとヒートアップしていますので冷静をお願いします。

町長。

○町長（太田長八君） 今の藤井議員、確かに見解の相違で、撤回しなくても、それは藤井議員の考えで結構です。自分自身の考えで言っただけです。

そういう中で、今、藤井議員が反対者には会わない。これは私が言いましたか。私はそんなこと一切言った記憶はございませんよ、自分自身で。

（何事か言う声あり）

○町長（太田長八君） 私自身は、そういう反対者に会わない、そんなことは一切言った記憶はございません。それだけは十分認識していただきたいと思います。町民にちょっと誤解を与えます。私ははっきり言います。反対者に会わないということは言った記憶は一切ございません。それだけは理解していただきたいと思います。

5,000万円に関しまして、これは収入でございますから、その中でいろいろな議論があるうかと思います。また再度、担当課長から説明いたさせます。

○議長（居山信子君） 企画調整課長。

○企画調整課長（鈴木忠一君） 私が先ほど申し述べました数字については、平成17年度の決算数値でございます。今、藤井議員がおっしゃいました数字は、平成19年の当初予算の数字

かと思えますけれども、平成19年度からは公債費の元金償還金が始まりまして、その分経費がかかってまいりまして、一般会計への繰出金は平成17年度に比べまして約1,000万ぐらい、御指摘のとおり減ってまいります。ただ、繰出金と先ほど申しました基金への積立金につきましては、風車の撤去をするときに3基で概算5,000万程度かかります。また、突発的な修繕に対応するための基金でございます。今現在につきましては、大きなそういう出費がないものですので、当然繰出金と合わせまして剰余金と計算していいと思います。

収入の5,100万につきましては、風車ですもので毎年の風向きによって収入状況が変わります。目安5,100万ということで、17年度は4,800万ございました。ですから5,100万の数字につきましても、私は間違いはないというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（居山信子君） 次に、第2問、風力発電建設の熱川地区における諸問題についてを許します。

5番、藤井廣明さん。

（5番 藤井廣明君登壇）

○5番（藤井廣明君） 5番です。

では、第2問の風力発電建設の熱川地区の諸問題についてお伺いいたします。

私自身も、地球温暖化にはやはり心を痛めるものであります。いろいろな映像で島が水没しそうになっている、そういった映像を見る、あるいは巨大なハリケーンに襲われる、こういったときには、この地球を何とかしなければならぬのではないかと、そういった気持ちは皆さんに負けるものではないと自負しております。

ただ、この町に、あの山の上に、私たちの町に建てていいのかどうか、これに関しては非常に疑問を持っております。熱川で事業を進めるというのは、事業者がクリーンエナジーファクトリー、CEFという北海道根室市の会社が100%出資の子会社で、伊豆熱川ウインドファームという会社です。風力は出力1,500キロワット、高さ103.5メートル、ドイツGE社製ということですが、故障したときは外国から来てくれるのかななんて素人の心配をしてみます。今ある町の風車と比べまして、出力で2.5倍、高さで1.7倍です。100メートルを超える巨大なものです。これが10基ですね。これが資源エネルギー庁からの補助金3分の1、つまり私たちの税金ですけれども、それを使って建設されます。

そこで、まず補助金申請の問題を指摘して質問したいと思います。

資源エネルギー庁の平成18年の補助金の申請受付は昨年5月29日——いいですか、ここの

ところはまた後で出てきますので、よろしく記憶しておいてください。5月29日が締め切り日でした。それで補助金を申請し、内定したのが11月。そして着工が今年の1月。2カ月ほどおくれたようではございますけれども、そして完成が11月30日の予定だそうです。今年のですよ。

そのエネルギー庁の補助金申請の要項には、環境影響調査に基づき地域住民らと協議、調整を実施すること。協議結果（承諾書、議事録）などを提出することとなっており、添付資料として求めているわけです。そして、その前提として、補助金を申請、または受給する皆様へという表題で、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。この規定に違反する不正行為に対しては、補助金適正化法の第17条で取り消し、第18条で返還が命じられ、加算金など罰金もあります、このように書いてあります。業者は地域住民との協議結果（承諾書、議事録）、その他の提出を義務づけられているわけです。それが奈良本区の総会では、あるいはこの町の議会で、これらを十分に説明をして、多数決を得たという事実はありませんね。しかし、ここに町長の判こが決定打になったわけです。

町長は、これまで議会でこう言っていましたね。これについては3月の議会でおっしゃっていますので、議事録から引用します。「区長や財産区委員長、そういうところがどうしても言うので、町としてもこれに対してゴーサインを出しました」とか、「地元がこういうことをだめだとはなかなか言えませんもので、まして奈良本区、財産区、同じような文書が来ています、同意するという事です。町に出してくれということです。そういう件で、私は自分自身が判断いたしまして、同意書を出しました」と言っています。地元からどうしても頼まれた、だめだとは言えませんもので、それで町長、公印をつくんですか。

町長、そのときの区長は、町長の後援会会長ではありませんか。また、財産区の委員長は町長の義理のお父さんではありませんか。その2人が全くこのように同じ文書を出している。見てください。そして、しかも町長の同意書が下にあります。これですね。それまで、つまり3人の同意書の「5」の字の数字は全く筆跡が同じです。

多数決の原理が行われるべき区や財産区でそれが行われずに、区長や財産区委員長、そして町長が独断で同意書を出している。正式な議題にのせることもなく、採決もしていない、事後承諾、こういった意味です。何かおかしくはありませんか。

事業者は補助金の締め切り日が5月29日という急ぐ理由がありました。しかし、町長は就任間もないわけで何も急ぐ必要もないのですから、5月23日にC E Fに同意を与える必要はなかったわけですね。それを与えております。いわば締め切り日に間に合わせたような格好です。客観的にですよ。

住民の総意というには、住民には何一つ知らされていないのですから、これは極めて疑義のある同意の内容であります。したがって、資源エネルギー庁のいう規定に反する不正行為に当たるものではありませんか。

3月の議会で内山恒昭元議員がこんな形の手続でやっている業者が補助金を得る、これは公金の詐取と言わざるを得ない。もし、これに町長や町当局が加担しているとすれば大問題ですと指摘されています。全くそのとおりだと思います。その後、付近住民に説明がなかったこと、あるいは活断層が存在すること、白田川水系の影響が予想されることなど、さまざまな観点から問題を指摘されましたが、何を指摘されても町長は撤回しません。これだけはおきますと繰り返すばかりです。変ですよ。普通、問題があった場合は、一旦立ちどまって考えるということは常識だと思いますけれども、町長、何ら問題はなく撤回しないと明言されるのですね。その根拠は何ですか。町民はまことに不思議がっている方が多いので、ぜひお答え願います。

町長が全く町民が知らない間に、全町民を代表して風車建設事業に同意の判こをついてくださったおかげで、今、建設はごとりと音を立てて動き出しました。この議場の外にも見えますけれども、風車の部材が陸揚げされ、夜間にトレーラーで運搬が始まっております。ナセルという発電機部分の重さだけでも50トン。車両自体の重さも約120トンという相当なものです。うるさくて夜眠れないなどという声を私は聞いております。今、同じころ、熱川の山の上では大型ブルドーザーが、あるいはさまざまな重機がうなりを上げ、11万平方メートルもの森林を伐採中です。

この写真を見てください。ここにこういった写真を見てください。それから、これは木を切って、そのまま谷なんかには放置しているようなありさまですね、現場。すごいですよ。現場を見たことがありますか。山肌がざっくりと切り開かれ、赤土がむき出しになっております。第7サイトとか、第5サイト、その予定地の造成現場などは、町の土地利用委員会がいうところの2,000平方メートル以下ですから、要項の対象外であるなどという話は吹き飛んでしまいます。1カ所でも、例えば第10サイトでもその表示には9万1,362平方メートルと出ているではありませんか。土地利用委員会は、今般の風車建設では異例の多数決でこれを認めたということです。しかし、あの開発行為はやはり一団の土地と見て2,000平方メートル以上なのは現実に明らかなのですから、指導要項の対象として何らかの規制を指導すべきだったのではないのでしょうか。これは土地利用委員会の方にもお聞きしたいと、見解をお願いいたします。

本当のところ、あんなに山の木を切ってしまうと保水力は大丈夫なのでしょうか。梅雨の長雨や台風時の大雨で崩れるということはないのでしょうか。先ほどは県と連携して絶対起きないようにするなどと言っておりますが、万一起きたときは一体どうするのでしょうか。町長はぜひその目で確かめて、自分のゴーサインを出した現場を確認し、環境アセスメントが言ったとおり守られているのかどうか、また町の78%を取水している白田川の水源に影響がないのかも含めて、万全の指導をする考えがとおりかどうかお答えください。

もう一つ重要なことですが、現場での工事用道路、あるいはアクセス道路は舗装しないというふうに業者は言っていますが、大水で道がえぐられるとか、風車自体が倒れるとか、いや、ありましたよ。今年の1月も青森県の岩屋ウインドファームでは、25基の1基が風もないのに倒れる。ちょうど高さ100メートルの現在建設中のものと同じものです。あるいは雷が落ちて故障するとか、これは事業者サイドの問題としても、ただ20年後に風車の事業期間が終わって、そのときに会社が風車を撤去しないで放置するといったおそれはないのでしょうか。きちんと道路を補修させ、風車は撤去してきれいにしていくという担保はとっているのですか。よもや倒れたまま動かなくなった風車がそのまま残される、しかもこれは民間の会社のものでしたら町も手をつけることができない、こういった問題も考えられます。そうした、いわば風車の墓場みたいになったとき、そのためにこそ事業者のC E Fにどのような担保をとっているのか、この件は重大ですから具体的にお答えください。

町長、そもそもこの事業は、民間の土地に民間のやる事業だから町は関係ないとおっしゃっていましたが。しかし、東伊豆町名義の土地を6万6,000平方メートル使わせると前の議会で答弁されました。初めC E Fの事業計画書では4万3,000平方メートルとなっていました。これはどちらが正しくて、なぜ違っているのか、お答え願います。

この6万6,000平方メートルの土地が多くは奈良本区に無償譲渡された土地だとしても、登記者は東伊豆町であり、契約は町でなければできません。したがって、町に関係ないなどということは言えませんよ。しかも、6万6,000平方メートルといえば全事業地の16.9%、約6分の1に当たりまして、道路以外にも風車の建つサイトの一部として利用させているではありませんか。つまり、町が契約当事者として使わせていなければ風車は建たないのでしょうか。どうですか。それを町は関係ないと言っていたのは、うそではありませんか。業者に貸す町所有の土地、奈良本区財産区ですか、その土地、それぞれの面積は何平米でしょうか。もし、貸すとすれば、契約は平米幾らで、いつ契約を結ぶのか、これらをお答えください。

また、立木、立ち木ですね。これについてもどういった補償になっているのか、お答えください。

今後、5年、10年、20年先、風車が動かないままに、観光で生きている私たちの町の山の上に醜いオブジェになって残る、いわば風車の墓場になったとき、この町の人々から永久にあの風車をこっそり許可したのは、あの太田長八町長であるというふうに永久に記憶されることとなります。あなたは、その歴史的な評価に耐える自信はおありですか。お答えください。

○議長（居山信子君） いいですか。藤井議員、確かに通告には風力発電建設の熱川地区における諸問題とありますもので、諸問題でいいんですけれども、私は通告を書くのにアドバイスをしたと思うんですが、具体的にやはり書いていただくということが大事で、そうすれば簡潔にその答弁が得られるんですけれども、いただいた内容は第1問で今、当局も用意をしておりますので、とりあえず今の質問にはお答えできないと思いますけれども、通告というのを出してあって、その通告に基づいて第1問の答弁というものはあるんです。ですので、2問目に今のような質問をしていただくといいかと思えます。

それでは、第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま議長から言ったように、この諸問題、当局には全然わかりません、はっきり言って。その中で今、ちょうど藤井議員が言いました。当局は一応諸問題について問題はないと考えておりますもので、第1問目の答弁はそのような答弁をさせていただきます。

藤井議員の第2問、風力発電建設の熱川地区における諸問題についてお答えいたします。

現在、風力発電事業について規制する特定の法律はありませんし、静岡県でも土地利用計画の指導対象外となっております。事業者は森林法・道路交通法・建築基準法などの個々の法律をクリアすればよいわけですが、当町では、今回の風力発電事業計画につきましては土地利用事業計画の審査対象とし、法的な強制力はないものの指導要綱に基づき事業者を指導してきました。また、環境保全については、災害防止、水害防止の観点から、県林地開発許可申請の中で審査されております。

諸手続については、県の林地開発許可を含め関係法の許認可はすべてとれていると聞いておりますので、問題はないと考えております。

○議長（居山信子君） 5番、藤井廣明さん。

（5番 藤井廣明君登壇）

○5番（藤井廣明君） 私は熱川の風車建設問題について、その諸問題について一つ一つ具体的に聞いております。それについて何ら法的には問題ないのであるから答えないと、こういった姿勢なんですね。

しかし、例えば事業者を指導したというふうに言うておりますけれども、町長が就任されて5月23日まで、まだ2カ月もたたないうちに、前の議会でも言いましたように、何ら業者の資料を見たわけでも、町の機関に諮ったわけでもなく、自分で決めましたというふうに言いました。そうしますと、事業者を指導しましたというふうに今お答えされましたけれども、指導する間も何もなかったのではないのでしょうか。

その後、いろいろな法律をクリアしているようだということで、それを追認しているということであって、町が、特に土地利用委員会なんかも含めまして、町長が初めに判こを押してしまったのでは、町の指導などというのは、例えば土地利用委員会にしてもできないわけですよ。普通、事業計画を見て、どうしたらこれは問題ないのかどうか、町民やら、町の財産、そのほかに影響はないのかどうか、そういったことを見て、もし問題があれば、こうしなさい、ああしなさいという、これが指導だと思いますけれども、初めからこれは認めましょうというふうに承認の印鑑を押してしまったのでは、土地利用委員会としても自分たちのボスがもう判こを押してしまっているようなわけですから、そこから指導というのはちょっと不可能ではないかと思うんですよ。

ですから、法律は通っているからとか何かではなくて、一点一点私は、例えばあれだけの山を削って保水力は大丈夫かとか、それは法律で大丈夫というのではなくて、具体的に皆さんは心配していることがあるわけですから、あるいは白田川水源の方には影響はないのか、そういったことも含めて、何ら法的には問題ないから、問題ないのだというような木で鼻をくくるような答弁ではなくて、もう少し、住民、議会議員にもわかるように、私どもにもよくわかるように説明していただきたいというふうに思います。

また、担保はどういうふうにとってあるのかということについても私は質問しているわけで、これは皆、相当本当に事業者がそのまま残していくのではないか、そのときまたその風車は民間のものであるから町でも手をつけることができないのではないか、そういったおそれはないのかどうか含めて、どのようにそれはちゃんと撤去させていくのか、そういう担保が欲しい、とっているのかどうか聞きたい、そういう具体的な質問でありますので、これは

何ら問題がないから答える必要はないというふうなことでは、全く話にならないと思います。
お答え願います。

○議長（居山信子君） 町長。

○町長（太田長八君） 私は何も答えないと言っていません。ただ、この議会上の問題で、第1問につきましては、藤井議員が諸問題と言ったもので、その諸問題は町にないから、ありませんよと答えてありましたので、それで再質問におきまして藤井議員が今のようなことを尋ねれば、それは答えます。だから、ある程度やはり新人さんだから、しょうがないですけども、その辺、議会のルールというものも今後わかっていたきたいと思います。

そういう中で、まず指導ですね、業者。これは再三言っていますように、町が事業をやる場合は大体区の意見、これをほとんど参考にしております。そういう中で今回、奈良本区は同意を持ってきました。そういう中で町といたしましては、奈良本区が同意を出してきた、そして財産区も同意を出してきた、そういう観点では、ある程度資料を見ない中で、地元がこうやっているならば、町といたしましても、それは区がやりたいということなもので、それは同意をいたしました。

そういう中で先ほど言ったのに土地利用委員会、これははっきり言って町に設置する義務はございません。そういう中で何かあった場合、困るということで、町は土地利用委員会を設けまして、業者に対してこのようなことはしてはなりませんとか、そういうある程度の協定を結びまして、地元の不利にならないようなことで土地利用委員会を設けました。

そして、保水力とか水源、これは大して、林地開発にも、ほとんどこれは県の許可申請、町は一切この許可に対しては関係ございませんので、その中で当然、保水力とか水源、これは林地開発の中で問題にされて県の方もやっていると思います。それで地元といたしましても、この保水力に関しましては、今この写真では荒肌が見えていますけれども、前回行ったときはすべて緑を植えると、そういうことを聞いておりますもので、保水力に対しては自分自身は問題ないのではないかと考えております。

そして、あと担保の問題ですけれども、これは担保をとっておりません。

（何事か言う声あり）

○町長（太田長八君） ちょっと担保の問題については、ちょっと副町長の方から説明いただきます。

○議長（居山信子君） 副町長。

○副町長（鈴木新一君） 事業が終わりまして、撤去のときの担保等をどうとるか、とってあ

るかという御質問ですけれども、今、町とC E F側と最終的な協定を結ぶ調整中でありまして、最終段階に来ておりますが、事業終了後の撤去というのは最重要課題でありますので、もちろんうたわれておりますし、近々に協定書を締結できると思うんですが、その中で担保をとってやるということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（居山信子君） 5番、藤井廣明議員。

（5番 藤井廣明君登壇）

○5番（藤井廣明君） はっきり言いまして、担保はとっていない、あるいはこれから協定を結んで近々に話し合うと、こういったことですが、現実には、しかし、皆さんも目にしているようにかなり進んでいるのではないですか。それで担保をとっていないということは、庶民の感覚からいいまして、例えばお金の貸し借りをする、今協定とおっしゃいましたけれども、必ず返しますよと紙を1枚とる。それで、その方がいなくなってしまうたり、本当に払わなくなったときには、そんなものは単なる紙切れに過ぎないわけですよ。言うところの担保というのは、そういうものではない、もし、万が一その会社が倒産、あるいは連絡がとれない、そういった事態になったときにも、きちんと町は損害を補てんさせるだけの物件を押さえるとか、何らかの供託をさせるとか、そういった問題としてあるわけでありまして、それを今から協定を結ぶなどという、全く信じられないような事態だと思います。

これは、今このことからしましても、この熱川における風車問題はさまざまな手続において、またこれを指導する町の体制において、幾つか不備なのではないかと私は考えます。ひとつ今後とも十分に指導されることを期待しまして、第2問の質問を終わります。

○議長（居山信子君） 町長。

○町長（太田長八君） それは藤井議員の見解でありまして、町としては不備は一切ございません。これだけは明言しておきたいと思います。

そして、担保の問題でございますけれども、これは風車関係となると、一般の例えば会社が来まして事業をやりたいよという場合、これも担保をとらなければならないんですか。そうすると一切町は何にもできませんよ、担保、担保といたら。だから、そういう面で一応土地利用委員会の方でも、なるべく担保をとるような方向で協定を結んでいると。これは大変、町としてはその方向でいけばいいのではないかと自分自身は考えております。

だから、担保に関しましては、民間の会社から建物を建てるから、では20年後どうなっているとするれば、それに対して町は担保とるなんて、そんなことは一切できません、はっきり言って。これだけは明言しておきます。

担保関係で、また副町長より答弁させます。

○議長（居山信子君） 副町長。

○副町長（鈴木新一君） 担保といいますか協定書、まだ結んでいないということですが、最終段階でやりとりをキャッチボールしながら最後の詰めを行っていますので、本当に近々にできるんですよ。その中で、もちろん事業終了後の撤去というのは最重要課題ですから入れ込みますし、近隣の人たちへの事業を進めていく上での配慮とか、町はそれを指導していくとか、そういったのも盛り込んで当然あるわけですが、まだ結んでいないことは事実ですが、本当の近々結びますので御承知をいただきたいと思います。

○議長（居山信子君） 暫時休憩をします。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時17分

○議長（居山信子君） それでは、休憩を閉じ再開をいたします。

次に、第3問、風力発電建設の稲取地区における諸問題についてを許します。

5番、藤井廣明さん。

（5番 藤井廣明君登壇）

○5番（藤井廣明君） 風力発電建設の稲取における諸問題についてです。

稲取の三筋山周辺の風車問題について、何点か質問をさせていただきます。

この間、つい先日ですが、6月10日、私たちは愛知県豊橋市の風力発電の視察に行っていました。出力1,500キロワット、高さ100メートルを超えております。ちょうどこの町の今、計画されているものと同じものですね。それが今年2月に完成して、稼働を始めたところです。

ところが今わずか稼働4カ月目にして、そこの住民にさまざまな被害が出ております。頭痛、目まい、肩凝り、耳鳴り、あるいは不眠症、体調不良、そして家がかすかに振動するなど、恐ろしいほどで、自宅で眠ることができなくてホテルから出勤しているという人もいました。既に二十数名の方が風車被害者の会をつくって事業者と折衝中ですが、お子さんなんかもらっちゃって、本当にそのことを考えると背筋の凍る思いでした。ただ、いいことが1つあったそうです。それはカラスがいなくなったそうです。そのように言っていま

した。

また、ほかの県でも、インターネットや新聞、テレビ報道で御存じのことも多いと思いますけれども、愛媛県の伊方町、佐多岬ですね。そこにつくられています三崎ウインドパワー、ここでは住民からの苦情が絶えなくて、数多く寄せられていまして、夜6時から朝8時まで4基の風車を停止しております。しかし、問題は解決せず、防音サッシやエアコンを事業者が無償で設置するといった事態になっております。空港や基地周辺の問題かと思いきや、何と環境に優しいはずの風力発電の問題です。

こうした騒音や低周波音による被害は、我が町、稲取でも、奈良本でも必ず出ることが想定されます。そうなるからでは遅いんですよ、町長。こうした住民の健康に対する不安の問題について、町は地元住民に今後説明をする予定がおりますか、お伺いいたします。

これまでの議会で、町長は議員時代に風車反対だったのに、町長になった途端、一転して賛成になったのはなぜかという質問をされて、組み合わせが変わったからだというふうに答えておられます。さらに、組み合わせとは何ですかと聞かれて、3社のうち1社が抜けたことにより、ある程度自分自身はその黒いうわさがなくなったものと、このように答えておられます。ところで、その黒いうわさというのは何ですか。お伺いします。

3社というのは、東京電力とその子会社のユーラスエナジー社、伊藤忠商事です。東電とユーラスエナジー社が現在残っているのですから、おりた1社というのは伊藤忠商事ということになりますね。伊藤忠商事がおりたのは昨年4月25日、文書も多々出しておりますのでありますけれども、一番熱心だった伊藤忠商事がなぜおりることになったのか、あるいはその文書で4月25日に伊藤忠商事が何通か出しております、おりることに当たってのあいさつ状の契約相手、こういったものはだれだったんでしょうか。わかる範囲でお答えください。

町長もこれまで何度もおっしゃっているように、まだ三筋山の方はやるか、やらないかわからない。水源・湿原に影響があればストップをかけたいと考えております、このように答えてきました。今もそのお考えで変わりはありませんか。お答え願います。

町長、あなたは昨年の6月議会から、ずっと奈良本のCEFに同意した件は一切話をしておりません。特に議会にという意味です。こちら稲取では、ずっとやるか、やらないかわからないというふうに言ってきました。水源・湿原に問題があればやめさせる、はっきり言ってやめさせますと何度も繰り返し言っています。議事録にも見えますね。そうおっしゃってこられたわけですから、今後、例えば水の問題について事業者がボーリング調査をやりました。その結果が出たとします。そうしたときに、既にもう出ているのかもしれませんが

も、それはそれとしまして、その結果が出たときに、その中で水源や湿原に問題はありませんというふうに結果を業者から示されたとき、そのときに町長はもう一度町独自で調査をやり直すとか、そのくらい慎重な態度をとるのか、それともすぐにゴーサインを出すのか、その辺のところを伺っておきたいと思います。

町長も稲取に生まれ、多分お子さんのときは遠足に行ったり、遊んだりしたことのある思い出のふるさとの大切な細野高原ではありませんか。また、熊口の水源という町百年の計である水にかかわること、ほかにも4区の所有にかかわる道路の問題、何より入谷水下初め、住んでいる住民の生活に重大な影響があると、このようなふうに判断した場合、その際は断固としてやめるようにというふうに事業者に言う勇気を発揮されるわけですね。言いかえれば、事業者に、わかりましたとあって撤退されることができると、こういった問題です。

御存じのとおり、既にユーラスエナジー社の14基については資源エネルギー庁の補助金がついております。補助金のついた事業をどうやってやめさせるのか、このように伺いたいと思います。見解をお願いいたします。

○議長（居山信子君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 藤井議員は何度も言ってもわからないようなもので、一般質問の通告書を読まさせていただきます。通告書の内容でございます。稲取の三筋山周辺に計画されている25基は、この町の宝ともういうべき細野高原一帯に多大な影響をもたらすものであり、多くの住民が危惧し、不安を抱いている。今後の事業の見通しとこれに対する町長の見解を賜りたい。これでございます。これに対して答弁させていただきます。

藤井議員の第3問の風力発電建設の稲取地区における諸問題についてをお答えいたします。

事業計画者から現在の進捗状況を聞きましたので、その内容を報告させていただきます。

稲取三筋山周辺の風力発電事業計画につきましては、現時点では事業の可能性調査の段階とのことであります。現在までの調査状況は、まず、水源・湿原への影響については、熊口水源での4カ所のボーリング調査が5月末に完了し、現在、沢の流量やボーリング孔の水位観測を実施中であり、また、芝原湿原でのボーリング調査は2月に終わり、県教育委員会の指導のもと、湿原周辺の水環境調査、水位観測を実施中であり、6月中には調査結果を中間報告できる見込みとのことであります。

貴重植物種への影響については、既往調査による貴重種マップと工事改変区域図を作成し、今後は低減策及び移植・播種等の代償策などの保護対策の可否、影響度について検討していくことになるようでございます。そのほか昆虫や猛禽類の調査なども慎重に進めており、事業者からは、7月末にはすべての調査が完了する予定であり、調査完了後、町、稲取地区4区、入谷振興会等の関係者に調査報告し、8月から9月ごろに事業実施についての総合的な判断を下したいとの意向を伺っております。

町といたしましては、水源や湿原への影響があれば、すぐに事業計画をストップさせるつもりであることは再三言っております。事業者も慎重な対応を図っておりますので、御承知願いたいと思います。

○議長（居山信子君） 5番、藤井廣明さん。

（5番 藤井廣明君登壇）

○5番（藤井廣明君） 全く紙に書いてあること以外は答えないというような、そういった態度であります。私としては、諸問題でございますので具体的に諸問題を一点一点上げているわけです。

○議長（居山信子君） 藤井議員、ちょっとお待ちください。

議会のルールというものがございまして、先ほども再三お話ししていますように、通告書を出したのに対して、まず当局から答弁をいただきます。それで、2問、3問で、先ほどから質問なさっているような内容について質問をしていただくのは結構ですし、それについて当局がお答えするというのがルールになっておりますので、御承知いただきたいというふうに思います。

どうぞお続けください。

○5番（藤井廣明君） 進捗状況をお知らせいただいたわけですが、可能性調査の段階であると。町としては、水源・湿原に問題があればストップをかけるんだという従来のお答えでございます。

そこで、それでは改めてお伺いしますけれども、これまでやるか、やらないかわからないというふうに言っていたんですが、そうしますと、まだ町長はユーラスエナジー社には同意書に判こをついていないということでしょうか。

○議長（居山信子君） それは議題外ではないでしょうか。

○5番（藤井廣明君） 議長、おかしいでしょう。だって、今、進捗状況を聞いているわけですから、進捗状況について私はどの辺まで行っているのか……。

(何事か言う声あり)

○議長（居山信子君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時33分

○議長（居山信子君） 休憩を閉じ再開をいたします。

藤井議員、質問をどうぞ続けてください。

○5番（藤井廣明君） それでは、先ほどの続きなのですが、進捗状況ということで伺いまして、それでは一番初めに事業計画書ですね、そういったものを出されまして、町長はユーラスエナジー社の方に印鑑をついたんですか、つかないんですか、同意書に。どうでしょうか。その点が1点です。

それから、何か前の議会でも町長は答弁されているわけですがけれども、自分が同意するに当たっては、あるいはここにいろいろなあれがあるわけですがけれども、先ほど、いろいろな会社と会っているという事実があるわけですがけれども、その中で1社がおりたら自分は賛成に回ったんだというふうにおっしゃいましたけれども、なぜ1社がおりたから賛成になったのか、それはどういう問題だったのかに関して町民は非常に疑問を持っているわけです。そういう点で、1社、いわゆる伊藤忠商事がおりたということの過程、その辺も知りたいわけです。

では、その2点につきましてお願いします。

○議長（居山信子君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、補助金申請に関しましては町は同意を出しました。

(「出しましたか」の声あり)

○町長（太田長八君） 出しました。

その中で、はっきりと町がノーと言う場合は、この補助金は返還するという、そういうふうになっております。それだけは明言しておきます。仮に補助金の申請を受けたといっても、この事業をやらない限り補助金はおりてこない、そういう中で町がノーとしたら、この補助金申請はノーとなります。もらえません。

そういう強い面で、先ほど東電さんが来たときに、再三再四、町の姿勢といたしまして

て、水源・湿原に影響がありましたら、この事業は中止ですよということをはっきり言っておりますので、その辺は東電、ユーラスさんは自覚しておりますので、その辺はわかっていたきたいと思います。

さらにもう1社おりたからということですがけれども、基本的には私は何回も言っているように、この風力発電、この事業は地球温暖化に対する有効な手段とっておりますので、これは以前から言っているように賛成でございます。そういう中でこの3社、黒いうわさ、ただ、それだけはちょっと理解して、これ以上のことはちょっと問題があると思うんで、そういうことであります。

そういう中で、伊藤忠さんは、みずからの会社から撤退いたしますよということで撤退いたしました。そういう中で1社は撤退したもので、あと東電さんとユーラスエナジーさん、この2社ならばいいのではないかと、基本的には風力に関しては私は賛成な立場なもので、これはゴーサインを出して、その補助金申請に関しましては判こを押しました。しかしながら、あくまでも水源・湿原に関しましてはノーということで、このときノーと言った場合は補助金は受けられません。

以上でございます

○議長（居山信子君） 5番、藤井廣明さん。最後の質問になりますので。

（5番 藤井廣明君登壇）

○5番（藤井廣明君） しかし、これもおかしいですね。確かに、補助金申請というのは、これは会社がやることでありまして、ちょっとここを見ていただくとわかると思うんですが、会社の方が町に東伊豆町地内への風力発電設備建設に関する同意書、このようなものを求めたわけです。それを別に補助金申請にこれを使うか、使わないかというふうに言っているわけではありません。それに対して静岡県東伊豆町町長太田長八の公印をついたわけですよ。今までずっと、だけど、まだ自分は認めていないというふうに言ってきたんではないですか。やるか、やらないかわからない。しかし、ここでは既にこの日付は昨年5月2日です。3月26日に当選されまして、それからわずか1カ月と6日目に建設に関する同意書にみずからの公印をついているではありませんか。それを今まで議会で言ってきたことがあるんですか。だれかに諮ったんですか。

どういう過程でこれらの事実があるのか。これは後から水に問題があれば、これは撤回させる。これは指導の問題でしょう。こちら町としての意見でございましょう。そうではなくて、稲取の三筋山に風車を建てる。ユーラスエナジー社は14基建てる。東電はその先に11基

建てる。これに関する建設同意書に就任1カ月と6日目にして判こをついているではありませんか。これはだれにも諮らないでこのようなことを決定したということは、いかななものでしょう。議会の皆さん、これは議会無視、あるいは町民を愚弄する態度だと思います。断じて許すことはできません。お答え願います。

○議長（居山信子君） 町長。

○町長（太田長八君） 藤井議員、その見解の相違という、補助金と建設、はっきり言ってこれは違います。先ほど言ったように、私は地球温暖化という意味でこの風力発電、これは賛成の立場でございます。そういう中でやってもらうことは大変ありがたいなということで、その同意は判こを押しました。しかしながら、そのときに、補助金と申請と同じ時期ですよ。補助金申請が終わって数カ月後にその湿原・水源、これに対する影響があったら中止ではなくて、補助金申請と同じ時期に、あの水源・湿原に影響があったらこの事業はもう中止ですよとはっきり言っております。だから、その辺、やましい点は自分自身はないと考えておりますし、あくまでもこの補助金関係は、先ほど言ったように、補助金の申請が起きたとしても、町はまだやるとも、やらないとも、もう何回も言っております。この事業に対しては、水源・湿原に影響があれば、これは即中止と。

それ以外にも、確かに藤井議員が言ったように、この細野高原は大変自分自身も貴重な自然だと思っております。そういう中で、今度は町の土地ですかも入っていますもので、そのときは東電さんがやるといった場合は、これは町も、積極的に町民に対して説明責任を果たしていきたいと思っております。その中で、町民がいや、やはりやらない方がいいよということが5割以上あれば、これははっきり言いまして、この事業に対して自分自身は中止するつもりでいますけれども、幾ら反対がありましても、5割以上の方が賛成すれば、為政者といたしまして、これは藤井議員とちょっと意見を異にいたしましても、私はやっていくつもりでございますので、最終的には町民本意がある程度決めていくべき問題ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（居山信子君） 以上で、5番、藤井廣明さんの一般質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（居山信子君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時41分

平成19年第2回東伊豆町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成19年6月19日(火)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

1. 14番 山田直志君

- 1) 合併について
- 2) 国民健康保険について
- 3) 観光振興について
- 4) 農業振興について

2. 12番 居山信子君

- 1) 町政の信頼回復について
- 2) 市町合併について
- 3) 町制50周年記念行事について

日程第2 議案第46号 東伊豆町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第47号 平成19年度東伊豆町一般会計補正予算(第2号)

日程第4 議案第48号 平成19年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第5 議案第49号 平成19年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第1号)

日程第6 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

日程第7 推薦案第2号 東伊豆町農業委員会委員の推薦について

日程第8 同意案第8号 東伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第9 同意案第9号 東伊豆町教育委員会委員の任命について

日程第10 陳情・要望書の審査について

日程第11 意見書案第4号 最低賃金法の見直しと最低賃金の大幅引き上げを求める意見書について

日程第12 総務経済常任委員会閉会中の継続審査申出書について

日程第13 議会運営委員会所管事務調査について

出席議員（12名）

1番	内山 慎一 君	2番	飯田 桂司 君
3番	村木 脩 君	5番	藤井 廣明 君
6番	森田 禮治 君	7番	西村 弘佐 君
8番	鈴木 勉 君	10番	山本 鉄太郎 君
11番	八代 善行 君	12番	居山 信子 君
13番	定居 利子 君	14番	山田 直志 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	太田 長八 君	副町長	鈴木 新一 君
教育 長	飯田 伊三男 君	総務課長 兼 防災監	加藤 悟 君
企画調整課長	鈴木 忠一 君	税務課長	田村 正幸 君
住民福祉課長	木田 和芳 君	健康づくり課長	高羽 勇 君
健康づくり課 参事	鳥澤 勇 君	観光商工課長	鈴木 好美 君
建設産業課長	稲葉 和正 君	建設産業課 兼 農事委員局長	木村 近志 君
教育委員会 事務局 長	富岡 廣光 君	消防 長	平山 隆 君
水道課長	内山 厚 君	会計管理者 兼 会計課長	上嶋 智幸 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 長	鈴木 道好 君	書 記	村上 則将 君
書 記	斎藤 悦子 君		

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（居山信子君） 皆様おはようございます。

連日の御審議、御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、平成19年東伊豆町議会第2回定例会2日目は成立いたしましたので、開会いたします。

◎議事日程の報告

○議長（居山信子君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしましたとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（居山信子君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 山 田 直 志 君

○議長（居山信子君） 14番、山田直志さんの第1問、合併についてを許します。

14番、山田直志さん。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） おはようございます。

通告に基づきまして、4問について質問をいたします。答弁は各問ごとにお願いをいたし

ます。

第1問、合併について質問をいたします。

現在、合併については、地方自治や分権を財源的にも拡充するなどの議論もないままに、非常に乱暴な内容と方法で市町村合併が上から進められようとしています。分権といいながら、権限や仕事、負担は市町村に回しながら、その裏づけとなる財源の移譲はわずかで、見合ったものにはなっていません。三位一体の改革は、国からは歳出削減の改革と言えるかもしれませんが、地方からは単なる歳入の削減、切り捨て以外の何物でもありません。現在の厳しい市町村財政の状況は、市町村の努力不足で生まれたわけではありません。

改革の名をかりた歳出の削減や経済対策で、「借金をしろ、返済は交付税で補てんするから」、こういうことを言って、地方に借金の山をつくるように指導してきた国によってつくられた結果ではないかと私は考えています。このように地方の現在と未来を傷め衰退させながら、それをてこに市町村合併を進めるとするのは、まさに地方切り捨てであり、中央集権化と全体主義への一里塚ともいえるべき、大変危険で深刻な状況ではないかと私は見ております。

さて、そうはいいいながらも、町にも県がつくった合併構想なるものが示されております。今年度中に、それに対する結論なり町的意思を示さなければならない、こういう状況にあるという内容でございます。

そこで、町長に質問をいたします。

まず、町長は就任以来、再三住民投票はやらないということを発言されております。しかし、やらない理由というものについては明確には伺っていないように思います。町長としてはなぜ住民投票をやらないのか、この理由を説明する責任があるかと思っております。

2点目に、町民の疑問や意向をどうやって町として町政に組み入れるのか、この問題があるかと思っておりますが、この点についてのお考えを伺いたしたいと思います。

3点目に、町民に対する判断材料や資料、こういうものについては、町としてどういう方向で町民に伝えるのか。昨日もそういう質問がありましたので、多少ダブっているかもしれませんが、まず第1問目は、壇上からはその3点についてお伺いしたいと思います。

○議長（居山信子君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 皆さん、おはようございます。

山田議員の第1問、合併についてお答えいたします。1点目から3点目まで関連した内容でありますので、一括して答弁させていただきます。

まず、1点目の住民投票をやらない理由はについてお答えいたします。

当町は平成15年2月2日に、18歳以上の町民を対象に、「合併しない」「伊東市との合併」「河津町との合併」の3つの選択肢で住民投票を実施しました。住民投票の結果、当面の間、単独でいくことを選択し、それ以降さまざまな行財政改革を実施し、単独でのまちづくり、自立できるまちづくりに取り組んでまいりました。

私は再度の住民投票を実施することは考えておりませんので、合併せず単独でいくのか、合併するのか、合併の相手先など、合併の方向性につきましては、住民の代表である議会の皆様と十分な協議を重ね、合併の方向性を決定していきたいと考えております。

行政報告でも申し述べましたが、当町では合併に関する選択肢は、「単独」「県が推進している1市5町の枠組み」「伊東市との合併」「河津町との合併」という4つの選択肢が考えられるところであり、1市5町の枠組みについては、遅くとも今年の12月ごろまでには結論を出さなくてはなりません。

住民投票を実施し、合併の方向性を決めるのが民主的ではないかという御意見もあろうかと思いますが、今回の合併については、まず、選択肢が多いこと、1市5町の枠組みをどうするか、さらには当町の財政状況等かんがみますと、住民の皆様の意向を十分に把握した上で、行政の代表である私と住民の代表である議員の皆様とで検討・協議を重ね、合併の方向性を決めていくのが最良ではないかと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、2点目の町民の疑問や意向などはどうやって反映するのかについてお答えします。

昨日の村木議員の一般質問でも答弁いたしました。合併後の新市の財政シミュレーションが7月末ごろにはまとまりますので、その後各地区で合併についての説明会を開催いたします。説明会におきましては、国・県の合併推進の背景、当町や1市5町の財政状況などについて説明いたし、住民の方の合併についての疑問にお答えし、合併に対する意向について十分に把握してまいりたいと考えております。

また、議員各位におかれましては、常日ごろより住民の方々の行政に対する意見や要望を承っておられると思っておりますので、合併に関する意見、要望についても、合併の方向性を決定するに当たり十分に反映できるものと考えております。

次に、3点目の判断材料や資料はどういう方法で町民に伝えるのかについてお答えいたします。

2点目の答弁内容とも重複いたしますが、当町を含めた1市5町の財政シミュレーションが7月末にまとまりますので、広報「ひがしいず」への掲載や、回覧による配布等を考えております。また、合併新法、合併支援プランの内容や、合併のメリット、デメリットなどについても適宜情報提供し、合併に関しての認識を深めていただくつもりであります。

いずれにいたしましても、我が町にとって最良の方向を選択するためには、住民の皆様の意向を十分に把握することが不可欠でありますので、可能な限りの情報を提供し、合併の方向性を決定していきたいと考えておりますので、御理解よろしくお願いいたします。

○議長（居山信子君） 14番、山田直志さん。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） では、再質問を行いたいと思います。

町長、私は3月までは、町長が言っていましたように、住民投票をやらないで町長と議会が決めるということには、一定の合理性があったと思う。というのは、4月に町議会議員選挙があると、そういうことを前提とするならば、町議会議員選挙でもこうした問題が大きな争点となって反映されていくということを考えれば、3月なり4月の選挙前の段階では一定合理性があったんです。

ただ、現実的にはどうであったかという点で考えてみると、それは現在は今、町長が言われたような意思決定については、極めてやはり問題があるのではないかということがあると思うんです。それは何かといいますと、4月24日付の伊豆新聞がそれぞれ東伊豆町の議会議員選挙で当選した議員へのアンケートと、その後不十分な場合、私も電話をいただきましたけれども、静岡新聞さんにしてみると、1市5町の枠組みに対して賛成か反対かと、一体あなたはどうなんですかと、こういうことを聞いて、それを記事にした内容が載っております。この中で、どういうことが報道されているかということになりますと、東伊豆町の12人に対して、推進または不可避との認識というのは2人だと、反対は2人だと、判断を示せずは8人だと、こういう形で報道されているわけです。

選挙というものが、由比町みたいに町長選挙によって静岡市と合併をするのかしないのかというふうな形が、候補者がそういう政策を明確に掲げられて、その中で選択が示された。それは一定の合理性があるというふうに思うんですが、我が町においては、町議選を通じてもそういう問題が大きな争点ともならず、その姿勢は極めて不明確なわけです。3分の2の議員がその態度がはっきりしていないという状況が今、生まれているということ、これをやはり前提に考える必要があると思うんです。その中で、町長と議会だけでこの問題を決める

ということに対して、本当にそれが適切かどうかということは考える必要があると思うんです。

町長は昨日、藤井議員の質問でしたか、政治姿勢として主権者としての参画ということを行っているんです。こういうことを主張しています。一日町長室の問題を含めていろいろな問題の中で。当然、市町村合併というのは、まさに町がなくなるのか、なくなるのか、どういう方向に行くのかという問題です。学童保育が必要だとか必要ではないとか、いろいろな相談に乗るといふような問題とレベルが全く違う問題です。その問題に対して、一貫して、昨日の合併に対する答弁の中でも出てきていないというか、その意思が見えないのは、この合併問題に取り組む姿勢として、主人公である、主権者である町民の意向をどう町政が取り入れていくのか、この視点が全然欠けているのではないかと。

ですから、今の合併をしないという理由も何だかはっきりしない理由です。今まで議会と自分で決めるという理論も、さっき言ったように、この4月の町議選前は一定の合理性はあったんです、選挙がそこにあるという中では。しかし、私は町民にとって極めて重大な問題において、主権者である町民の存在というものが全く今後のこの問題の取り組みの中に出てこないというのは、極めて問題だと思うんです。

何か一番、平成15年の住民投票は、県知事や県を中心としたところでは極めていぶかしがったというふうなことも伝え聞きますが、その辺の町長が意向を受けているというふうには思わないですけれども、何か非常にそういうところにおもんばかって、いろいろな主権者である町民の皆さんの意思や意向、またその皆さんとどういうふうに話し合っていくかというプロセスがないまま、住民投票はやらないということがひとり歩きするというのは、極めておかしい議論がずっとあったと思うんです。

そういう角度から、この住民投票の問題についても、もう一回考えてみる必要があるし、当然、町民の皆さんに選挙で決めていただくということになれば、町民の皆さんの最終的には意向ですけれども、それに対して判断材料や資料を町が提供しようということも姿勢が違ふんです。昨日来の中で、各区で説明会等々やるとか、広報でやる。これは前回も大体同じようなことはやっているんですが、プラス高校へ行ったりとか、産業団体でやったりして、十二、三回はやっていると思うんですが、それでも実際にそれに参加してきた数というのは非常に限られている数です。2,000名前後の数ですか。それは1回やれば、疑問やいろいろな意見がやりとりできるというものでもないでしょうし、そういう観点からすべてのプロセスについては見直す必要があるのではないかと。少なくとも昨日のものを聞いている限りで

は見直す必要があるというふうに思っております。

この点、町長のお考えをまず伺いたいところです。

2つ目で、ついでに町長、この4月24日付の静岡新聞の中では、町長は1市5町が崩れたら枠組みは白紙だと、こういう認識を示されております。うなずいていらっしゃるのだと思うんですが、そうしますと、私は非常にこの間、5月28日、県の合併の説明会がありました。非常に奇異を感じたんです、県の方々の二枚舌に。何かといいますと、斉藤支援局長さんは、西伊豆や何かの議会や一般の民間の団体の皆さんには、西伊豆は既に合併したから今回はしょうがないと、そういうことをはっきりと明言をされているわけです。しかし、県の主催の合併の説明会の中では……

○議長（居山信子君） 山田議員、ごめんなさい、お話し中。

今、二枚舌というお話が出ましたんですけれども、これからその理由が述べられるかとは思いますが、ただ、県の皆様がそれを聞きましたときに、それだけがひとり歩きをして非常に不愉快な状況になるかなという懸念もあります。取り消したらいかがでしょうか。

○14番（山田直志君） 不適切だということですから、二枚舌はあれしましょう。

では、言い方を変えます。二心があると。昔の言い方で言います。二心があるのではないかと。片方の人たちにはあなた方はしょうがないと言いながら、東伊豆町へ来て、あなた方が参加してくれないと1市5町はできませんとこの間説明会をやったんです。こういうのは昔ながらの古風な言い方では二心があるといって、もののふである武士が一番嫌ったやり方なんです、これは。

そういうことが平然となされているということなんかを考えてみますと、私は極めて憂慮すべき、これこそ我田引水というべきか、そういう説明会ではなかったかなというふうに考えておりますが、町長はこうした状況を考えたときに、4月24日に言われているような、新聞に報道されているようなことについては、議会で言われたということではなくて、これは記者懇談会で町長がそういうことを答弁されたというふうにあります。そうした考えについて、私の今示したことについてどのようにお考えですか。

○議長（居山信子君） 町長。

○町長（太田長八君） それではまず、住民投票をやらない理由、これはまず平成15年2月にやりました。その後、自分自身の反省点といたしまして、住民に情報提供いたしましても、どれだけ合併について判断できるかとちょっと疑問視したんです。その中で、かつ昨日、村木議員が言ったように、ちょっと情報操作できるのではないかとということを自分も懸念しまし

たもので、今回住民投票というものは、ある程度それを把握している当局と議員の皆さんでやるのがベターではないかということで、住民投票は行わないということでっております。

その中で、主権者等が参画と言いますけれども、それはある程度山田議員は前回のやり方をちょっと考えた方がいいのではないかと思いますけれども、各戸を回って、昨日の村木議員が提案いたしました最初に小さくやって、それから大きく持っていく。そういうことも一つのやり方ではないかと思っておりますので、そのやり方を考えれば、ある程度すっきりした意見ができると思います。それは昨日、一日町長室の中でも、藤井議員ですか、行政主導による判断ということも一応納得してくださいということをおっしゃっておりますので、ある程度これに対しては行政主導の判断ということも自分自身は必要ではないかと考えております。

基本的には、合併は大変難しいもので、この短期間に住民の皆さんが本当に判断できるか、これが一番私としては疑問視する点でありまして、その中で当局、議会の皆さんが一番このことに対しては精通しているもので、その中で最良の道を選択すればいいのではないかと考えております。

次に、1市5町の枠組みであります。これは私は山田議員と全く同意見なので、基本的には賀茂1市5町の枠組み、これが崩れたら我が町もちょっと考える。これは自分自身でもそう考えております。と申しますのは、支援局の方々は、1市5町の中で西伊豆さんが合併したばかりだから、何か抜けてもいいようなニュアンス的なことを感じられますけれども、それならばこの1市5町の枠組みを決める段階で、西伊豆さんはそういう状況だから除いて、1市4町でこの枠組みを決めれば自分は納得するんだけど、1市5町の枠組みを決めた段階で、西伊豆さんはこういう状況だから抜けてもいいようなニュアンスを感じますと、ちょっといかがなものかなということをお自分自身考えておりますので、一応1市5町の枠組みが崩れた場合はこの話はなかった、そういうことで自分は判断しております。

以上です。

○議長（居山信子君） 14番、山田直志さん。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） まず、町長、私も今、町長が言われた住民投票の前回のものについての総括をしたときに、プラスの面とマイナスの面、不十分だった点を考えたときに、確かに住民の判断というものを醸成するというふうな意味で言えばどうだったかということになると、不十分な点は確かにゼロでなかったという点は、私も町長と同様に反省点としてはあ

る程度感じています。

これは何かということになると、議会の議会だよりの臨時号にしても町の広報にしても、投票の本当に10日とか2週間前ぐらいになってしまったんです。2月ということと考えたときに、例えばもし12月ぐらいに同じようなものが情報提供がされているならば、年末年始といういろいろな機会の中で、人が集まる中で、もっと議論というものをやる機会というものは増えたと思うんです。

そういう点で考えると、確かにそれは個人個人の判断の中で、またいろいろな団体やいろいろな人たちがそれをもち寄って、いろいろ議論するという機会というものは必ずしも十分でなかったと、その点は確かにあろうかと思えます、そういう面で見れば。しかし、投票によって多数の皆さんがそういう意思を示されたということもこれまた事実でありまして、その点は両面をちゃんと見る必要があるんだろうというふうには思います。

ただ、現実的な問題で、町長、先ほども言いましたけれども、1市5町なり、伊東市だとかの枠組みを4つ町長は示して難しいんだということと言うと、確かに難しい。だけど、合併をするにしても、言っているのが河津町であったり、また賀茂郡全部であったり、合併しないであったりというふうなことだけでなく、伊東市というふうな問題もある。前回もそうでした。前回も城東地区ではほとんどすべての区の説明会の中では、町を分町して、おれたちは伊東市に行きたいという意見は相当それぞれ出ました。最後の大川までたくさんそういう意見というのは出ました。

そういう意味でいくと、選択肢が難しいよりも、そういう選択肢を広げた中では、住民投票とかそういうこと以外に、一体では町民が納得した形で、決めるのはそれは12人プラス町長で決めるというのはそれは簡単なんです。しかし、町民がそれに一体納得できるのかという問題はこれは別問題なんです。それは先ほど言いましたように、町議会議員選挙においても、そういう問題が十分な町民の選択として意思が反映されていないという状況を含めて考えたときに、極めて不十分で、町民の皆さんが選挙だから、みんなで選挙してこうなったんだということではしか納得できる状況にはないのではないかと、私は。

例えば、県が言っている1市5町の合併がいいかどうかということであれば、これはもう今の段階でもかなりの確率では、今の状況をいいか悪いかということだけで見れば、極めて簡単な形で議員の皆さんの姿勢もある面かなり反映されていますが、選択肢を含めてこれがよい、一番いいんだということ町民の皆さんが結果に納得ができるかどうかということを見ると、今の選挙を通じての状況を考えて、本当に住民投票とかそういうものが不必要な

のか考える必要がある。

主権者である町民の皆さんが納得できるそれはやり方なのかという点で考えると、現状は十分考えるべき状況にあるのではないかなというふうに私は見えています。そうでなければ納得できないと、いろいろな意見をお持ちの皆さんが納得できない。白紙委任して出したわけではないけれども、その問題が明確ではなかった議員の皆さんが知らない間にこちらを決めてしまった、あちらを決めてしまったということになれば、町民は納得できません。それを単なる説明、説得のための説明会を開いても、それは町民の皆さんからしたら、自分たちの意思や意向が反映されていない決定ですから、納得できるわけがないではないですかという面が、今の東伊豆町の置かれている極めて私は厳しい状況ではないかと。

3月までとは違うんだと。4月の選挙以降の状況を考えると、町長の言っていることについては私はかえって無理があって、すっきりと物事を決めて、なおかつ主権者である町民の皆さんの参画によって今後の町政をやるという極めてシンプルな考えの中でいくなれば、そういうことを避けられない状況というのがあるのではないかとということを私は指摘をしておきたいと思います。

町長、もう一つの問題で、今、町長の第一回目の答弁で、最良の選択を可能な限りいろいろやるんだという中で、広報や説明会を通じてメリットやデメリットをやっていくんだと。問題は、メリットというのは一体だれがそれを判断するのかと、デメリットというものをだれが判断するのかと、これは極めて難しい問題があるのではないかと。町がそれを出すということになったときに、だれが一体それを作成するんだと。担当の企画調整課がやるのかと、課長さんたちがつくっている委員会で作るのかというふうな実際の問題も出てきます。これも住民に情報やいろいろなことをやって、住民の皆さんにそれを出すんだと一たび言っても、そこにそういう問題があるのではないのでしょうか。

ポイントから考えると、これはなかなか公平とかいう言葉はいいんですが、恐らくこの問題に対して公平というのはある面ではないんだと思うんです。合併に賛成なのか賛成でないのか、どうしたってそれはその人の立脚する視点によってとらえる問題は違ってきます。財政のシミュレーションにしたって、いろいろな問題について見る視点が変わってくるんだから、これをどの時点をとって公平にデメリット、メリットを町民の皆さんに示すと、そのことを一体だれができるのかと。町の人が一休このことについて、どういう仕組みをもって公平なメリットやデメリットの開示というものをやるんですか。この保障がなければ、今まで言っていることはすべて意味がなくなってくると私は思うんです。いかがですか。

○議長（居山信子君） 町長。

○町長（太田長八君） この合併問題は本当に難しい問題でありまして、自分自身が考えている中で、まず何回も言っている10月末までには合併の結論、この合併の結論と申しますのは、自分自身考えているのは1市5町でいくかどうかの結論をはっきり考えております。1市5町でいくのかどうかの結論を出さなければ、やはり1市5町の皆さん方に失礼に当たりますもので、この結論というものはあくまで1市5町です。その中でも自分自身はまずは伊東市へ行くか、河津町へ行くか、または単独でいくか、またそれはそうなった後で考えればいいかなと自分自身は考えております。とりあえず1市5町でいくかということを、その結論を12月末までに決定したいと、自分自身はそう思っております。これが1点でございます。

それから公平性、これは大変難しい問題でございまして、本当に。メリット、デメリット、これはある程度は学識者に3年前にも議会でやっていただきましたので、それも一つの参考材料といたしまして、確かにどこで公平性ということはわかりませんが、そういうことを含めまして住民の皆様に開示していきながら、その方向性を決めていきたいと。とりあえずこの12月までには1市5町でいくかどうかということだけは結論を出したいと、そういうことでございます。

以上です。

○議長（居山信子君） 次に、第2問、国民健康保険についてを許します。

14番、山田直志さん。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 第2問、国民健康保険について質問をいたします。

昨日も村木議員が質問をされておまして、ダブる点があるかと思いますが、その点は御容赦いただきたいと思っております。

国民健康保険は、国民皆保険と言われる日本の社会保障制度の中で、それを最も下支える制度とも言われております。その国民健康保険については、国は歳入では国庫負担割合を削減し、歳出では、これまで老人医療対象者であった70歳から74歳という世代、年齢別で一番医療費の高い人たちを国民健康保険へと移行をさせました。

入り口では負担金が削減され、出口では医療費が大幅に増加するという形の中で、町民の皆さんの負担である町の国民健康保険税が大変値上がりをしているという状況が生まれています。収入が増えなくても、場合によっては収入が減っても税が上がるというふうな、今状況さえ生まれております。町民生活の大きなおもしになっていると私は思っております。

さらに、町には増加している滞納という問題があります。ここで問題にしたいのは、新たな滞納が町民の負担を重く苦しめているという問題であります。とりわけ観光関係者に見られるような新たな滞納というのは、私は重大な問題で、これに対する対応をしっかりとしなければならぬというふうに考えております。

そこで、3点について質問をしたいと思います。

まず、国民健康保険の加入者で、本来社会保険該当でありながら国民健康保険に加入しているという方はどの程度いらっしゃるのか、その点をまずお伺いしたいと思います。

さらにその中で、国民健康保険税が滞納となっている方の人数と金額、またその対応について町はどのように行っているのかということをお伺いしたいのが2点目です。

3点目で、さらにその中で短期保険証や資格証明書の発行となっている方がどのぐらいいるのか、その点について、以上3点、まずお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（居山信子君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 山田議員の第2問の国民健康保険についての1点目、加入者の中では、本来は社会保険該当でありながら国保に加入している方の人数はについてお答えいたします。

社会保険や厚生年金の加入形態には、強制適用事業所と任意適用事業所の2種類があります。強制適用事業所は事業主や従業員の意思に関係なく加入が義務づけられており、任意適用事業所は社会保険事務所の認可を受ければ加入することができます。

強制適用事業所には、すべての法人事業所と常勤者が5人以上の個人事業所となります。ただし、常時5人以上の従業員が働いている個人事業所でも、サービス業の一部や漁業、農業などはその限りではないとのことであります。パートやアルバイトなどの方は、1カ月の労働日数が一般社員のおおむね4分の3以上である場合、1日または1週間の所定労働時間が一般社員のおおむね4分の3以上である場合、被保険者となります。ただし、この4分の3以上の判断基準はあくまで一つの目安であり、就労形態等を考慮し総合的に判断されます。

お尋ねの本来は社会保険該当でありながら国保に加入している方の人数はについてですが、強制適用事業所の法人事業所に勤務しているにもかかわらず、国保に加入している方が何人いるかのご質問だと思います。

4月1日現在の国保加入世帯4,076世帯の課税台帳を、1世帯ずつ勤務先が法人か個人か等を調査しなければなりません。さらにパートやアルバイトか、またその場合、労働日数や

労働時間が一般社員の4分の3以上であるかなどを判断しなければなりません。税務課保管の課税台帳からの判断は難しく、担当課ではこのような調査や判断はできかねますので、御理解をお願いいたします。

法人事業でありながら、一般社員が社会保険に加入していない場合は、事業所に申し出るか、社会保険事務所に申し出ることになります。

2点目のその中で滞納状況となっている方の人数と金額、対策はについて引き続きお答えいたします。

1点目にお答えしたとおり調査が難しく、人数や滞納金額は把握しておりません。対策はとのことですが、本来社会保険に加入すべき人が国保へ加入し滞納しているならば、国保会計にとりましては、本来の社会保険へ戻っていただきたいと思います。しかし、このような方がいた場合、町で行政的に社会保険に加入するような指導はできかねます。1点目でも申しあげましたように、現時点では社会保険事務所に申し出ていただき、社会保険事務所から事業所に指導をお願いする方法しかないと考えますので、御理解をお願いいたします。

3点目のこの中で短期・資格証明書となっている方はいるかのご質問ですが、今まで申したとおり、調査が難しく世帯や人数は把握しておりません。国保加入世帯全体で申しますと、短期保険証や資格証明書の件数は毎月変動しますが、6月1日現在では4,062世帯のうち、短期保険証発行世帯は353世帯であり、資格保険証の対象世帯は88世帯となっております。

○議長（居山信子君） 14番、山田直志さん。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） そういう方向で御答弁されましたか。しかし、これは国勢調査をやっているのです、やる気さえあればできるんです、担当課はちゃんとやれば。だって、これは3月に私、予算の大綱質疑のときにも、こういう人がいるでしょうとはっきり質問しました。わかるわけです。そんな難しいことではないんです、まず消去法でやっていけばいいんだから。農業者だとか一般的な国保加入者とまた退職者等々、消去法でやっていけばかなり出るんです。その後、やはり精査するという点では多少時間がかかる。これはやる気の問題だと私は思っています。

現実には、観光関係者の中で給料が滞納等々になって払えないと、そういう苦情を私たちは受けるんです。少なくとも私は受けています。そのあげくの果てに保険証を取り上げられたと、こういう苦情を受けているんです。給料を払われない人が保険証を取り上げられると

というのは、全くもってこの東伊豆町においては血も涙もない仕打ちではないかと、ある面では、例えば。本人が所得があつていろいろな状況から払わない。いろいろ理由はあるんでしょう、これはこれとして。しかし、働いても給料がもらえない。全額1カ月分もらえない。保険料を納めたくても納められない。そんなことをしているうちに1年、2年たまってしまつたら保険証を取り上げられた。これは事実の問題です。この東伊豆町でそういうことが起きているんです。違法ではないですか。これは許されるんですか、一体。

国民皆保険という中で、これは本人の責任ではないんです。本人の責任ではないんだけど、そういう人が、ある子育て中の方からいただいた相談では、そういう中で子供が病気にかかっても、資格証明だと行きにくいんだと。それだけはやめてほしい、取り上げるのだけはやめてほしいと。こういう声を私はいただいているんです。町長初め当局者の方だって、観光関係者の中で、従業員の皆さんに給料がちゃんと払われていないところがあることは十分知っているわけでしょう。その中でそういうことが起こっていていいのかということなんです。

それは、3問目に関係しますけれども、そういう働いている人たちに、旅館の社長さんたちがおもてなしの仕事をしろなんて言っても無理でしょうと私は思うんです。もう一方の見方からすれば、ほかの税金の滞納や何かもあるでしょう。しかし、この国民健康保険でこういう仕打ちがされて、はっきりと金額は言わなかったけれども、5,000万円、1億円という滞納がそういうことで生じていたときに、そのことがどういう影響がありますか。今年度の国民健康保険税の本算定税率の見直しだつてどうなりますか。それぞれ1世帯当たり1万円なり、1万5,000円の国保税の値上げとして、町民にこれまた影響が及ぶんです。とても私は耐えられない状況だと思いますけど。

町長の政治姿勢としては、笑顔あふれるまちづくりなんて言つたつて、この問題をそのままにしておいて、働いている人も国民健康保険に加入されている町民の皆さんも、笑顔なんか出てきません、これは。そういう問題として、やはり担当課も含めて町は真剣に考えていけないといけないと。

我々も、今まで固定資産税もいろいろ御苦労されているというふうなことは、それはそれなりにしっかりしろということも言つても、それについて当局が督促はしても、いろいろ対応、差押等も含めて、金融対策も含め、いろいろやっているということをおまかには了解はしてきました。しかし、これにとどまらないです。従業員の皆さんのこの扱い、もっと言えば、それは苦しくなれば正社員から、当然先ほどの町長の答弁ではないけれども、臨時職員です

と。日給月給ですと。暇だから今月は10日来てください。結果として忙しかったけれども、20日しか行けなかった。日給月給で計算したら、もう幾らの収入にもならない。それが1カ月分丸々1回でもらえないんだから、どうして国民健康保険だとか、国民年金の保険料が払えますかという状況で、この人たちも非常に今後の老後のことを考えたりすると、こういう部分も非常に心配なところがあるわけです。

これは、僕は町として真剣に、今、経営が大変だ大変だと言っていますけれども、おもてなしの観光地づくりをしようと言っているんだけれども、最もおもてなしの接点となる従業員の皆さんをこういう状況に置いておいて、どうしておもてなしの対応ができるのか。また、そのことが今、国民健康保険の加入者にどういう影響を及ぼすのかということ考えたときに、この問題についてはもう少し真剣な対応が私は必要ではないかと思うし、3月の段階でも、こういう人たちがいるということは大綱質疑でもしたわけです。もう少し真剣にやはりこの事態を調査するという姿勢が僕は町にあってもいいのではないかというふうには思うんです。

今日はもう6月19日ですから、本当に4月、8月ぐらいを目当てに、場合によっては本当に、昨日の税務課長の答弁でしたか、いろいろな滞納の中で特別徴収にして云々かんぬんというような議論もされておりました。そういうことをやるにしても、これは今年からではなくて、もう来年からになってしまうんです。滞納の問題で言えば、今までたまっているのがあるわけです、たまっているものが。私はもう本当にぜひ、そういう方が働いている事業所や何かに行って町が集金をしてくるぐらいのこともやらないと困るなど。実際は、担当課は滞納者のところに行けば、給料をもらっていないから払えないですということはあるでしょう、現実の問題として。そういう人がいないなんていうことはないでしょう。わかっていることだと思っんです。

本当に何らかの対策を早急にとらないと、今年度の国民健康保険で町民の皆さんに大きなしわ寄せが来るといふ事態が現実には私はあると思いますが、数字では把握できないということは今わかりました。しかし、そういうことがないということはないわけで、予算の大綱質疑のときも、そういう給料の滞納等々から保険料を払えない人が存在していることはお認めになっているわけだから、この状況については真剣に対応が要るといふふうに私は思っていますが、町長、何とかこの対応をして、町民の皆さんへのしわ寄せが起きないようなことはできないでしょうか。いかがですか。

○議長（居山信子君） 町長。

○町長（太田長八君） この件、たしか3月の予算のとき山田議員から大綱質疑、これは承知しております。そういう中で、自分自身もこれは大分認識していますけれども、壇上で述べましたように、5人以上の個人事業所は強制ではなくて任意に入ること、そしてさらに町で行政的に社会保険に加入するような指導はできかねるということで、あくまでもこれは事業者、これの問題だと思うんです。そういう中で町でも多少何とかしてくれないかということは言えますけれども、これは強制的にやってくれということはできませんもので、その辺は御理解願いたいと思います。そういうなるべく入ってくれるようなことは言えますけれども、強制的にはできません。その点は御理解お願いいたします。

以上です。

○議長（居山信子君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（高羽 勇君） 私の方から、短期保険証、資格証明書が違法ではないかという声があったんですけども、国も県も進めていることであります。

それから、資格証明書でお医者さんにかかる場合、どうしても保険証が欲しいと窓口相談に来ます。その場合は、全然払わなくては発行できませんけれども、一部お金を納付していただきまして、それから納付計画、ちゃんとこのように約束を守ってくださいという、そういう相談なら、保険証を発行して対応しております。その辺が一番担当課としても苦しいところです。御理解をお願いいたします。

○議長（居山信子君） 14番、山田直志さん。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 私は、町長、これは本当に町長の政治姿勢で、笑顔あふれるまちづくりと言っても、こういう状況に何ら手をかけなければ、笑顔なんかあふれてこないということをもっと指摘をしたいと思います。

確かに、後ろの方で総務課長や何か、非常にそんなことを言ったって法律的に厳しい問題があるというふうな顔をしておりますが、それは確かにそうです。だけど、本当に理不尽なのは、働かせながら給料をちゃんと払わないということなんです。でも、その理不尽がまかり通って、一般の優良な納税者も普通の人たちも、いわばお年よりも含めて、国民健康保険料の値上げというしわ寄せを受けなければならないんだから、捨ておけない問題なんです。本当にこれは対策を立ててほしい。確かに、これは対策を立てろというのが、社会保険に該当して、国民健康保険に出て行けといたって、それは確かにできないでしょう。でも、何とか給料をしっかりと給料分を払ってもらって、ちゃんとそれが国民健康保険の保険税として

納められるための努力を何か、優秀な課長さんたちがいらっしゃいますから、知恵を出して対応してほしいです。そこを私は町として知恵を出していただきたいと、町民のために知恵を出すという努力をしていただきたいというのが一つ。

もう一つは、課長さんが言われた点は承知しております。ただ、生活実態、状況というものがあると思うんです。確かにいろいろな滞納の状況によって、短期保険証、資格証明が出ているということは知っています。そういう内規等々もあってやっていることも知っています。しかし、この問題について、特に観光関係で給料等が支払われていないというふうな方々に対して、自動的にやるべきではないと思いますが、しかし、状況の中で、短期保険証や資格証明にしている、いわゆる保険証を取り上げるということは、よく対応は考えられるべき点があるのではないかと思うんです。

理不尽な行いをさせられた人たちが、結果として保険料を滞納したからといって、一律的に短期保険証や資格証明という形で保険証を取り上げられるという理不尽を町は私はやってはならないと思うんです。単純に給料をちゃんと払っていないと言っているけれども本当なんですかと確認をとれば、状況がわかるではないですか。本当に理由が定かであるならば、そういう人については考慮すべき点だって私はあると思うんです。今までの内規の中にあるような、1年以上滞納したら短期だとか、悪質だとかといっても、そういう今までの内規で一律にやるということではなくて、この点についてはやはり弾力的な対応というものをなすべきかと。

分納計画といっても、1カ月何日働けるのかわからない。給料が働いても幾ら払えるかわからない人に分納計画を出せと言ってもこれは無理です、現実の問題として。そういう問題についてはしかるべき、もう少し温かい対応というものはあっていいのではないかと最低限の問題として思うんです。

余談になるかもしれませんが、こういう町の事業者の社会保険での滞納の非常にいかげんさというのは、実を言うと今問題になっている国の年金の漏れという問題にこれは関係していると私は思うんです。先ほどの町長が言われたような制度からすると、観光の関係者というのは、国民健康保険の場合は、住民票がなければ、国民健康保険というのには正確には加入はできません。しかし社会保険の場合、偽名、匿名、生年月日等々を自分で自主申告した形で確認しないまま、今まで社会保険事務所は受け付けていました。国民健康保険にその人が退職した後流れてきて、これがいつも滞納の原因だったんです。

ああいうことを考えていると、東伊豆町の中では、恐らくああいう5,500万件とか、6,000

万件を超えると言われていたような中に、東伊豆町で働いている人があったのではないのかなど。本当に社会保険庁も、さっき町長が言っていましたけれども、任意であれ、ちゃんと指導すべきものは指導しないから、ああいうことになるんだけれども、同時に、いいかげんさによって、東伊豆町の国民健康保険と町民が国民健康保険税として被害を受けるということは、全くもって納得ができない点なんです。

この点では経営者のやはり理不尽もあるんだけれども、社会保険庁や社会保険の極めてあまいルールというものが町民に大きな犠牲を強いているという点もあるのかなというふうな感じを持ってはいるんです。何らか知恵を出していただく対応と、本当に理不尽な仕打ちを受けている町民の方からの保険証の取り上げとか、こういう問題についてはもう一度状況を考えていただくような、温かい手が差し伸べられてしかるべきだと私は思いますが、この2点について御答弁をお願いします。

○議長（居山信子君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、1点、知恵です。これは山田議員が観光振興、そう言っていますけれども、基本的には景気だと思います。観光がよくなれば当然このような状況は起きてこないと自分自身考えております。基本的には景気が悪いもので、そのしわ寄せが住民の皆さん方に行っていると思いますので、この知恵といいますのは、基本的には観光振興をしっかりすれば、これは必ず解決できるのではないかと自分自身は考えております。その中で、これは民間のことですから、町がこれをしてやるとか、強制できないことだけは認識していただきたいと思います。

そして、待遇をよくしろと、給料を払っていない方のことを、これを1回やりますと、またこれを聞きつけた人が、また事業者の方がそういうことがあるならばと、これはまた連鎖反応でどんどん大きくなっていくことが怖いと思うので、これは十分検討しなければならない問題だと思うんです。簡単に待遇いいですということを言いましても、これは今度は世間に行きますと、いろいろなことを連鎖反応を起こしまして、さらにまた悪い面が起きてくるのではないかとということも考えられますので、これはまた引き続き検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（居山信子君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（高羽 勇君） 担当課といたしましても、期日が1年間滞納したから即保険証を渡さないとか、そういった血の通っていない対応はしていないつもりですので、御理

解をお願いいたします。

それで、国民健康保険は相互扶助の精神ですので、その辺がお互いに助け合いの精神でお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（居山信子君） 次に、第3問、観光振興についてを許します。

14番、山田直志さん。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 議長、質問始まる前に、すみません、掲示板の使用について申し出をしておきませんでした。改めて掲示板の使用をよろしくをお願いいたします。

○議長（居山信子君） 掲示板の使用を許可いたします。

どうぞ。

○14番（山田直志君） 第3問、観光振興について質問をいたします。

この間、町の協会、または稲取、熱川の観光協会、また商工会の総会などが5月の末、立て続けに行われました。私はその総会等に参加をする中で、少しは観光に対する考え方が変わりつつあるのかなというふうな感じを受けました。しかし、これは私の個人的な感じという問題でありまして、具体的な行動による変化ということにはまだ結びついてはおりません。そこで、町長に2点について質問をしたいと思います。

まず、1点目は、町の総合計画の後期計画でも、その第1に特色を生かした観光地づくりを進めるということを掲げております。これがどういう方法でこれを進めていくのかという、基本的には考え方を聞きたいというのが1つ目であります。

2つ目には、その進展をどうやって図っていくのかという問題について町は現在どのように考えているのか。総合計画に書かれていることなので、当然何らかの御回答はいただけるものと思っておりますが、よろしく申し上げます。

○議長（居山信子君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 次に、第3問、観光振興についての第1点目、特色を生かした観光地づくりをどういう方向で進めるのか、また2点目のその進展はどうやって図るのかについては関連がありますので、一括答弁をいたします。

抽象的な質問で、答弁に見解の相違もあると思いますが、私の考えを述べさせていただきます。

そして、総合には何か載っていないことが総務課長からありましたもので、その点を御了解お願いしたいと思います。

既に山田議員も御承知のことと思いますが、バブル崩壊後の当町の主要産業である観光産業は停滞を続けているのが現状であります。平成3年のピーク時には年間191万人あった宿泊客は現在では約108万人となり、83万人も減少し、町の経済に及ぼす影響は大変厳しいものがあります。これらは観光産業だけではなく、町内のあらゆる産業に大きな影響を及ぼしていることは申すまでもありません。その原因としては、海外旅行の大幅な伸び、高速道路網の発達による1泊2日旅行圏域の拡大、安価なアウトドア志向及び参加型旅行形態への変化、コンビニ進出による消費緊縮日帰り観光客の増等が考えられます。

いわゆる全国的な総観光地化現象の中で、やはり観光の原点に立ち返り、おもてなしへの配慮をした、また訪れたい観光地づくりに向けての対策を講じなければならないと感じているところであります。観光地として存続するためには、町民すべてにおもてなしへの配慮とは何かを感じていただくことが重要であると思いますし、意識改革をした中で、小さなことから始めなければならないと考えます。

過去のように、集客目的だけの箱物による観光施策でなく、訪れる観光客の方々に一人でも多く五感、いわゆる視覚、聴覚、嗅覚、味覚、触覚のうち一つでも感動を与え、なおかつ心温まるおもてなしを配慮することにより、リピーターが増えると思います。五感をここで分析いたしますと答弁が長くなりますので、割愛をさせていただきますが、このような考え方を基本に、各温泉地において特色ある観光地づくりが必要と考えますので、御理解をお願いいたします。

次に、第2点目のその進展をどうやって図るのかについてお答えいたします。

まず、町の観光協会においても、それぞれの観光協会においても、私が述べました視点等を踏まえまして試行錯誤を重ね、対策を講じていることは理解されていると思います。費用対効果を考えたとき、その施策が直接的には観光客の増にはつながらないこともあると思いますが、投資しなければさらに観光客が減少するとの視点でとらえますと、効果はなかったと断言できないと考えます。

山田議員は、観光政策審議会委員でもありましたし、町の観光協会の改革メンバーの一人として、これからの観光協会のあり方や町の観光についての調査研究をされておることから、御案内のように町の観光協会でも、誘客アイデア募集事業、宿泊客限定スピードくじキャンペーン事業、さらに伊豆ブランド創生事業としての事業認可を受け、熱川温泉観光協会の健

康保養地づくり事業、また、稲取温泉旅館組合の食品残渣のリサイクル事業、雛のつるし飾りのブランド化、さらにはメディアで大きくクローズアップされた事務局長全国募集、また、新事務局長が取り組んでいるボランティアによる「あるものさがしみがいて・・・発信」事業など、それぞれ自助努力をしていることは申すまでもありません。

先ほど申し上げました費用対効果については、すぐには効果があらわれてこない事業、または効果があらわれなかったが観光客の減少歯どめには効果があったなどの評価はあると思います。私の政治姿勢の一環でもありますが、基本的には町の観光協会の一元化を関係者と協議し、早期実現を図り、予算的にも一括集積してまいりたいと考えます。さらに、町民すべてにおもてなしへの配慮とは何かを感じていただき、アイデアを集結した中で、その一つとして年々観光客が減少しているイベントのあり方などを再検討していただき、財源を要すべき施策、要しなくても実現できる施策を協議検討し、観光の進展を図っていく所存であります。

幸いにも、昨今のイベントにおいてボランティアの皆様の協力が多く見受けられるようになりましたことは、私としても大変心強く感じておりますことを申し添えます。

先ほど町の総合プランの中にこれが入っていないということを申しましたが、それをちょっと取り消しさせていただきます。

以上です。

○議長（居山信子君） 14番、山田直志さん。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 後期計画の35ページにしっかり書いてありますので、これを見て質問を通告いたしましたので。

そこで、町長の答弁を聞いていますと、言葉では集客的なものからおもてなしのということも言われているんだけど、内容としては余り従前と変わっていないのではないかという感想を実は私は持っています。

町長、今そういう面では町の総合計画もそうですけれども、町長が言われたような方針を含めて、確かに町の協会であり、また稲取の観光協会、熱川やその商工会、そういうおもてなしの心とか、いろいろなものを重視しようという機運が生まれてきているというのは、私もさっき壇上で言ったとおりで、それはそれでいいことだと思います。この間の商工会の総会でも満足度の高い観光地づくりだと、こういうことを言っている。これは私は別に結構なことだと思います。

私は、今日、特に問題にしたいのは、では一体それはどうするのかと、行政としてそこで何をするのかというところがあると思うんです。昨年の6月にも町長とこの観光の問題をやりました。昨年の6月の質問では、町内6つの旅館のアンケートの内容ですけれども、この項目は料理やおふろのよさ、従業員のサービスのよさ、こういう中のものを主体としたアンケートである。そのとり方についてはちょっと問題があるのではないかと、見直すべきだということをして昨年の6月に私は質問をして、町長とそういう議論をしました。

残念ながらその後、経験ある助役や当時の観光課長がいて、しっかりやるというふうなことを答弁にはされたんですけども、1年たって余り変化があったのかなかったのかということは、答弁書を読み返してみると疑問に思うんですが、そこで私は今回、この間も質問した中との関連ですが、町として、商工会も言っているような、顧客満足度の調査というものをちゃんとやったらいいのではないかと、これをぜひ御提言したいと思うんです。

これは昨年の6月の質問でも、県の観光しずおか躍進計画後期計画という中で、この間もお知らせしたかと思いますが、県としても2010年の数値目標ということで、静岡県を再び訪れたいと強く感じる旅行者の割合を、これは平成16年データだと思いますけれども、平成16年データの38%を50%にしようと、こういう目標を持っているわけです。平均宿泊数を1.31日から1.36日にしようとか、経済効果を9,600億円から1兆128億円にしようとか、これは県としてはこういう目標値を掲げてやっている。県の方もやはりお金の問題とか、県という大きなエリアの中では、顧客満足度という調査は業者に委託をして、年に1回ぐらいしかやらないということが実は状況としてあるんです。

私はあえて今回提案をしたいというのは、適当なものをつくって見たんですけども、お客様カード、例えばフロントやお客さんのお部屋のステーションナリーのところにお客様カードということで、泊まった後パスワードを発行して、町の協会にファクスなりインターネットを通じて、お客様の今回の旅行に対するアンケートなりをとると。インターネットショッピングとか、通常の中ではごく普通にやられている手法だと思うんです。これはJTBや何かというのは、顧客の獲得というような中ではやってはいるんです。全体の地域の中で本当に東伊豆町へ泊まっていたらどうかというふうなことで、窓口としてはこういう形なんかを対応することで、できるのではないかと。当然インターネットだけだと対象がかなり狭くなる可能性もありますので、通常町の観光協会に電話をして、ファクスで対応できる人はファクスで対応していただくということもあるでしょう。

全体として、お客様情報とお客様が本当に泊まったときに、今回、温泉に東伊豆町へ行ったんだけど、よかったよ、やっぱり悪かったよな、雨だったから、遊びに行くところがなかったんだというものを返してもらうような対応ということ、例えば町なり町の協会を窓口として設定をします。そういうことをしなせんと、県が言っているようなものは、県は県でやってきて、東伊豆町は満足度が低いぞと、年に1回の調査をやれば、きっとそういうことは公表されますから、出てくると思うんです。

町がおもてなしだとか、商工会が言っているように満足度の高い観光地づくりをしようといったときに、自己満足ではだめなんです。おもてなしとか、そういうものというのは。そうしますと、何らかの形でそれを図って、お互い客観的にお客さんにこの点は評価されているけれども、この点は評価されていないという、しっかりとした評価のもとに今後の観光地づくりを進めていくということは当然必要になるのではないかと。こういうことを私はお考えいただく必要があるのではないかと。

先ほど町長から壇上からは過分なお言葉をいただきましたけれども、現実の問題として、いろいろなことをやりましょうよ、こうがいいですよ、ああがいいですよというのはいいんです。ただ、問題として、今の時代は、本当にそれがお客さんに届いて、お客さんから評価していただけることが行われていたか否かということが確認されなければ、目先のアイデアだけで自己満足のおもてなしやサービスは何らお客さんには通じないわけです。そういうことをデータとしてしっかり把握すると。

先ほど町長は壇上で、お客さんは減りました。しかし、まだ108万人、昨年ですか、泊まっていらっしゃるわけです。私は最近よく言うんですけれども、2005年データでちょっと古いんですが、この間来ました湯布院は2005年では95万人の宿泊です。湯布院と言われると大変立派な観光地のようなんですけれども、宿泊の実数から見れば東伊豆町より少ないんです。ただ、お客さん満足度は東伊豆町とは恐らく比べようもなく高いんでしょう。部屋稼働率も非常に高いんでしょう。そういうギャップは感じます。

だけど、やはり東伊豆町も本当にお客さんに支持され満足されていくような観光地になっていかなければいけないということを考えたときに、今までやっていないことをやる必要があるというふうに私は考えるんですが、いかがですか。

○議長（居山信子君） 町長。

○町長（太田長八君） 山田議員の観光に対する考え、提案ですか、自分もいい考えではないかと。果たして町がやるとなるとあれですけども、やるとしたら、町の観光協会がやって

もらうことがベターではないかと思っておりますので、これは検討していったらどうか。フロントへ置くより、かえって部屋の中に置いた方が、フロントだとなかなか目につかないもので、やるとしたら、またその辺もいろいろ検討しながらやっていきたいと思っております。これは一つやる方向でやっていきたいとは考えていきたいと思っております。その中でインターネットのみならず、ファクス、その現場でのものも必要ではないかと思っております。やり方はいろいろこれから検討させていただきまして、やる方向でこれはいきたいと考えておりますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

観光に対して、本当に先ほど壇上で言いましたけれども、自分自身は大変明るい希望を持っております。言ったように、若者はやる気があるし、ボランティアもなかなかやる気が出てきました。本当この東伊豆町の観光に対して明るい未来があることだけは再度申し上げたいと思っております。

以上です。

○議長（居山信子君） 14番、山田直志さん。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町の総合計画によりまして、インターネットの積極的な活用というものを通じて、この大交流、大競争時代に生き残っていくんだということを言っているんですが、やはり誘客のための情報の一方的な流れではなくて、いわゆる双方向でお客さんとい関係構築していくということの中で、今までお手紙をやったり、いろいろなことを旅館では努力をしておりますけれども、今後こういうインターネットの活用というものは、一つのツールとしては考えられるのではないかというふうに思います。

それで、町長、もう一つは、この中でアンケートをとるためには、細かくて十分見られないかと思うんですが、大事な仕組みがもう一つございまして、これを出していただいた方には毎月例えば100名様にはプレゼントを進呈すると、こういう誘い水が必要だということもございまして、お客様はそういう中であれば、100万人泊まった中で1万人であれ、2万人になるか5,000人になるかわかりませんが、その抽せんというものを期待しまして書いてくれるというようなこともあるでしょう。そんな誘い水を使って、今、町の観光協会なんかのインターネットでは、この間のプレゼントなんかの場合でも、バナー広告みたいな形の中でプレゼントというようにところからクリックして、こういうものやってもございます。当然そういうノウハウもあるわけですから、十分な活用でお客様との新たな関係を築いて、お客様の声、情報を生かしてやっていくというまちづくりが必要だというふうに考えておりま

す。

私も、町長が最後に言われましたけれども、非常にあきらめてはいないんです。期待は持てるんだらうと。だから、それを軌道に乗せるためには、町としたらこういう下支えで評価をして、叱咤激励をする体制が必要ではないかというのが私の考えですので、そういうことでよろしくをお願いします。

○議長（居山信子君） 次に、第4問、農業振興についてを許します。

14番、山田直志さん。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 第4問の農業振興について質問をいたします。

農業を取り巻く環境、情勢というものは大変厳しいものがあると思います。輸入農産物も増加をしておりますし、WTO世界貿易機関の輸入経済自由化交渉、こういう中では、米の輸入自由化に至るまでの話がされているという点では非常に厳しいと。町内でも農家数や農業就業者、経営耕地面積の減少ということに歯どめがかからないという点を考えると、大変厳しいものがあるんだらうと。

そこで、一体これはどうしたらいいのかなということで、自分なりに今まず、歯どめがかかっていないんだけど、歯どめをかけるために何が必要かなということから、町長に2つの問題で質問をしたいと思います。

その1点目は、有害鳥獣対策についてです。

有害鳥獣というのは、猿とかシカとかではなくて、本当にイノシシ含めて、その被害というものが大変今拡大をしていると、劇的に拡大をしているというふうに思うんです。これは本当に被害額もさることながら、生産意欲に対する影響とか考えると、さらに農家の減少、耕地面積の減少等を生み出しかねないような問題ではないかと。こういう問題について予算の審議の中でもかなり時間をかけて議論もしました。突っ込んだ議論もかなりいろいろな角度からしました、附帯決議にはしませんでしたけど。そういうことで町長にもそういう議論があったことについては多少なりお知りおきかというふうに思います。

そこで最後に議論になったのは、今までの延長線ではなく、思い切って行動、対策をとることが必要ではないかというのが、予算の審議をした委員会の中での最終的な指摘だったと思うんです。そういう問題を受けて、町としてはどのように今考えていらっしゃるかということとをまず伺いたいのが1点です。

もう1点は、耕作放棄地への対応の問題なんです。

田村町長の時代にこの状況について把握をしようというようなことを当時の農林水産課等がされた経過がある。問題としては、その後そういうものを活用しての対策というのが具体的に出てきたのかなということになると、余り出ていないのではないかなど。一体今、町はこの辺の問題についてどういう考えを持っているのか、その点をまずお聞かせいただきたいと思います。

○議長（居山信子君） 第4問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 山田直志議員の第4問の農業振興についての1点目、有害鳥獣対策について委員会報告でも指摘したように力を入れた施策が必要ではないかについてお答えいたします。

有害鳥獣の現状を申し上げますと、近年急速に数が増えてきて、里の農作物を荒らし、被害が拡大してきております。これに対し町では猟友会に20年以上前から捕獲を委託しており、ここ3年間特に御協力をいただき、有害鳥獣の捕獲実績は、平成16年度が199頭、平成17年度251頭、平成18年度218頭となっています。また、平成11年度より鳥獣害対策補助金交付制度を創設し、電気さく等に補助金を交付し、防止の成果を得ております。

また、猿については議員も御認識だと思いますが、捕獲が難しく、猟友会でも捕獲する人が限られて苦慮しているところでございます。有線テレビの協力を得て、平成18年12月より畑がえさ場にならぬよう、かんきつ、野菜の取り残しゼロを推進したり、要らない竹やぶを伐採するなど、耕作放棄をしないようPRに努めてまいりました。

また、東河野猿対策協議会でもモデル地区を決め、試験的に猿防止用の網の設置や対策について、賀茂農林事務所の協力を得て説明会を実施しております。猿については、約70件ぐらゐの情報が寄せられ、町職員がモデルガンや花火で追い払いに行き、時には猟友会に捕獲の協力要請をしているのが現状で、抜本的な対応策がなく苦慮しております。経費をかけ、効果が上がればよいのですが、どこの市、町も効果が上がっていないのが猿対策であり、猿については学習能力が高く知恵があることから、人海戦術により群れが散らばらないように追い払う、えさになるものを極力なくす、居場所になる場所をつくらない等、地域で協力して粘り強く防ぐことが大切と思います。

本年度は猟友会の協力をいただき、特別編成体を組織し対処しておりますし、県及びJA伊豆太陽と協議しながら新たな対策を検討中です。捕獲の委託につきましても実績制に改め

るなどの方法も取り入れながら、効果実績が向上するよう努力しておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、2点目、耕作放棄地の対応策はについてお答えいたします。

当町の現状は、狭い農地で急傾斜地が多い地形であり、このような状況下、平地が多い県西部地区では農業に会社等の参入が相次いでいますが、当町では御案内のように急傾斜地が多いことから難しいようです。昨年暮れから、耕作放棄は鳥獣害のすみかになるのでやめようと有線テレビで呼びかけをしております。最近では相続や売買により、土地所有者が都会の方も多いうように思われます。昨年から、農業委員会で遊休農地を活用するため、農地等の貸し借りができないか打診していますが、前向きな回答は得られておりません。

今後、平坦地の条件のよい場所を別荘やマンションの住人に家庭菜園として、また都会の団塊世代の大量定年退職者で農業を希望する方や、Uターン世帯等で農業を目指す方に活用してもらえないか、賀茂農林事務所、農協等の協力をいただき、検討会を立ち上げ、進めていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（居山信子君） 14番、山田直志さん。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 既にいろいろ考えているというふうな御答弁を用意されていましたが、町長、私、今、町長の答弁も聞いていまして、確かに賀茂の市町村の実情からしまして全くそのとおりでというふうに思います。

これでは私は2つちょっと対応を考える必要があるというふうに思っているんですが、一つはやはり枠組みの問題。猿の問題について言えば、東河野猿対策ということで、河津町とお互い隣接している中で猿も行き来するというので一緒にやってきた。ただ、猿だけではなくイノシシの問題も含めて対応を考えたときに、もう個々の市町村や何かでお金を負担して何かやるなんていうレベルの状況ではないわけです。

この間、新聞では県議員の方が田方の方でいろいろそういう問題の質問をしたような話も出ておりましたけれども、県としても相当農業振興上、また農地保全上もしっかりとした対応をしていくということが、県としても相当必要になってきているんだろうと。県も知恵も金も出すということも必要だと思いますし、農協だって大変利益を上げているわけですから、農家に対する還元としても、今、農業生産を継続していくためにはこの問題は欠かせない問題だと思うんです。そういう大きな枠組みの中で賀茂郡としての対策をとるような姿勢がまず必要ではないかというのが一つの私の考え方なんです。

もう一つの問題は、確かに今、猿やいろいろなものについて、個別個別いろいろな対応が必要だということにはなるんです。例えば猿なんかの問題で言いますと、私、今日ちょっと小さいもので申しわけないんですが、猿の対策に対して、撃つという対策があるんですが、これを制度を上げて効果的にしていくという一つの対策があります。

もう一つは、猿の学習能力から、猿のけもの道を絶つという方法も一つ有効な方法としては言われているんです。現状で今の町の例えば電さく等の補助金制度だと、農家1戸ごとに補助を出すんです。例えばけもの道のところに耕作放棄地なんかがあると、結局この電さくを張った2軒はいいんだけど、ここから中へどんどん入ってきて、住宅地の方まで侵入をするという状況があります。

例えば白田にしても、片瀬にしても、大体いつも猿が来るルートというのがあるわけです。赤川の方のところからいつも学校の方を歩いていくとか、森田議員の裏あたりにいるものが動いていくとかあるわけです。そうすると、そのけもの道を対策としては遮断することというのは必要になってくる。その場合には個々の対策ではなくて、防衛ラインというのは真っすぐに引いたりとか、あと、さらに精度を増すためには生け垣や猿や何かを嫌うであろうトウガラシや何かを植えたりとか、いろいろなことを組み合わせるとか、こんなことも言われているんですが、そういう対策の考え方というのもあります。

イノシシなんかも、現在は普通のわなと違って、かかった場合にお知らせをしてくれるようなわなもあって、こういうわなはまだまだ少ないんです。商売として、イノシシや何かを捕獲している人たちはそういうものをあれているんですが、各町村が持っているイノシシや何かを生け捕りするようなわなには、まだそういう高度なわながないんです。商売でやっている人たちは、歩いてかかっているところ、むだ足をしないように、入った場合には電波で入りましたという連絡が入るような、最新型のわなを使っているんです。しかし、賀茂の町村の中には、イノシシや何かに対しても最新式のわなというのはまだ導入されていないんです。こういう点でもやはりおくれをとっているんです。やれることを本当に早急にやると、なおかつ大きな規模でやるということが絶対に必要だということがまずございます。

2つ目に、耕作放棄地の問題は、今、野猿対策の中でもどうしても耕作放棄地等々の対策をしないと、有害鳥獣の対策上も支障が出てくるという状況に今なっているということではないかと思うんです。そういう面では農業振興上必要だということと、有害鳥獣に対する対策上も、耕作放棄地についてはしっかりとけもの道等も把握して、その近辺のエリアエリアの耕作放棄地に対する対応というものは具体的な手だてを持って対応しないといけない

という状況がある。

もう一方では、町の後期行動計画の中で、例えば農地流動化地域総合推進事業等を活用してというようなことを制度としてはうたってはあります。さっき町長が後段答弁で触れた部分だと思えるんですけども、しかし、なかなか農地の集積等が東伊豆町は進んでいないんです。調査したけれども、ある面で言うと、そのままの状況がまだ続いていると。田村町長が町長をやられたころの本当に最後の方で、この問題を田村さんがみずからの信念を持って調査もして、何とかしたいということで私はやられたというふうにあのときの答弁を記憶しているんですが、その後そのものが調査はしたけれども、そのままだと。本当にこれをやらないといけないと。

私が住んでいる入谷の中では最近、高齢化になってやめたところを別な方がハウスを借りたりとか、個々にはちょこちょこは起こっているんです。だけど、本当に真剣に町としては農業委員さんにお任せするというだけではなくて、大きな構えでちゃんと農業、耕作放棄の所有されている方に対する説明や理解も得てやっていかないと、農業委員さんが説明するだけではやはり安心感とか信頼感とか十分得られないこともあります。制度をちゃんと説明をして、安心して協力をしてもらえるまずベースがなければ、農業委員が幾ら働きかけてもこの事業は進展しないと思うんです。

町は片方では中山間等の問題でかなりお金をかけてはいるんですが、具体的な問題では、さっき町長が壇上で言われた部分は本当にまだ手つかずなんです。これはハードでお金がかかる分野ではなくて、どちらかというとソフトで対応できる問題なんです、有害鳥獣の問題とも違って。これに対してちゃんとやらないと、今、私の近所にも今後帰ってきたい、農業を続けたいという若い世代もいるんですが、そういう人たちに対する希望も、またそれぞれの農家が農業集積をして、新たな経営展開をしていこうという道も開けてこないんです。そういう意味からも、町として、早急にこの問題に対応するというのが私は必要だというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（居山信子君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、1点の猿の有害鳥獣対策、広域でということで、これは山田議員の言うとおりでと思います。東河、東伊豆と河津ですけども、これは広域でやるのがそれ相当の効果が出るのではないかと思いますので、これは今度首長会があったら少しその他の案件で投げかけて、とにかく前向きに検討していきたいと考えております。

あと、田方のけもの道、そういうこともまた再度検討させていただきまして、有効なもの

はどんどん取り入れて、猿の被害は最小限に食い止めなければならんと考えておりますので、基本的には積極的に猿の被害に対しては対策をしていきたいと考えております。

耕作放棄地の問題でございますが、これは山田議員が言ったように、猿の有害鳥獣の対策にもなりますし、これは町としても前向きに検討しております。そういう問い合わせも結構企画の方にあると聞いておりますので、町といたしても前向きに検討いたしましてやっていきたいと思っております。農業委員会ですか、これが前向きにやっても、先ほど山田議員が言ったように、安心感とか信頼感という関係がありますので、町がある程度やれば安心感とかがあるのではないかと考えますので、これは一応前向きに検討させていただきます。

以上です。

○議長（居山信子君） 以上で、14番、山田直志さんの一般質問を終結いたします。

11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○副議長（山田直志君） 休憩を閉じ、再開いたします。

◇ 居 山 信 子 君

○副議長（山田直志君） 次に、12番、居山信子さんの第1問、町政の信頼回復についてを許します。

12番、居山信子さん。

（12番 居山信子君登壇）

○12番（居山信子君） それでは、ただいま議長の許可をいただきましたので、47回目の質問をさせていただきます。できれば年の数ほど質問をしたいなというふうに思っておりますが、残念ながらまだ47回ということで及ばずというところでございます。

まず、質問の前に、議運の方で検討して下さったというふうなことでありましたけれども、この一般質問、私、それぞれ議運で審議する内容のときにはおりましたけれども、公務

で出かけていないときに、その他の項目で一般質問、議長についての質問がどうかというふうな議論があったようですけれども、それは議会のルール上どうなのかというふうにいささか疑問を感じている点でございます。

この質問につきましては、私、今回凶らずも議長職を拝命いたしましたもので、自分自身の中では、今回町民の皆様にお約束をして、みずからの4年間の政治課題を幾つか掲げている中で、このたびの3点の質問になっております。そういう意味で、ぜひ町長の御見解を伺いたいというふうに思っておりましたので、いろいろな経緯の中でこのたびは、それではぜひ質問をしてみたいというふうなことで通告をさせていただいた次第でございます。

それでは、通告に基づいてお伺いをしたいと思います。

第1問、町政の信頼回復についてお尋ねをいたします。

昨年来、大変残念な、町史始まって以来の不祥事が発生をいたしました。ひもといてみますと、我が町の歴史、昨年ですと47年の歴史の中でいまだかつてない事態でございました。大変残念に思うと同時に、私は議員としてのみずからの責任も感じながら、どこまで自分自身が議員としての責任を果たせていただろうか、また議会としてのチェック機構がどうであったろうかとか、さまざま反省をした次第でございます。選挙におきましても、町民の皆様にはその点おわびをしたこともございますし、そしてまた、こういう政治不信の渦巻く中で、今町民の皆様が本当に信頼できる、安心して暮らせる最低のその条件だと思うんですけれども、それすらも危うい現状でございます。

テレビのニュース報道を見るにつけ、何とも言葉に言いあらわすことのできないこの日本の現状を思いましたときに、私はこうして大事な一つの議席をお預かりをして、みずからの今後の4年間、本当に命がけでみずからの信念とするところは叫び切り、そしてまた議員の皆様とも議論を重ねながら、言論の府たるべきこの議会の場で、今後の町の動向を決定していかなければいけないのではないかとというふうに考えている次第でございますが、1点目として、当局の皆様は今年のこの不祥事をそれぞれのお立場でどのように総括をされたのか、お伺いをしたいというふうに思います。

2点目、太田町長誕生につきましては、町民の皆様、あの大事件の後で、どなたも町長なんかやる人はいないだろうと、私たちのリーダーはどこにいるのかと、そう思う中で、太田前議員も東奔西走しながら、御自分の責任の範囲で候補者を探り、そしてまた、御自身が最終的には責任を引き受けて、この町の再建に強い志を持って立候補をされ、そして町長に就任をなされたわけでございます。12年間の太田町長との議員活動の中で、私は一点の曇りな

く、太田町長のよこしまな心のない、この一点を信頼をしている次第でございます。

過去、申し上げたと思いますけれども、御自身の信念とするところは、先ほど武士道のお話がありましたけれども、上杉謙信であるというふうなことの中で、お若いころから謙信を標榜し、なおかつ御自身の息子さんたちに、男の子が生まれたので、謙、2人目もまた男の子さん、信と、こうお名前をつけて、奥様と御一緒に御自分たちの生きる道筋をお子様にとされたというふうに伺っておりますし、そしてまたあの時代の武士の一つの標榜とする、旗印とするものは上杉謙信、無であるというふうなことを改めてまた太田町長から伺う中で、恐らくこの町政におきましても一点の曇りもなく、町長は町民の皆様の幸せのために、また町政信頼回復のために、全力を注いできてくださったというふうに信頼をしているところでございます。

町長御自身も御自分の取り組みの中で確かな手ごたえを感じられ、そして2点目としてお伺いする点ですけれども、信頼を回復されたというふうに御自分で思われるところが幾つかおありになったかと思えます。そういうことから、御自身で感じること、なかなか難しいかと思えますけれども、客観的に見てこういう点があるというふうなお話を伺えればと思えますので、第1問についての御答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（山田直志君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 居山議員の第1問、町政の信頼回復については、2点からの質問となっておりますが、関連がありますので、一括して答弁をいたします。

まず、第1点目の昨年の町の不祥事をどのように総括しておられるのかについてお答えいたします。

私は町の不祥事による出直し選挙において当選し、就任した際にも申し上げておりますが、「今、我が町に何が求められているのか」「クリーンな政治を推進するための改革は」等を真摯に受けとめ、職員と心の通じたコミュニケーションを図り、行財政運営をさせていただいております。

まず、不祥事の原因となった入札制度の改革も、議員御承知のとおり、職員の意識改革を図り、ともども協議検討の上改善をいたしました。また、事あるごとに職員には電話での住民からの問い合わせ等に対する親切な対応、笑顔で明るいあいさつの励行などを指示し、二度とあのような不祥事が発生しないように綱紀粛正等に努めております。

あの不祥事においては、昨年11月7日に静岡地方裁判所沼津支部において実刑判決が下されましたが、被告より11月8日に一審判決を不服として東京高等裁判所に控訴がされ、現在に至っております。町といたしましても、一日も早い刑の最終確定を望んでおり、高等裁判所における公判の日時等について問い合わせをしておりますが、高等裁判所の手続上、明確な状況が掌握できないのが現状であります。

いずれにいたしましても、あの不祥事における行政としての損害賠償手続については顧問弁護士にも協議いたしておりますので、しかるべき手続が整いましたら、議会にも協議して対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、第2点目の信頼回復されたとの発言を各所で伺っているが、その客観的根拠についてお答えいたします。

客観的根拠と言われても、何とも申しがたいものがありますが、みずからを戒め、襟を正し、また、地方公務員法等に抵触をしない執務を職員ともども執行することにより、必然的に不祥事を防ぐことはできるものと考えております。したがって、その客観的根拠と言われても特にお答えはできませんが、理想的には行政のあらゆる施策に対し住民の方々の御理解を得まして、明るいまちづくりを推進していくことで信頼回復がされるものと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○副議長（山田直志君） 12番、居山信子さん。

（12番 居山信子君登壇）

○12番（居山信子君） 第1問の御答弁をいただきました。

町長、公の立場で御答弁をされること、そして公務でさまざまお仕事をされる。しかし、トップに立たれる町長の御心境たるや本当に孤独な、そういう行政運営をしていかなければならないのではないかというふうに拝察するものでございます。

リーダーは、時として非常に孤独であると同時に、自分自身との戦いでもあるというふうにも考えます。今、何を求められているのかと、そしてまたクリーンな政治はどうあるべきかという、そういう思索をなさりながら、行政改革をされ、そしてまた、殊に入札制度におきましては、職員の皆様の意識改革をもとに行革を進め、また入札制度も改めてきたと、この辺のことから、恐らく信頼回復されたのではないかなというふうにお話が出たのかというふうに思います。

住民に対して、電話等ありましたときに笑顔でと、また丁寧な対応をと、電話に限らず、窓口に来たときもそうですし、役場の廊下ですれ違うどなたにも、できましたら職員の皆様、

「いらっしゃいませ」と、かつてそういうことを前町長に私は申し上げましたし、前町長もそういうふうにご指導するというふうに言われましたけれども、どなたからも何か「いらっしゃいませ」というふうに外からのお客様に声をかけている姿、余り見かけていないんですけども、ぜひ町民の皆様はお客様であると。それと同時に、また外からおいでくださる方々にとっては、皆さんがお目にかかるそのことは、町を代表してそこでお目にかかるわけですから、何よりも観光の町である私どもにとりましては、どなたに対しても本当に優しい笑顔と、そして心からのあいさつと、そしておもてなしの心でもって、ようこそ我が町においでくださいましたという、その思いで皆さんと触れ合っていくことが、今、観光に低迷している我が町にとりまして、職員の皆様が率先垂範で、ぜひ町長の笑顔をまねしていただきたいと思っております。

なかなか殿方は、笑うのはこけんにかかわるみたいな感じで、めったに笑わない方がいらっしゃるんですけども、これはお金がかからないんです。非常に皆様に元気と勇気とやる気を与えるのが笑顔なんです。そういう意味では、顔で施すというふうにも言われますように、ぜひ皆様お互いに意識して笑顔で、まずこの観光の推進は、職員の皆様が観光大使となって、町民の皆様にもまず何よりも温かい心で接していただく。そして、訪れた方々に何てすばらしい役場なんだろうと、そういうふうにもまず全国ネットでのせるぐらいのものがあれば、今後のまちづくりは私は大きな自信が持てるのではないかと思います。町長をお手本にしていきたいと思っております。

それぞれ一長一短あります中で、得意分野、あるいは不得手な分野、そういうものは当然あります。しかし、私は若いころカーネギーの「人を動かす」、また「成功哲学」なるものを読みましたときに、自分自身が持っている力というのは限られております。しかし、成功する方というのは、自分の周りにどれだけ有能な、そして指導者の心を我が心として一生懸命に陰ひなたなく頑張るスタッフが何名いるかということでもって、その成功は決まってしまうんだというふうなカーネギーの哲学を私読みましたときに、なるほどな、本当にそうだな。しかし、人間1人1人の持っている能力というのは、亡くなるときに140億の細胞の3分の1とか何かしか使わずに死んでいくというふうな話も聞く中で、まだまだ私たち一人の持っている本当に限りない可能性も力も秘めているわけです。それがどうして発揮されないのでしょうか。

小さな心で、狭い心でいじめたり、足を引っ張ったり、おれがおれが、我が我が、私が私がみたいなそんな心が、ひいては町の発展を阻害しているのではないかというふうに思いま

す。どうぞ、我が東伊豆町の職員の皆様の中には、いじめや意地悪や足の引っ張り合いとか、そういう低次元のことがないように、どうぞ町長を支え、今1年ぐらいで本当に町民の皆様が安心して、この役場の皆様の仕事ぶりを、そして町長の仕事ぶりを100%評価するなんていうことは、100%は無理ということによく言いますけれども、そこはなかなかできないことではないかというふうに思いますので、まずそれぞれの心を改めて、本日ただいまより太田町長を支えて、自分の力を100%を120%にも発揮していただく。単なる綱紀肅正なんていうそういう消極的な問題ではないというふうに思います。それだけ重大な問題が昨年起きたわけですから。

素知らぬ顔で、何食わぬ顔で、おれには責任がないというふうに言えるのでしょうか。全員に責任があったのではないのでしょうか。余りにも日本社会全体がだれが責任、だれが犯人だというふうなことに終始して、1人1人が自分の責任を感じるという心がなき過ぎるのではないのでしょうか。

いずれにいたしましても、第1問の中で町長は、前町長の不祥事に対し一日も早い判決を望んでいらっしゃるということと、そしてその後にはしっかりと議員と相談をした上で損害賠償請求をしていくんだと、当然だというふうに思いますので、本当にどれだけの損害をこの町がこうむったのか。お金の問題でなく、精神的に子供たちがどういう思いをするかということなんです。私、入谷の方に参りましたときに、4年生の男の子に声をかけました。そして、「僕、大きくなったら何になりたいの」と。「町長になりたい」と、そう言ってくれました。「そう、待っているわ。きっと町長になってね」と。ぜひその一少年の心を傷つけることのないように、本当にすばらしい町をこれから皆さんと一緒につくっていききたいというふうに思います。

2点目、今、町長はみずからを戒めていくと、しかしながら、権力には魔性がつきものでございます。100%誘惑もあり、そしておいしい話もあり、本当にどなたも99%か100%、その座についたならば、いい思いをしたいと思うのは、人間ならばどなたでもそうなのではないかなと。100%そうなのではないかな。しかし、町長が一番怖い方が天国で見ていらっしゃいます。奥様が「町長、あなたよく腹を決めて出馬、決意をしてくれたわね」。「町長」ではなくて、「長八さん」とおっしゃるかもしれません。どうぞ、この奥様の心、そして天国で見守ってくださっている奥様に一点の曇りなく、おれはこういう仕事をやったよと、お互いに天国でまみえたときに報告ができますように、すばらしいお仕事をしていただきたいというふうに思います。

いずれにしても、町長、わずか1年数カ月、職員の皆様がどんなに仕事がしやすくなったかということは、私も自然の空気の中で感じるところでございます。しかしながら、うるさいことを言うおばあさんやおばさんが必要なんです。私は憎まれ口をきいて、みんなにこれからも言っていきたいと思います。私も非常にそそっかしいです。どうぞ皆様からいろいろな叱責を受けながら、ともどもに切磋琢磨をしまいたいというふうに思います。

明るいまちづくりをしていく、この町長の御答弁をしっかりと受けとめてまいります。今後とも御健康に留意をして、信頼回復、そんな簡単にはできることではないと思いますので、まず御自分の任期、残り3年、これを使って本当に町長にもう一回町長をやっていただきたいと。

かつて矢祭町の根本町長が「もう自分としては精いっぱいやった」。たしか3期も町長をやっていたと思います。もうこれで奥さんにも苦勞をかけたのでやめるとおっしゃったときに、町長室に婦人方が、女性方が駆けつけまして、「町長、何とかもう一度やってください」と、そのように懇願をしたというふうにテレビの報道で私は拝見いたしました。

ぜひ次期改選に太田町長に寄せる思い、私たち女性は非常にシビアに見ておりますので、女性を本当に味方にしたり、時代の成功、また町の成功はないのではないかというふうに思いますもので、今後とも御活躍を期待するところでございます。

1 問目につきまして、御答弁をいただきたいと思います。

○副議長（山田直志君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、この不祥事についてでございますが、居山議員は責任と、これみんな言葉には出さないけれども、皆さんその責任は十分感じていると自分自身は思っております。職員、私が就任して本当に一生懸命やってくれまして、もう積極的に意見や町に対する提案もしてくれまして、これは本当にありがたいことだと思っております。そして、朝礼におきましてあいさつ運動ということで、電話での応対とか、あいさつをしましょうということは毎回言っております。そのような中、町民の皆さんは多少まだ不満とかあると思いますけれども、職員は一生懸命やっておりますので、温かい目で見ただけであればありがたいと思います。

私一番うれしかったのは、雛のつるし飾りまつりの最中に、職員の方が「町長、ボランティアで街頭案内をする」ということを聞いたときに本当にうれしかったです。これを聞きまして、この町は必ずや再生できるということは自分自身感じていましたので、また議員の皆さん方も温かい目で職員を見ていただきまして、そしてこういうところが悪いといったなら

ば、直接職員に言わないで私に言ってもらえば、それなりにまた対応しますので、よろしく
お願いいたしたいと思います。何しろ職員は一生懸命やっております。議員の皆様方も温か
い目で見てくださいと思います。

2点目の初心忘るべからず、居山議員が言うように、本当に権力につくと魔性、自分自身
そのことは十分この1年やって感じておりますけれども、初心を絶対忘れないで、この4年
間職を全うしたいと考えております。もしそういうことが少しでもまた感じるようなことが
あったら、また意見をいただければ、それは直していきたいと思いますので、よろしく願
いいたしたいと思います。

以上です。

○副議長（山田直志君） 次に、第2問、市町合併についてを許します。

12番、居山信子さん。

（12番 居山信子君登壇）

○12番（居山信子君） 続きまして、第2問、市町合併についてお伺いをいたします。

昨日来、数人の議員の方々から、今大変重要な合併のこの問題についてさまざまな角度か
らの質問をしていただきました。殊に新人議員の飯田議員におきましては、さまざまな資料
を勉強なさって、大事なポイントを押さえてお話をしていただきました。

その中で、私も改めてメモをしながら、そうさそうさというふうに思いながら伺ってまい
りましたけれども、明治の大合併、昭和の大合併、そしてこのたびの平成の大合併、これは
どれくらいの期間であったのか。彼の昨日の質問の中で、明治21年、7万1,000あった市町
村、1万5,000になっている。さらに昭和28年から始まりました昭和の大合併、これも9,800
あったものが4,000になって、市町村の数が減っているということ、るるお話をされました。
その明治の大合併から68年たつと、昭和の大合併でございます。我が町は昭和34年5月3日、
城東村、稲取町、大変な難産の後に誕生したようでございます。その昭和34年から2年後の
合併新法まで考えますと約53年ほどありますでしょうか。

そして、このたび私どもが取り組みますこの市町の合併の問題は、当東伊豆町だけに限ら
ず、この伊豆半島の南伊豆のエリアの1市5町の約8万人の皆様方の生活を大きく左右する
決断をしていくのではないかと、東伊豆の決断が大きく影響するというふうに私は考えており
ます。

この町史につきまして、次の3問でお話をするようになるかと思っておりますけれども、議員に
なりましたときに私は一応目を通して、町の歴史が、そしてまたどのように皆様方が御苦労

をされてまちづくりをされたのか、少しでも理解をしていかなければいけないというふうに思いましてひもといてまいりました。また、このたび改めて、39ページ、第2章の「合併前夜」という非常にドラマチックな物語のようなものが記録に残っておりました。元城東村助役の山本 保さんが、町村合併前夜の城東村の状況というのを書きつづっておられます。大変な御苦勞だっただろうなということがこの行間から酌み取れるわけですがけれども、今私たちも同じようにその歴史の岐路に立たされているんだというふうなことを改めて認識をした次第でございます。

また、お家にそれぞれ1冊ずつこれは各戸で配布をされていると思いますので、町民の皆様も改めて我が町の歴史をひも解いていただく中で、42ページの山本 保さんのお話も読んでいただければというふうに思います。かなり城東村での反対が強かったようでございます。そして、県から再三説得が来て、そして勧告があり、ようやく合併にこぎつけたという状況がここにつづられておりました。

この合併の問題、先ほども先輩山田議員から質問をされて、私は大事な点を指摘していただいたというふうに思いながら伺いました。伊豆新聞のこと、静岡新聞のこととかが先ほど話題に上がっておりまして、その1市5町での枠組みについてどうなのか、合併についてどうなのかというふうなことの紹介をされておりました。賛成2名、反対2名、判断をしていない方が8名というふうにお話もされておりましたが、もしかしたら賛成2名のうちの1名が私かなと、でも絶対に合併というふうに言い切れるものでもなく、ただ合併しなくてはならないんだろうというふうなものは持っておりましたが、今後住民の皆様の意向も伺いながら、財政のみならず、目に見えないあらゆる文化的なもの、そして50年先を見通した中での判断をこれから私自身していきたいというふうに考えております。

住民投票をやらないという御答弁の中では、私は正直積然としないものがありまして、それは先ほど山田議員も指摘をされていたとおりなんですけれども、確かに前回住民投票をやったその結果を尊重するんだということはわかります。しかし、あのときに時の町長は何とおっしゃったかというふうに思い出していただきたいんですけれども、「未来永劫合併しないわけではない」と。近い将来合併するというふうなニュアンスをお話をされていたことは御記憶かというふうに思います。「では、近い将来とは一体いつなんですか」というふうに私は一般質問で申し上げたわけですがけれども、それに対して非常にあいまいな、そういう御答弁だったかなというふうに思います。

もし、あのまま町長をなされていたならば、あの方はこの時期にもう1回、それこそ合併

についてのどういう方向性で皆さんと議論をして、結論を出し、まちづくりの方向をしていくのかなど、ある意味そういうものを期待もしていたわけですがけれども、まことに残念至極、ああいうぶざまな結果を見せられたことは本当に憤りを覚える次第でございますけれども、いずれにいたしましても、住民投票をやらないということ、町長の政治姿勢かもしれませんが、私たちこの12名の議員が、新人の議員さんもいらっしゃる中で、短い期間で果たしてその判断を私たちだけに任されていいのかなど。

ただ、問題は、今年じゅうに決めてしまう決めてしまわないという問題ではなく、これはあくまでも合併協議会を立ち上げるか立ち上げないかという問題だけであって、まるで今年じゅうに合併のことが決まってしまうかのような誤解をされると困るわけですがけれども、ある意味、合併協議会を立ち上げてもいいのではないかというふうに町民で言う方もいらっしゃいます。

ただ、やはりそういうふうにしてしまうと、無理やり合併させられてしまうというふうにする方もいらっしゃるかもしれませんが、ただ合併協議会が成立して、いろいろ新市のまちづくりとか、あるいは町の名前をどうするかという具体的な話や、事務レベルの何百項目かにわたるすり合わせとかをやっていく中で、合併が破綻をしたということも全国的には当然幾つかあるわけですし、まず同じ土俵でこの1市5町が議論を交わしていくということをやってみてもいいのではないかというふうに私は考えますけれども、町長、その点の御見解をぜひ伺いをしたいというふうに思います。

前回の住民投票の状況につきましても、先ほどのお話、過去十二、三回の住民説明会をやって、2,000人前後の方が話を聞いたというふうにお話がありましたけれども、この住民投票1万6,000人のうちの2,000人、子供たちもいますけれども、1万2,000人くらいの有権者というふうなことでしますと、6分の1ぐらいの人が説明を聞いて、残りの人は説明を聞いていない。テレビや何かで、老人学級、あじさい学級の中で、立て板に水のごとく見事な御説明をされた、そういう状況も今、本当に脳裏に残っておりますけれども、テレビで見た方もいらっしゃるかと思います。

ただ、町長が先ほどおっしゃったように、この合併の問題は本当に難しいというのはどなたもそうだと思います。殊にいろいろ調べたくても時間がない。またほかに本業がある町民の皆様などは、なおさら「そんなのはあんたたちやってちょうだい」というふうなのが本心かなというふうに思いますけれども、ただこの合併はある意味やはりそれぞれの利害が絡まる問題でございます、合併することによって首長も議員も失職をするという現実がござい

ます。そういうことをやはりあからさまに申し上げていかないと、住民の皆様には正しい判断がされない場合もございますし、そういうものは何となくわかっていて、わからない形で隠しておいて、合併するとこういうメリットがある、こういうデメリットがあるというふうな説明に終始するのはいかがなものかなと。

明らかに私たちは失職をいたします、合併した場合に。しかしながら、10年、20年、30年たちましたときに、合併の結果どういうふうになっていくかが、こういうふうになっていきます、ああいうふうになっていきますということの説明責任、それと同時に合併をしない場合に町が今後10年、20年、30年先どうなるか。ここで判断をするのか、あるいはその時代の流れに任せて、そして単独でいく中で、やがては伊豆半島全域の合併があるのではなかろうかと、あるいは道州制も何か云々されているしみたいなことで、私たちの責任でない何十年か先になるかもしれない、そういう状況もやはり考慮していかなければいけないのではないかとこのように思います。

そうしますと、私はぜひ住民投票はやっていただきたい。それは私たち12名にすべてをゆだねられても困るということです。もちろんしっかり勉強はしていきますけれども、どうしても足並みがそろわないです。そして、また同じ土俵から漏れてしまう人もいます。入る気持のない人もいます。そういうことがないというふうなことを願うところでございますけれども、しっかり同じ土俵の中で皆さんで議論をしていくと、そういうことが必要かなというふうに思います。

大変長くなりまして、第1点目の私利私欲を離れた町の発展の方向をいかになされるのかということをもっとお伺いをしたいというふうに思いますけれども、2問目で重ねて今のことを、何点か申し上げますので、御答弁をいただきたいというふうに思います。

○副議長（山田直志君） 次に、第2問、市町合併について答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 居山議員の通告が市町合併についてだったもので、ちょっと多分にさきの質問に対して答えがないと思いますけれども、その辺は御了解願いたいと思います。

居山議員の第2問、市町合併についてにお答えいたします。

まず、合併新法及び県の市町村合併推進構想が策定された背景を申し上げますと、地方分権の一層の推進により、分権型社会に対応できる自立した自治体の確立、少子高齢化やライフスタイルの変化による市町が担う行政サービスの増大、さらに国や地方自治体の厳しい財

政状況が挙げられております。また、当町を含む南伊豆地区1市5町は、人口1万5,000人未満の町を含む地区として、行財政基盤や現行の住民サービスを維持することの困難さを懸念され、県の構想対象市町として位置づけられております。

私は昨年3月の就任以来、住民福祉の向上と町政のさらなる発展を常に念頭に置き、行政を担ってまいりました。今回の合併問題におきましても、当然ながら同様なスタンスで臨むつもりであり、当町の将来像を見据えた上で、最良の方向を選択するために、議員の皆さんと十分な協議を重ねてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

○副議長（山田直志君） 12番、居山信子さん。

（12番 居山信子君登壇）

○12番（居山信子君） それでは、るる述べましたけれども、先ほど伺いました何点かについて、まず住民投票に対する御見解を、ぜひやっていただきたいというふうな気持ちを込めて再度お伺いをしたいというふうに思いますのと、それと、この1市5町という枠組みの中で、先ほど町長は西伊豆町がもし入らない場合には、1市5町の枠組みが当然壊れるだろうということの中で、合併はないというふうにおっしゃったかと思うんですけれども、そのところはある意味、ごめんなさい、ちょっと言葉が正しくないかもしれませんが、逃げではないかなというふうに思うんです。

当然、西伊豆町も賀茂村と大変な思いをして、うちの町が単独でいくということから発して、さまざまな波紋を与えて最終的に合併をされたわけです。本当に御苦労された方々が、またここへ来て合併なんてとんでもないというふうに思う気持ちも私はよくわかるんです。ただ、この西伊豆町を除いた中で、1市4町でもし話を進めていったときに、場合によっては乗っかってくる可能性があるんです。それはこの合併の協議が具体的に進んでいったときにこれはまずいと、この西伊豆町が取り残されてしまうという危機感に立ち、そしてまたそのときに皆さんで判断をされれば、もしかしたらこの意思がそこで翻るのではないかというふうに思いますので、はなからもう西伊豆町がそうだから、自分は1市5町の合併は考えられないみたいなお考えはちょっと違うのではないかというふうに思いますので、ぜひそこを考慮していただければというふうに思う。

いずれにしても、合併協議会を立ち上げていく議決がここでなされたとしても、他の市町でそれが可決をされなければ、合併協議会は立ち上げられないわけです。うちだけの問題ではないわけです。それはそれなりに皆さんの主張するところもありますし、それぞれの利益

も絡まってきますので、とにかくさっきも申し上げましたように、六十何年ぶりかの明治の合併から昭和の合併、そしてこのたびの平成の合併、50年、60年という歴史の流れの中で、上から押しつけられたの何だのなんて言っているときではないと思うんです。それでは、上から離れて一人で離れ小島でこの町が生きているのと言ったらそれは無理なんだから、もうそんな議論はやめて、そういう親を持った自分たちの子供の不幸だというふうに思うしかないではないですか。

そうしたら、しっかり現実を見きわめて、その中で議論をするものをしていかなかったならば、後で町民の皆様にしわけないことをするのではないかというふうに思います。この12名の議員でその選択をするということには時間がなさ過ぎます。そして、1人1人がその責任を自分が死ぬまで負わなければならないなんていうふうなことを思ったら、とても私としては何をさておいてもこの合併に没頭して、これからも質問を続けさせていただきたいとも思いますし、すべてに優先してこの合併のための研さんをして方向を見きわめていかなければいけないというふうに考えます。そのことが2点です。

そして、3点目。町長は確かにいつも結論をおっしゃるのはいいんですけども、説明が不十分だというふうに思いますので、非常に誤解をされることが多いのではないかと思います。思わぬ一言で足をすくわれることになると思います。人間というのは、意外に平生は取り繕っていろいろな議論をしていても、ふと漏らす言葉というのに本心が出てきます。そういうのはやはりこういう時代ですので、お互いに心の問題は丁寧に扱っていく必要があるかと思うんですけれども、ふと漏らした言葉の中に「ううん」というふうに思うことも正直何点かありますので、そこを説明していただきたいというふうに説明を伺うんですが、いま一わからないという状況が何点か続いておりますのが、先ほど山田議員も指摘をしております住民投票の問題です。

そして、また議会の議員とそれを相談しながら選択をするんだということにしても、そのプロセスを私は前回質問をしております。では、どのようにしていくんですかと。そうしましたら、5月に県からの説明をまずしてもらうんだと。その次の段階で7月あたりにシミュレーションが出てきて、その次に9月くらいまでの間にそれぞれの区の説明会をやって、そして議会の議決が12月かなというふうな、そんな状況に伺っておりますけれども、それだけだとしたら不十分ではないかなというふうに思うし、先ほど町長がおっしゃったように、前回議員が特別委員会を立ち上げる中で、合併のメリット、デメリットを議会だよりにして発行いたしましたけれども、あれも2月2日の投票なのに、ぎりぎり、もう1月の末だったと思

います。

ちょっと1点言いたいこともあるんですけども、情報の操作とかもありまして、議員の議会だよりの発行のあり方についても非常に問題もありましたし、当局の説明の中でも非常に利益誘導的な説明があり、おかしいなというふうなことを感じるどころが多かったです。ですので、そういう情報の操作をしたり、それから利益誘導的な説明をしたりとかしない。本当に真剣に第一にこれに取り組んで、皆さんの理解を得て、住民のコンセンサスを得ていくということでは、できましたら住民投票が望ましいのではないかと。そのあり方についても前回はかなり問題がありましたけれども、それはまた追ってのことにしたいというふうに思っています。

○副議長（山田直志君） あらかじめ皆さんに御協力をお願いします。

もう12時ということになりますので、2問目が終了するまで、会議の方は続行いたします。御協力をお願いします。

町長。

○町長（太田長八君） まず、居山議員の今の質問でございます。皆さん思いがあると思います。居山議員は居山議員の思い、ほかの議員はほかの議員の思い。居山議員の気持ちは確かに受けとめました。そういう中で自分自身何度も言うておりますけれども、住民投票をこの12月までやる意思はありません、はっきり言いまして。その中で先ほどの山田議員の中でも言いましたけれども、今回、12月までにある程度1市5町でいくかどうかの判断をしていただきまして、その判断をした後に、1市5町でいくとなれば、当然法定協も立ち上げなければならぬと。なければ、また違う道を選ぶ中で、まだ時間がありますので、その中で十分検討していけばと自分自身は考えています。これはまだ私案ですけども、自分はそういう考えでありますので、12月までに住民投票をやるあれはありません。はっきり言うておきます、この場で。

そして、次に県の1市5町の枠組み、これは1市4町でもいいのではないかと申しますが、先ほど山田議員の中で答弁したように、私はこれは県の配慮がないのではないかと考えております。当然西伊豆は合併した中で、県の方もそれならば最初から1市4町の枠組みでやれば自分自身としてはいいのではないかと。ということは、当然県の中で1市5町でなければこの賀茂郡はやれないという、そういう構想が示された中で、1市5町で西伊豆がちょっとあやふや言い出したならば、そういう中で西伊豆さんは合併したばかりだから今回はいいなんて、そういうニュアンス的な受け取りを聞きますと、この1市5町の枠組みは何だと

いうことを自分自身考えますので、そういう中で1市5町の枠組みが崩れた場合、自分自身はもうこの合併の話はないと、そういう判断をしております。

基本的には県の配慮がないと思います、自分自身は。そういう中で県が最初から西伊豆さんは合併したばかりだから今回は特別許して、1市4町の枠組みでやりなさいと言えば、それはそれなりの説得力がありますけれども、1市5町の枠組みでやりながら、もう西伊豆さんはそういう考えなら抜けていいです。そんな簡単にこの1市5町の枠組みを決められたならば、この1市4町は何だということは、皆さんそういうふうな考え、首長はそういう考えであると自分自身は考えております。

それとあと協議会の立ち上げ、これもいろいろあります。確かに任意協議会ならば別に法的に問題はないから、立ち上げてもいいのではないかとということはありませんけれども、そういう中で首長の中でもやはり任意協議会を立ち上げると、それがそのまま法定協議会、ある程度抜けられない、真っすぐ1市5町なら1市5町の枠組みに行くような方向の協議会に、自然に任意協議会が法定協議会の方向に行くような可能性が結構あるもので、そういう中で、首長さんたちの話し合いの中でも、我々東伊豆、西、南がこの任意協議会の立ち上げ、松崎もそうです。そういう中で任意協議会の立ち上げがまだ時期尚早ではないかとということで、協議会の立ち上げは見送りました。

基本的に法定協議会を立ち上げて、すぐ抜けてもいいのではないかと、そのようなことは考えられますけれども、これはもう道義的に実際法定協議会を立ち上げたならば、そこから離脱することは、自分自身は他の町村に迷惑をかけることがありますので、法定協議会を立ち上げた場合は、法定協議会を立ち上げたその道筋に沿っていくのが、自分自身人道的にはそれが一番の筋道ではないかと考えております。協議会の立ち上げに対しては十分注意しながらやっていきたいと考えております。

説明が不十分な発言、確かに自分自身それは十分感じております。記者懇談会でもちょっとした発言が新聞報道に載りまして、大変物議を醸し出して、職員に迷惑をかけたことがありますので、発言に対しては近ごろでは再三十分注意しながら、発言を控えております。そういう中で説明が不十分だと言えば、それはそれなりに居山議員は感じておりますので、その辺は今後改善できれば自分自身改善していきたいと、そういうふうに考えています。

以上です。

○副議長（山田直志君） 12番、居山信子さん。

（12番 居山信子君登壇）

○12番（居山信子君） すみません、お昼過ぎてしまって、食事も来たようなんですが。

今、町長から伺いました点、町長の性格をある意味ちょっとよくわかっているつもりでありますので、一度おっしゃるとなかなか変えないというふうなのはありますが、ただ、どうしてもそここのところが、この間、県の賀茂支援局からの説明で講演会もありました。その講演会の話もそうなんですが、その質疑やりとりの中で、支援局の方々の説明、そのちょっとしたニュアンスを私は感じ取ったんですが、県としては、これだけもう人口減が考えられ、高齢化が進み、このわずか1市5町8万人の人口のこの南伊豆のエリアを、県としてもどれだけ今後支援ができるのかという県の財政的なものも当然あるかと思うんです。

伊東市とほぼ同じぐらいの人口規模になるわけです。行政的なサービスも介護保険を含め、このたびは年金問題があるわけですが、本当に不安な材料ばかりで、多少観光が明るくなるかどうか知りませんが、それはもう高齢化や少子化や何かから考えたら、簡単に消えてしまう話で、それを払拭してもらうことにはならないわけです。

まして、この年金なんかのことを考えたときに、本当に町がこのまま単独でやれる。確かに何年かは予算編成できるでしょう。だけれども、投資的経費も何も持てない。そして骨格予算並みのそういう予算編成しかできない。そういう状況で本当に高齢化への対応とか、そして魅力あるまちづくりとか、そしてまたある意味町外から住んでもらうようないろいろな施策が今なされています、高齢者に住んでもらうためのさまざまなそういう施策とかというものが果たしてとれるんだろうかと。

人口の減少、昨日のお話ですと2050年でしょうか、1万3,000人ぐらいというふうな、そういうお話だったかというふうに思うんですが、本当に減るしかないこの人口を、県としてもぜひそういう意味では何とかここでこの合併破綻するよりも、西伊豆町は当然合併をしたのだからやむを得ない理由があるわけです。それはそれで認めてあげなければいけないので、将来的には合併はしていくでしょうけれども、当座1市4町で軌道に乗ってやっていったときには、今さまざま西部の方でも動きが見られますように、やっぱり合併したいというふうな動きになっているのではないですか。それと同じような現象が恐らく西伊豆町にも見えてくるというふうに思うんです。

ですので、町長のお考えは確かにわかりますけれども、そこをもう少し柔軟性を持って見ていただく必要があるのではないかと。そのお考えだったら、まず合併はないというふうに考えなければいけないと思います。というのは、県はあくまでも1市5町の合併をもってさまざまな支援策を出してきているのが合併新法のこのたびのあれでありますし、もし伊東市

と合併しますというふうな話になったときには、当然この新法の間では間に合わない話ですし、伊東市がどう思うかということになりますと、これもわからない話で、幾らあの人のところへお嫁に行きたいと言っても、もらってくれる気持ちがなければ、合併も結婚も成立しないわけですので、これは非常に非現実的な理論ではないかなというふうに思います。

ですので、4つのパターンとおっしゃいましたけれども、私は前回も主張をいたしましたけれども、住民投票をやる場合に、まず合併するかしないかという住民投票であるべきだと思うんです。その上で、では合併するんだったらどうするのと。そして、例えば伊東市、河津町、1市5町というふうなことで、1市4町になってもやむを得ないという条件を出す中で、では伊東市という声が多かったならば、もうこれは当分の間合併はできないという選択をするのと同じだということも理解をしてもらった上で、その選択肢を示すべきだというふうに思いますので、そういう意味で考え方をひとつもう少し、今すぐ答弁でなくても結構でございますので、御配慮をいただきたいというふうに思います。

そしてまた、法定協議会立ち上げのことにつきましても、できましたら、私はちょっと町長とまた見解が違うんですけれども、法定協議会を立ち上げて、さまざまな角度で検討して、これはだめと思ったら、絶対抜けてしまえばいいわけです。抜けましょう、それは。それをやってみないで、抜けるのが大変だから、みんなに迷惑かけてしまうからというのはむしろおかしい話です。そこがどうも町長、お考えが、今日はもうここはやめましょう。

個人的に、そしてまた町民の皆様とも、恐らくそのような議論はいろいろな方としていただきながら、町長ももちろん御自分の信念を貫いていただくことは結構ですけれども、未来にわたって町長が今回あらゆる検討をされて、また町長の政治姿勢を示すことが、昨日も藤井議員からも指摘がありましたように、重大な決断を下すということになっていくかというふうに思いますもので、ぜひこの辺は今すぐの御答弁でなくて結構です。していただけますか。では、御答弁をいただくことにしまして、考えたらまだたくさん聞くことがあるかと思いますが、また別の機会にこれは譲りたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○副議長（山田直志君） 町長。

○町長（太田長八君） では、1点だけちょっと言わせていただきますと、合併支援策、これは1市5町でなければ出ません。1市4町だと合併支援は受けられません。これだけは居山議員もちょっと頭の中へ入れておいてもらいたいと思います。

以上でございます。

○副議長（山田直志君） この際、午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 1時10分

○副議長（山田直志君） 休憩を閉じ、再開いたします。

次に、第3問、町制50周年記念行事についてを許します。

12番、居山信子さん。

（12番 居山信子君登壇）

○12番（居山信子君） それでは、午前に引き続きまして、質問をさせていただきます。

第3問、町制50周年記念行事についてお尋ねをいたします。

私どもの町は昭和34年5月3日、先ほども申し上げましたが、城東村、稲取町、この2つが合併をいたしまして東伊豆町というふうになりまして、本年で48年になりました。50周年をどう祝うかということで考えましたら、5年前でしょうか、もうちょっと前だったでしょうか。田村又吉町長のときにも質問をした記憶がありますけれども、あれは町制43周年ぐらいのときだったと思いますので、もう少し前になりますか、そのときにはお金がないので、冠をつけて年間の行事をやっていくという、そういう御答弁をいただいておりますけれども、このたびは45周年ではなく50周年というふうなことで、私どもも法事などをやりますときには50回忌みたいな形で、非常に歴史の節目を刻む大事なときになっております。この2年後に迎えます町制50周年を町長はどのように祝うお考えなのかをお伺いをしたいと思います。

2点目に伺いたいのは、記念の町史発行ということのお考えがあるかどうかということですが、東伊豆町誌、これは30周年の記念のものが出ております。こういう立派なものがつくれればいいんですけども、ただ予算の問題等あろうかと思いますが、先だって商工会の会合に行きましたときに、伊東市から教育委員会の関係の金子先生がおいでくださりまして、今、伊東市史の編さんをなさっているというふうなことで、郷土の歴史をとどめていくということで、また町の宝をどう磨き、またそれを全国に発信していくか。しっかりそういうものの取り組みが必要だというようなお話とかを伺う中で、この町の30周年の町誌をちょっとお話をしましたところ、今、金子先生が取り組んでいらっしゃる伊東市史、市の歴史の「史」ということで、ごんべんの志の「誌」ではないということです。ですので、私もこ

のたびは町長に伺いたいのは、町の歴史の「史」、町史ということで、50周年でもありますので、そういう意味からの御答弁をいただければというふうに思います。お願いします。

○副議長（山田直志君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 居山議員の第3問、町制50周年記念行事についての1点目、2年後に迎える町制50周年をどう祝うお考えかについてお答えいたします。

昭和34年5月3日に城東村と稲取町が合併して誕生した我が東伊豆町は、居山議員が言われるとおり、2年後の平成21年5月に町制施行50周年を迎えることとなります。過去、平成元年に町制30周年記念を実施しました折には、町に功績があった方々への表彰、東伊豆町の歌「そんな町です 東伊豆」の制作、町主催の町民ゴルフ大会開催、町勢要覧及び東伊豆町誌の発刊、さらにはイベント等では冠をつけて開催した記録がございます。

近年、他の市町の施行記念行事等を見ますと、市町等の発展に寄与された方々を表彰している程度であり、どこの市町でも行財政改革に取り組んでいる中、時代の流れとともに簡素化しているのが実情のようであります。2年後に迎える町制50周年にはどのように祝うかは現在では検討しておりませんが、今後検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

次に、第2点目、記念の町史発行等のお考えはについてお答えいたします。

この場合、町史の「史」を居山議員は歴史と、町の方でちょっとごんべんの「誌」のあれで書いたものです。その答弁をさせていただきます、すみませんけど。

現在ある東伊豆町誌は、町制施行30周年記念誌として平成元年に発刊したもので、その内容は、東伊豆町が誕生した昭和34年以前及びそれ以降の歴史、文化、行政等が主な内容でございます。町誌発刊後の東伊豆町の歴史につきましては、その年数からしてもまだ浅いものと考えますし、第1点目でもお答えしましたとおり、我が町でも行財政改革に取り組んでいる中で経費節減に努めているのが実情であります。

御参考までに、東伊豆町30周年記念の東伊豆町誌発刊には、委員報酬、印刷製本費等を含め2,000万円を超える費用を費やしました。ただいま申し上げましたように、前回発刊後から日が浅いことや経費の面を勘案いたしますと、現時点では町史発刊は考えておりませんので、御理解をお願いいたします。

○副議長（山田直志君） 12番、居山信子さん。

(12番 居山信子君登壇)

○12番(居山信子君) 先のことをなかなか考えられないのが、今私どもの暮らし、また非常にさまざまな難問が山積する中で、無理からぬことかなというふうには思うんですが、私は歴史の節目節目というのを大切にしながら、そしてまた振り返って、先人の皆様がどのような御苦勞をされて今日を築き上げてくださったかということを決して忘れてはいけないのではないかというふうに思います。

今、子供たちの教育に対しても、言うならば祖父母のいない核家族という、そういう暮らしの中で、父や母がどんなふうな育ち方をしたのか、どういう時代を、兄弟何番目でどんなふうに住らしてきたのか、また兄弟の中の、また家庭の中の思い出はどうかということかなこととか、しっかり語り継いでいかなければいけないのではないかというふうに思うんです。

それは自分一人で生まれて大きくなったかのように思って、好き勝手なことをしてもいいと。そしてまた親をも親と思わない、そういうような状況とか、また子供をあやめるとか、とんでもないようなそういう状況がある中で、一体この世の中の現象の奥にある本質的なものは何なんだろうというふうに私は常日ごろ考えております。

そうしますと、まず子供たちは親の後ろ姿を見て育ちますし、そして親のやるようにやりますし、我が議会でもそうなんですけれども、町長も何となく代々の町長に似てきたなというのを昨日正直なところ議長席に座りながら、だんだん家風というか、町風といいますか、そういうものというのは自然のうちに伝わるんだなというふうに思いました。いいものはもちろんいいとして残していかなければいけないんですけれども、できたら、やはりあしき伝統やまた改善をすべき問題は潔く変えていくという改革の志はとても大事かというふうに思います。

それと、さまざま今、課題が山積する、合併の問題の中でも、それぞれの立場によって自分の利害が変わりますので、出される情報についても受けとめ方が違ってくるというのは、町長も先ほど御答弁をなさったとおりでというふうに思います。

話があちこちしてしまいましたけれども、いずれにしても、しっかり過去がどうであったのか、現在がどうか、それを踏まえて未来どうしていこうかというふうなことになるのではないかというふうに思います。この30周年記念の町誌を読ませていただいて非常に感動いたしました。私は、よそ者で嫁いできましたのが56年だったので、26年たっているわけですけども、先ほど後ろの皆様にも聞きましたら、よそ者も何人かいらして、もう四十何年も住

んでいるよそ者もいらっしゃいますけれども、ここで生まれなかった、外からいらした方という意味で、そういう方がやはり5人くらいいらっしゃる中で、これからまちづくりをしていくのというふうなお話を商工会の副会長さんもおっしゃっていましたが、非常にあらゆる立場のあらゆる物の見方、そういうものをしっかりと吸収しながら、これからの町をどうしていくかという議論になっていくかと思います。

そういうこともあわせて、今、町長に御答弁をいただきました平成元年のときの30周年の状況は、言うならば町発展に貢献してくださった方の表彰、それから町の歌「そんな町です

東伊豆」、それからゴルフ大会、町誌の発刊と、そしてイベントに冠をつけてというふうなお話がありまして、この町誌の中にも、199ページには20周年の様子が写真入りで掲載をされております。この状況を見ましたときに、やはり町制10周年、20周年、30周年と高度経済成長の右肩上がりの時代には非常に希望のある、そしてまたさまざまなインフラの整備とか、オリンピックとかも含めていろいろ、もちろん災害もたくさんあったんですけれども、非常に高度経済成長期を進んできた30周年であったというふうに思います。あれから20年ということなんですが、国も失われた10年とかというふうにバブル崩壊後の10年間、ようやく明るさが見えてきてというふうに言うものの、本当にこの10年間、十数年間というのはそれぞれ御苦労されてきていることだというふうに思うんです。

この町史、確かにお金がかかるかもしれませんが、今、私たちは次の世代に自分たちが歩んできた道筋を、そしてまた誇りを持って語れる部分と、本当は臭いものにふたをしたいんですけれども、そうはできない、もう公になっているものは、そのまま記録に残さなければならないということも現実でございます。

ですので、第1問で伺った点について、今、町長は時代とともにどこも簡素化しているというふうなお話なんですけれども、その簡素化しているというのは、もしかしたら20周年、30周年の中で簡素化しているかもしれませんが、では50周年というのを簡素化してやっているとどこがどうかなというのを、もしあれでしたらちょっと見ていただきたいというふうに思います。

今はまだ検討していないというふうなことです。今後検討していただけるというふうなことですから、それはまだ時間があるとはいうものの、2年欠けていますので、時間が無いと言えないわけです。例えばこういう町誌の編集に当たった方々のお名前等を拝見していきますと、ここにいらっしゃる、それから議員の内山愼一さんのお名前もあったり、それから職員の方のお名前もここにありましたり、亡くなった方もいらっしゃるんですけれども、

それぞれ携わった方もまだ何人か残っていらっしやるわけです。大変さまざな角度でまとめるのも大変御苦労だったろうというふうに思いますが、こういう経済成長期の場合には、非常に希望あふれて町誌の編さんもやれたんだろうというふうに思います。

ただ、私は願わくば、町史編さんだけに限りませんが、お互いにそれぞれの井戸端会議でも結構です。また、職員の皆さんの間でのいろいろなアイデアも結構ですけれども、歴史の節目としてこれをどう祝おうかというようなことを皆さんで議論を起ししながら、それがあある意味合併の時期にも絡まって、一つの方向を定めていくというふうなことにもなっていくのではないかとこのように思いますので、ぜひこの検討していく議論のあり方、これについてももう少し検討委員会とか、ある程度そういうような形のものを持っていくのか、お伺いをしたいのが1点目です。

2点目で、御答弁をいただいたこの町誌、当時2,000万円かかって、各世帯に配布ということなんでしょうか。そうすると6,000部ぐらい発行しているというふうなことになりますと、3,300円くらい1冊かかっているのではないかとこのように思います。確かに立派なものですし、これでしたら我が家の家宝にもなるかなというふうに思うくらい、何代の世代にも語り継げるものだということに思いますけれども、これは30年の記録、それ以前の昔からのかなり古い記録もきちんととどめてくださっていますので、この後出すものは割と楽なのではないかなと思うんです。一度こうやって出してくださってありますので、この20年間を出せばいいというふうなことにもなるかなというふうに思います。

そこで、町で東伊豆町の古文書というのを教育委員会の方で出してくださっています。これをちょっとどれくらい費用がかかっているのか調べていただきましたんですけれども、平成8年に出されているものなんです、48万円できています。ただ、冊数が少ないものですから、全戸配布ではなく、図書館なり、それぞれの関係者なり、またいろいろなところということで、このときには800冊というふうなことのようですので、場合によったら全戸配布にならなくても構わないし、そしてまた費用を抑えようと思えば、こういうふうに立派にしないでもやれるのではないかなというふうに思うんです。

とにかく予算がない中、非常にやりくりをして大変かなというふうに思いますが、ぜひこの50周年ということの重みを感じましたときに、今お元気でおられる方が亡くなってしまっってからこういうものが発行されたのでは何か申しわけないと、せめてその方々の御苦労に報いるためにも、何らかの形でこのように町の記録をとどめましたというふうなことで皆さんにお渡しできるような、そういうような方法で何か考えていただけないのか

かどうかお伺いをしたいというふうに思います。

○副議長（山田直志君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、この50周年記念、まず最初にやっている町、市、どのぐらいあるか、これを調査していきたいといます。その中で、我々現在の人は過去の人の功績、これは忘れてはならない、これは間違いないことです。その中で過去、現在を糧にいたしまして、未来をやっていく。これはまさに居山議員の言うとおりでと思いますので、その点は自分自身も認識しておりますので、50周年に関しましては一応調査して、それから検討していく、そういう方法でいきたいと考えております。

町史におきましては、古文書が800冊48万円ということを知りまして、はっきり言いまして経費がどのぐらいかかるか、これから検討しなければなりませんけれども、町史を発行する以前に、まだそのお金を福祉とかいろいろな面で使いたいことが町にはたくさんあります。どの方面にお金を使えばいいかということ町としては検討しなければなりませんので、まず第一にどこに予算をつければいいかという、その優先順位というものがありますので、予算もまた検討しながら、その辺また検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（山田直志君） 12番、居山信子さん。

（12番 居山信子君登壇）

○12番（居山信子君） 今、その50周年については今後検討していくというふうなことで、ぜひ大いに期待をさせていただきたいというふうに思いますけれども、2点目のことで御答弁をしていただきました内容については、確におっしゃるとおり予算がないというのはよくわかりますが、優先順位もさることながら、今これをこのときにやらなければ、今度50周年過ぎて出すと言っても何もならないので、ある意味優先順位は第1位になってもいいのではないかなど。

ただ、町長の重要度、それから認識度にもよるかと思いますが、その必要性とか、そういうことのお考えもあろうかというふうに思いますが、ぜひ町長、もう何度か目を通されているかと思いますが、先人の皆さんの歩んでこられた足跡をもう一度30周年の町誌を見ながら、今私たちがここでやるべきことは何かというふうなことを考えてくださったならば、恐らくこのたびは時間がなか、関係者の皆様に御苦勞をおかけするかもしれませんが、例えば先ほどの歴史の「史」の町史が出せるか出せないかはちょっと厳しいものもあるかと思いますが、伊東市の金子先生などにもまた御指導をいただきながら、教育長、もしできまし

たら御答弁をそちらの観点でいただければというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いをしたいというふうに思います。

その御答弁をいただいて、私の質問を終わらせていただきます。

○副議長（山田直志君） 町長。

○町長（太田長八君） 教育長は後にいたしまして、その町史の関係に関しましては、確かに50周年というのは1回しかありません。これは自分自身も認識しておりますし、その中で予算が絡みますので、確かに50周年は1回しかない。しかし、福祉とかいろいろな町に対する区の要望も結構削っております。そういう中で50周年ということで町史に結構予算をかけた場合に、町に対する福祉とかそういうことに対する不満がまた出てきましたら、我々は福祉とかそういうふうに予算を使いたいのがやまやまですので、予算が出た段階でまた皆さん方と相談しながら、この50周年の町史に関しては検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○副議長（山田直志君） 教育長。

○教育長（飯田伊三男君） ドイツ人のビスマルク、御存じだと思いますけれども、ビスマルクは「愚者は経験に学び、世は歴史に学ぶ」と。愚者というのは愚か者です。今、世は歴史とか、賢者は歴史に学ぶというふうに一般的にはとられております。

確かに議員がおっしゃるとおり、その町の歴史は大事なものでしょうと、このように考えております。ただ、平成21年度は国民文化祭が静岡県で実施されます。そうなりますと、それに向けて、これから実行委員会を立ち上げなければなりませんけれども、文化協会の皆さんにもお手伝いを願うようになろうと思っております。そういうことで、これから国民文化祭も参加しなければいけない。もし町史を発行となると、それに専門の方も必要になってこようかとも思います。そういうことで、もう少しこの辺は検討を要する課題ではないかなというふうに考えています。

○副議長（山田直志君） 以上で、12番、居山信子さんの一般質問を終結いたします。

この際、1時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時33分

再開 午後 1時40分

○議長（居山信子君） それでは休憩を閉じ、再開いたします。

◎日程第2 議案第46号 東伊豆町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（居山信子君） 日程第2 議案第46号 東伊豆町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま提案されました議案第46号 東伊豆町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

地方自治法等の法令の定めによる規定の実費弁償支給対象者に、新たに「町の機関の依頼または要求に応じ、公務の遂行を補助するために出頭または参加した者」を加えるとともに、実費弁償の額を、東伊豆町職員の旅費に関する規定に準じることとした改正でございます。

詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（居山信子君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（加藤 悟君） それでは、ただいま提案されました議案第46号について御説明をさせていただきますけれども、条文内容につきましては簡易なものですので、新旧対照表をもとに御説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

それでは、新旧対照表の方で説明をさせていただきますけれども、まず、黒いマーカーの部分が改正内容でございます。それから、改正内容につきましては、まず現行と改正案の方という形の中での説明をさせていただきます。

まず、改正案の第1条の改正内容は、改正前においては、不要条文の削除であります。改正後においては、先ほど町長が申し上げましたように、新たに支給できる者を、町の機関の依頼または要求に応じて、公務の遂行を補助するために出頭または参加した者にも費用弁償が支給できるとした改正内容となっております。

次に、第2条の改正内容につきましては、上位法に基づいて支給できる者についての条文については、あえて明記することがないという観点から、1号から7号までを削除するというような内容となっております。

それから、改正後の方の第2条につきましては、表題を費用弁償の額というふうに改め、その額につきましては、東伊豆町の職員の旅費に関する条例に準じて支給することができるように規定した内容でございます。

それから、第4条の改正前の内容につきましては、条文に別表を入れてありましたが、東伊豆町の職員の旅費に関する条例に準じて支給することができるように規定したことによりまして、別表を改正案の第4条において削除をする内容でございます。

最後になりますけれども、先般の総務常任委員会で14番、山田議員から、法で定められた者以外に、例えば行政の都合によりまして、境界立ち会い等を含めた出頭または参加した者の取り扱いの範囲をいかにするのかなというような質疑がございまして、基本的には規則で範囲を定めて対応することとしたいということで御答弁させていただきました。現状では弾力的な運用をさせていただくということで御理解をいただきましたので、御報告をさせていただきます。

なお、附則としまして、この条例の施行日につきましては公布の日からといたします。さらに、この条例の規定は、この条例の日以降に出頭した者、または参加する者に適用しまして、施行日前に関する取り扱いにつきましては従前の例とするというような改正内容となっておりますので、よろしく御審議をお願いしたいと思います。

○議長（居山信子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（居山信子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（居山信子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第46号 東伊豆町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（居山信子君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第47号 平成19年度東伊豆町一般会計補正予算（第2号）

○議長（居山信子君） 日程第3 議案第47号 平成19年度東伊豆町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 議案第47号 平成19年度東伊豆町一般会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に765万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を43億9,095万2,000円とするものでございます。

主な補正内容といたしましては、歳出においては、放課後児童クラブ開設準備に伴う稲取中学校用務員室改修工事費や風車周辺整備事業の設計監理委託料、さらに老朽化による熱川中学校掲揚塔の取りかえ工事費を計上させていただきました。主な財源といたしましては、財政調整基金からの繰入金で調整を図った内容であります。

詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（居山信子君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（加藤 悟君） それでは、ただいま提案されました議案第47号 平成19年度東伊豆町一般会計補正予算（第2号）について概要説明をいたします。

平成19年度東伊豆町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ765万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億9,095万2,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」によります。

恐れ入りますが、6ページをお開き願います。

2、歳入について説明いたします。

13款分担金及び負担金、2項負担金、民生費負担金、補正前の金額に10万3,000円を追加し、2,942万円といたします。

細節2生活管理指導短期宿泊事業徴収金10万3,000円の増は、賀茂老人ホームへの入所待機者1名のショートステイに係る本人負担分であります。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、補正前の金額に34万6,000円を追加し、7,451万円といたします。

細節2町有地貸付料34万6,000円の増は、風力発電施設に伴う奈良本町有地貸付料及び白田警察署稲取交番官舎建てかえに係る用地貸付料であります。

7ページをごらんください。

18款寄付金、1項寄付金、2目総務費寄付金、補正前の金額に1万3,000円を追加し、1万4,000円といたします。

細節1交通安全寄付金1万3,000円の増は、熱川地区町民大会での交通指導員会より募金活動によって寄せられた御浄財であります。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正前の金額に653万5,000円を追加し、1億7,613万3,000円といたします。

細節1財政調整基金繰入金653万5,000円の増は、今回の補正におきまして歳入予算及び歳出予算調整後の不足額を補正措置いたしました内容でございます。

21款諸収入、4項雑入、2目雑入、補正前の金額に58万9,000円を追加し、4,614万5,000円といたします。

細節25町有原野立木補償費58万9,000円の増は、熱川風力発電事業での立木伐採に係る補償費であります。

8ページをごらん願います。

次に、歳出について説明をいたします。

2款総務費、1項総務管理費、8目交通安全対策費、補正前の金額に13万2,000円を追加し、451万2,000円といたします。

1節報酬、細節2交通指導員報酬4万2,000円及び11節需用費、細節8被服費9万円は、いずれも交通指導員の1名増に伴う増額措置であります。

15目諸費、補正前の額に52万2,000円を追加し、3,605万4,000円といたします。

22節補償補填及び賠償金、細節2町有原野貸付料収入奈良本区配分金2万円は熱川風力発電事業に係る町有地貸付料を、細節3町有原野立木補償費奈良本区配分金50万2,000円は立木伐採の補償費を、それぞれ奈良本区へ配分するものでございます。

9ページをごらん願います。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、補正前の金額に25万8,000円を追加し、6,820万5,000円といたします。

13節委託料、細節3生活管理指導短期宿泊事業委託料25万8,000円の増は、賀茂老人ホームへの入所待機者1名のショートステイ利用のための委託料であります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正前の金額に21万4,000円を追加し、7,262万5,000円といたします。

1節報酬、細節2委員報酬19万8,000円及び9節旅費、細節2費用弁償1万6,000円の増は、健康づくり推進協議会で特定健康診査等実施計画の検討及び策定をいただくための関係経費でございます。

10目後期高齢者医療事務費、補正前の金額に59万9,000円を追加し、1,432万6,000円といたします。

14節使用料及び賃借料、細節6パソコン等借上料59万9,000円の増は、来年度から広域連合のもとで行われる後期高齢者医療事務に係る電算機端末等のリース料でございます。

10ページをごらん願います。

11目保健・福祉センター費、補正前の金額に57万7,000円を追加し、2,701万4,000円といたします。

11節需用費、細節5修繕料52万5,000円の増は、保健・福祉センター内の電話機の老朽化に伴う修繕料でございます。

4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費、補正前の金額に30万円を追加し、3億7,158万5,000円といたします。

12節役務費、細節8ごみ投棄処理手数料30万円の増は、町内のごみ不法投棄を処理するための手数料でございます。

11ページをごらん願います。

6款商工費、1項商工費、3目観光費、補正前の金額に142万6,000円を追加し、1億2,186万5,000円といたします。

13節委託料、細節11風車周辺整備事業設計監理委託料131万8,000円の増は、観光施設整備

事業として今年度実施予定の風車周辺整備に係る設計監理委託料を措置するものであります。

12ページをごらん願います。

9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、補正前の金額に245万円を追加し、2,461万8,000円といたします。

15節工事請負費、細節3 稲取中学校用務員室改修工事170万円は、放課後児童クラブ開設のための用務員室改修工事の補正措置であります。

熱川中学校掲揚塔取替工事65万円は、老朽化に伴い掲揚塔の取りかえ工事を行う内容であります。

2目教育振興費、補正前の金額に78万8,000円を追加し、1,877万4,000円といたします。

11節需用費、細節1 消耗品費78万8,000円の増は、教科書検定に伴い、教師用の指導書を購入するための措置であります。

恐れ入りますが、3ページの方にお戻り願いたいと思います。

第2表債務負担行為の補正であります。今回の補正予算（第2号）においては、4款衛生費の後期高齢者医療事務の電算機導入に伴うリース料の債務負担行為の追加補正をしますのでございます。限度額につきましては339万2,000円となっております。

4ページをごらん願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書でただいま説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、補正前の額43億8,330万円に765万2,000円を追加いたしまして、43億9,095万2,000円といたします。

次に、歳出でございますが、補正前の額43億8,330万円に765万2,000円を追加いたしまして、43億9,095万2,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳でございますが、特定財源は国・県支出金を6万6,000円、地方債はゼロ、その他の財源を63万8,000円、一般財源を694万8,000円といたします。

以上、簡単でございますが、概略説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（居山信子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

10番、山本鉄太郎さん。

○10番（山本鉄太郎君） 二、三点お伺いしたいんですけれども、10ページの保健・福祉センター費、需用費の細節修繕料、説明によりますと電話の修繕という形ですけれども、これは電話のどういう部分を修繕するのかという形を詳しくお聞かせ願えますか。

それと、その下の備品購入費、庁用備品とありますけれども、説明がなかったですが、どういようなものを御購入の予定か、お伺いします。

それから、12ページ、教育振興費、消耗品、これは教科書改訂という形で78万8,000円が上がっておりますけれども、どういう意味合いで今回の補正になったか、詳しく御答弁ください。

以上、お願いします。

○議長（居山信子君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（高羽 勇君） それでは、私の方から保健・福祉センター費の需用費、修繕料について御説明いたします。

電話機が相手の声がなかなか聞きとれなくて、こちらがでかい声をついつい出してしまうんですけれども、簡単に受話器が壊れているのかなと思いましたが、主装置が何かだめなものですから、主装置を修繕することと、それから携帯の電話機1台と普通の電話機3台、それから子機が2台、それを購入する金額でございます。

それから、庁用備品の方ですけれども、これはタイムレコーダーが壊れまして、今手書きで処理している内容ですので、タイムレコーダーを買いかえる内容でございます。

以上です。

○議長（居山信子君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（富岡廣光君） 消耗品のことでありますけれども、中学校の教師用の教科書、指導書、指導用資料の19年度分ですが、中学校教科書全面改訂が平成18年度にありました。賀茂郡の教科書の採択で、国語と英語については教科書が変わることになりました。平成18年度、平成19年度、平成20年度に使用します教科書、指導書、指導用教材を必要とする教科書をその都度購入していましたが、平成19年度については手違いによりまして予算化が落ちてしまいました。

まことに申しわけありませんでした。二度とこのようなことがないように気をつけますので、お認めいただきたいと思えます。

○議長（居山信子君） 10番、山本鉄太郎さん。

○10番（山本鉄太郎君） 余りにも素直に謝られると、あと突っ込みようがありません。

健康づくり課長、この修繕料で電話機を購入するという形の答弁で私は聞き取りましたけれども、よろしいですか。それで、電話機となると備品ではないでしょうか。その辺の当局のお考え方の御説明をお願いします。

あと、これは教育委員会さん、事務局長と教育長、頭下げて、あと言いにくいんだけど、これは町長が要するにいろいろ職員は一生懸命やっている一生懸命やっていると言っても、うちの方の担当委員会の中でも、当初予算で漏れたのはあります。それでは、一生懸命やっているというあれに水を差す。ちゃんとこれからはしっかり勉強して取り組んでいただきたい。

では、課長、お願いします。

○議長（居山信子君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（高羽 勇君） 主装置とそれから線があります。線とそれから子機につながっている、それを一体で直すものですから、修繕で一括して上げさせていただきました。

○議長（居山信子君） 10番、山本鉄太郎さん。

○10番（山本鉄太郎君） 課長、さっきの答弁だと主装置もだめだから、壊れているから、これを修繕する、そして受話器も取りかえるというような私は答弁に聞いたんですけども、受話器というのは備品に当たりませんかという僕の質問なんです。その辺どうですか。

○議長（居山信子君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（高羽 勇君） 受話器も主装置と一体となっている考えで、修繕として処理させていただきました。

○議長（居山信子君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時02分

○議長（居山信子君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

ほかに質疑ありませんか。

6番、森田禮治さん。

○6番（森田禮治君） 貸付料の関係ですけれども、6ページ、財産貸付収入、その中に先ほど警察の説明があったけれども、詳しくそのところをちょっとお願いしたいんです。

○議長（居山信子君） 企画調整課長。

○企画調整課長（鈴木忠一君） 私の方から内容を説明させていただきます。

町有地貸付料34万6,000円ございまして、このうち下田警察署の方に貸し出す金額につき

ましては32万3,458円となっております、今まで稲取の交番につきましては無償で貸与契約をしまして、昭和45年11月1日に契約しております、そのときに使用貸借ということで、無償の貸与でした。去年、平成18年度におきまして、公舎を建て直すということで、無償のままではまずいということで、平成19年度からお金をいただくのではないかとということで、今年の4月に一応契約しました。貸付金額につきましては、一応近傍宅地の路線価格を参考に決めております。

(何事か言う声あり)

○企画調整課長(鈴木忠一君) 場所は稲取交番です。駿河銀行の前のあそこのところで、面積は346.13平米、番地を申しますと、稲取638の6番地でございます。これまで無償でしたんですけれども、今年の4月から公舎を建てるといってお金をいただくということになりましたもので、そういう内容でございます。

○議長(居山信子君) 3番、村木 脩さん。

○3番(村木 脩君) 立木補償の関係をお聞きしたいのと、これは7ページの方で歳入の方です。そして、防災対策費のわが家の専門家診断事業ですか。

○議長(居山信子君) ページを言ってください。

○3番(村木 脩君) 11ページです。

まず、雑入にある町有原野の立木補償費、これは先ほどの説明の中で風力発電の関係で伐採をしたということでございます。ということは、奈良本の上の方で、この間、藤井議員があそこに写真に示した部分かどうかちょっとわかりませんが、この樹種と何年もの木、また本数、そして補償基準、そして当然切る以上は職員が立ち会って、この木とこの木とこの木を切るというものを決めていくと思うのでございます。そして、奈良本区へも歳出の方で配分していますから、この奈良本区への配分率、これもお聞きしたいと思います。

そして、11ページのわが家の専門家診断事業委託料、これらについては毎年当初予算に計上していくものでございますが、平成19年度には入っていない。これは平成18年度で実績がなく、平成19年度の当初で計上外に持って行って、そしてここでまた新しく事業が出てきて、ここで30万円を補正したのかどうかという内容でございます。それらをお尋ねいたします。

○議長(居山信子君) 企画調整課長。

○企画調整課長(鈴木忠一君) では、私の方から立木の補償費について、その内容について御説明いたします。

まず、本数ですけれども、町有地といわゆる99カ年貸付地、両方ございます。純粋な町有地の方から申しますと、ヒノキ類、ほとんど種はヒノキです。これが胸高直径、胸の高さの直径ということなんですけれども、胸高直径が30センチの木が1本、雑木、これは天然でございまして、これが胸高直径17センチのものが195本、合計196本、これがいわゆる町有地の分です。

99カ年貸付地、いわゆる登記は町名義ですけれども、実質は奈良本区の99カ年貸付地の分につきましてヒノキ類、これが胸高直径15センチが198本、同じく20センチが30本、雑木、12センチが290本、それから15センチが400本、合計918本ということです。

何年物かということなんですけれども、ちょっと何年物かについては確認はしておりません。と申しますのは、去年、木の調査につきましては、昨年11月30日ごろに事業者の方で専門業者に委託して、毎木調査という方法と標準地調査という方法があるんですけれども、毎木調査という1本ずつ木を数える方法では困難であるということで、標準地ですか、20メートル掛ける20メートル、約400平方メートルの標準地において、何の種類の木が何本ぐらいあるかという調査の方法で、そこを基準に一応推計したということで、何年生物かということについては私の方では把握しておりません。

奈良本区への配分につきましては、先ほど私が説明しましたように、町有地と99カ年の町有地というふうに地番で完全に分かりますので、99カ年の関係の町有地の上の立木の補償については、当然奈良本区の方へ全額補償費として支払う内容となっております。

それから、算定基準につきましては、平成18年度4月版の損失補填補償算定標準書及び見積調書による実勢単価をもとに一応検討してございます。

以上でございます。

○議長（居山信子君） 建設産業課長。

○建設産業課長（稲葉和正君） その前に山本議員から教育委員会に指摘がありまして、頭を下げたわけですが、ここのランクに関しましても、本来ならば、当初予算に載せなければならないということでした。11ページのわが家の専門家診断の関係でございまして、これについては、地震対策等の中で、その家屋がどのぐらいあるか専門家に見てもらう事業でございまして、1棟3万円で10棟分という形で本来ならば当初予算に上げなければならないところでしたけれども、当初漏れがありました。申しわけありませんでした。

○議長（居山信子君） 3番、村木 脩さん。

○3番（村木 脩君） この立木につきましては内容的にはわかりますけれども、ここのとこ

ろを実際に職員が立ち会うとか、現地を見る、このところをいたしませんと、私も当時五、六年前に浅間山をやったとき議会から追及をされ、かなり苦しんだときもございました。ですから、必ず現地に入って、この現場を確認して、そして最後の処理もきちんと見届けるといふことが必要だと思います。

そして、わが家の専門家診断事業、ちょっと内容的にわが家の専門家というのとはわからない、聞こえませんでしたけれども、内容的にはどんな仕事なんですか。

○議長（居山信子君） 建設産業課長。

○建設産業課長（稲葉和正君） 各家庭を地震災害、要するにその家がどれだけ耐震性があるか、地元のそういう設計士等に委託をしまして、その辺の診断をしていただくというものです。

以上です。

○議長（居山信子君） 3番、村木 脩さん。

○3番（村木 脩君） いわゆる耐震診断が必要かどうかという診断をしていくということですが、むしろ弱者の方を、いわゆる障害等を持っている方、こういった方を積極的に、希望をとるのではなくて、逆に行政側から出て行って診断をさせて、その後のことを考えると。鈴木議員が言ったように、どこへ避難するとかということではなくて、むしろ耐震補強をした方が、火事さえ出さなければ家にいた方が安全だというような考え方もできるわけですから、むしろそういう方に積極的にこういった予算を使っていくというような考え方もひとつ考えていただきたい。計上漏れということは、これは先ほど山本議員の方も言っていましたから、これについては何とも言いません。

以上です。

○議長（居山信子君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、1点目の立木補償に関しては、村木議員の言うとおりでございます。今後、現場立ち会いをいたしまして、最終的な見通しもしていきたいと思っておりますので、その点は御理解を願いたいと思っております。

2点目のわが家の専門家診断事業、この予算がその方面にも使えるものならば、その方にも使っていきたく思いますもので、検討させていただきたいと思っております。

○議長（居山信子君） ほかに質疑ありませんか。

5番、藤井廣明さん。

○5番（藤井廣明君） 先ほど森田議員の質問で、町有地の財産貸付収入、ここが稲取交番と

ということだったと思うんですが、これは稲取交番に貸すだけでしょうか、その他の何か地目ありますか。お願いします。

○議長（居山信子君） 企画調整課長。

○企画調整課長（鈴木忠一君） 6ページの町有地貸付料につきましては、稲取交番に貸す金額と、あと熱川の風力の関係の金額を合算した金額がその34万6,000円という金額でございます。

○議長（居山信子君） 5番、藤井廣明さん。

○5番（藤井廣明君） 5番です。

熱川の町有地の貸し付けは、具体的には何平米を幾らで貸すというふうになっているんですか。稲取の交番とは別に、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（居山信子君） 企画調整課長。

○企画調整課長（鈴木忠一君） 熱川の風力の関係の貸付地につきましては、面積を申し上げますと、町有地が7,044平米、うち伐採面積が1,367平米、先ほどから申しております99カ年貸付地、これは奈良本区に入る分なんですけれども、これにつきましては、面積が5万8,710平米、伐採面積が8,418平米ということで、貸付料の算定方法につきましては、固定資産税の評価額の一応4.2%ということで、金額を申し上げますと、町有地が年額3,372円、99カ年貸付町有地につきましては年額2万円ということで、合計2万3,372円がこの34万6,000円の中に含まれている金額でございます。

○議長（居山信子君） 5番、藤井廣明さん。

○5番（藤井廣明君） そうしますと、ここに書いてある財産貸付収入に関しては、稲取交番の方へ貸すのと、町有地奈良本の山の上、それが評価額掛ける4.2%という計算なんです、その辺の評価の基準と、そうしますと7,044平方メートルを年間3,372円で貸すということでございますね。そうしますと、私から考えれば、7,000平米を3,372円で貸すのかと、今ちょっと安いのかどうか。周りの評価額掛ける4.2%というふうな数字なんです、その辺をもう少し、ちょっと詳しく説明いただくとわかりやすいんですが。

○議長（居山信子君） 企画調整課長。

○企画調整課長（鈴木忠一君） 正直、私も交渉したときには安いのではないかとということで、業者の方にたびたび何度も、これは何とかならないかと交渉しました。ただ、単価的に、今の事業者につきましては全国各地で風車事業をしております。山の中を借りているそうなんですけれども、そのときにおきましても、大体固定資産の評価額掛ける4.2%ということ

やっていますし、今回、町有地のほかにも個人の方の土地も当然近辺にございます。その方たちにつきましても同様な方法で一応金額を決めさせて、了承していただいたというふうな内容でした。そういうことをございました。

○議長（居山信子君） 質疑、3回までなものですから。

ほかに質疑。

14番、山田直志さん。

○14番（山田直志君） 3点について伺いたいと思います。

まず、1点は、9ページですが、保健衛生費の委員報酬等ですけれども、健康づくりの計画策定のための云々かんぬんというふうなことを言っておりますが、その委員会の名称、目的、人数、回数等について、具体的な内容をもう少しお聞かせいただきたいというのがまず1点でございます。

2つ目ですけれども、10ページになりますが、清掃費のごみの投棄処理手数料30万円が計上されております。これは当初予算でも30万円の計上があったかというふうなことをございます。そうしてみますと、当然不法投棄というのが町内にあちこちにあるということの中で、一体どこに対応するのか。また、この間の当初予算で計上した、その後また30万円の計上ということですから、一体どういう基準でこの不法投棄等の対応、町としては基準を持って対応しているのか、その辺の問題についてお聞かせをいただきたいというのが2つ目でございます。

3つ目は、11ページの商工費の観光費、風車周辺整備ということなんですが、この間、委員会でも多少話になりました。今回この費用について言えば、設計を委託にすると、直営でやろうとしたけれども、委託にするという性格で、この点は十分了解はできるんですが、問題は浅間山の建てる場所、それにマッチした設計というものは非常に難しいんだと思うんです。非常にシンプルな山です。そこにマッチするもの、景観的にもマッチするものを建てるというのは非常に難しい部分があるのではないかと。これは非常に賛否あるところだと思うんです。風車の賛否もあるけれども、そこにまた展望台、トイレをつくる。それは形状も含めて非常に賛否の起こる問題ではないのかなと。この辺の確定について、十分町民の皆さんの意見を含めた考え方というものは必要ではないかというふうに私は思うんですが、お考えをまずお聞かせいただきたいと思います。

○議長（居山信子君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（高羽 勇君） それでは、保健衛生総務費の報酬の内容ですけれども、健

康づくり推進協議会というのが昭和54年に立ち上げられております。平成3年ごろまで活動して、目的としては、町民の健康づくりに対する意識の高揚を図り、それから効果的な健康づくり対策を樹立するというのが目的でやっていたんですけれども、平成3年ごろを最後にこれは開かれておりませんでした。

今回、来年度から特定健診の40歳以上74歳までの健診が保険者に義務づけられます。この計画書は今年度つくらなければなりませんので、そういった相談をこの健康づくり推進協議会の中で諮っていきたいということでございまして、委員さんは前の規約ですと婦人会代表なんていうのが載っていましたので、それを一部規約の改正をいたしまして、委員さん12名で今年度3回ぐらいを予定しております。

以上です。

○議長（居山信子君） 町長。

○町長（太田長八君） 補足いたしますと、この健康づくり協議会、これは山田議員が再三一般質問されました。そういう中で私もそれはそのとおりでと思うもので、今回設置するというので、この中である程度、さっき課長が言ったように、2年後の内臓脂肪型の特定健診、これも一つでございます。それ以外に町の健康のことに関する協議会でございます。そう解釈をしていただければありがたいと思います。

○議長（居山信子君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（木田和芳君） ごみ廃棄手数料の関係なんですけれども、毎年30万円のペースでされる予定で当初予算を今年も組んであったんですけれども、今年に限りましてはJTCのところと、中ノ平に大量の廃棄物がございまして、それと今度はクリーン作戦でちょっと使わせていただいたもので、予算ベースで今の状態でもうないという状態ですので、これからの廃棄が出た場合ということで今回措置させていただきました。

それから、基準ということなんですけれども、町が回収する場合は公共用地とか、例えば道路敷とか、海岸空地とか、公共用の敷地に廃棄物があった場合は町で処分の対象としております。

以上です。

○議長（居山信子君） 観光商工課長。

○観光商工課長（鈴木好美君） 風車周辺のトイレの関係ですが、これから設計に入るわけですが、なるべく景観を阻害しないような形では計画を持っています。トレイの色とか、また建物の高さ、今ある道路の高さより若干下げた中でトイレを考えております。ですから、

今の道路から2メートルぐらいの高さには、最高でも2メートルぐらいを考えておりました、なるべく目立たないような形で考えております。

○議長（居山信子君） 14番、山田直志さん。

○14番（山田直志君） 健康づくり推進協議会については、今大体説明を聞いてわかりました。そうしますと、この協議会が当面やる主たる目的というのは、健康増進法とそれに関連して厚生労働省なんかがやっている健康日本21プラン等を具体化するという中で、健康診断の実施等が入ってくると思うんですけれども、こういう市町村計画を具体化するという位置づけというふうに考えてよろしいですか。

主要な問題としては、健診ということに対して対応するのではなくて、今、国や県が言っているのは、健康日本21とか、健康静岡21とかいって、健康増進法に基づいて、基本的な国の計画、都道府県計画、それに対応した市町村計画を策定すると、こういう流れがあると思うんです。この流れの中で位置づけられた計画をしっかりと町として策定するというふうに私は考えているんですが、そうではないのかなということが一つと。

もう一つは、この委員会というのは、当面の健康づくりに対する計画を策定するというところで任務が終わってしまって、その後についてはまた閉店状況になってしまうのかというふうな問題と。国の健康日本21市町村計画策定プラン等の手引書とかありますよね。今日、本を持ってきませんでしたけれども、そういう中身と照合した内容で進まれていくと、場合によっては住民参加でいろいろな意見要望を聞いたりとか、そういうふうな考え方というのは担当課としてはお持ちなのか、その辺を教えてくださいと思います。

2つ目のごみの投棄の処理手数料ですけれども、大体住民福祉課長が言うことでわかりました。公共的な用地を優先的にしながら当然やっていくと。それ以外にも相当対応していただかなければならないところがあるように思いますが、これは今後質問させていただきます。

3点目ですけれども、観光商工課長が言われる点は、配慮しますというのは、個人的に観光商工課なり、課長さんなり、課の皆さんが考えるものと景観というのは、まさにいろいろ違うところがあると思うんです、色や何かについて。だから、事前に多少の計画プランや何かというのを何らかの形で明らかにして、御意見等をいただくとかということなんかもあっていいのではないですかと。結果として、できた後、あそこの場所について言えば、賛否という声が出るような場所ではないでしょうかという感じがしておりますので、そのぐらいの配慮を持って対応された方がよろしいのではないですかということですから、ぜひそういう点をお考えいただいて執行していただきたいというふうに思います。

○議長（居山信子君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、1点目の健康づくり、これは大体山田議員の考えのとおりでよろしいかと思えます。そして、この協議会、平成20年にやめるということはない。私がいる限り、存続してこの町のことでやらせるつもりでおりますので、御承知願いたいと思えます。その中で、住民参加の方も、今ちょっとメンバー的なことも考えておりますけれども、住民、若手を入れたいということで、一応検討しております、住民参加ということで。それが1点です。

そしてあと、風車の問題、ある程度素案ができましたら、観光政策審議会にもかけますし、そしてまた議員の皆さん方の意見も聞きたいと思えますので、その点で御了承を願いたいと思えます。

○議長（居山信子君） 14番、山田直志さん。

○14番（山田直志君） 健康づくりは、本当に町として町民の皆さんの健康というのは、その町民の皆さんだけの問題ではなくて、それぞれの会計に支出しているというふうな財政負担を考えますと、本当に真剣に対応していただきたい問題で、ぜひ町長、これは健康増進法、それに基づいた健康日本21プランの具体化ということの中ですから、そういう手引書等々もあるわけですから、全面的によく研究をされて、東伊豆町は大変そういう点では健診一つとってみても、最近、健康づくり課でやっております何か人ごとでないようなメタボリというふうな問題のものもハイキヤットを通じて流れておりますが、そういうことを考えますと、人ごとでなく大変重要な状況にあるだろうと、困難も多いと思うんですが、これはしっかりと行政的にもやらないといけないという課題なので、町長が言われたように、本腰を入れてぜひ頑張ってくださいと取り組んでいただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○議長（居山信子君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（居山信子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（居山信子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第47号 平成19年度東伊豆町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（居山信子君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第48号 平成19年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算
(第1号)

○議長（居山信子君） 日程第4 議案第48号 平成19年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長（太田長八君） ただいま提案されました議案第48号 平成19年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に501万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億3,877万9,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、19年度の老人保健医療費拠出金並びに介護納付金が確定しましたので、同額を国庫負担金として見込んだものであります。

詳細につきましては健康づくり課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（居山信子君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（高羽 勇君） それでは、ただいま提案されました議案第48号 平成19年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして概要を説明させていただきます。

平成19年度東伊豆町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ501万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億3,877万9,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、3ページをお開きください。

まず、歳入ですが、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、補正前の額に472万4,000円を追加し、補正後の額を5億5,172万4,000円といたします。

1節現年度分472万4,000円の内容は、細節2老人保健医療費拠出金負担金で、平成19年度の拠出金が確定したことにより1,763万6,000円を見込んだものでございます。

細節3介護納付金負担金も、平成19年度の介護納付金が確定したことにより1,291万2,000円の減を見込んだものであります。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金、補正前の額に28万9,000円を追加し、補正後の額を1億1,515万円といたします。

2節特別調整交付金は、70歳未満の方の入院に係る高額医療費の現物給付化に伴う電算システム変更の経費を見込んだものでございます。

4ページをお開きください。

次に、歳出ですが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正前の額に28万9,000円を追加し、補正後の額を761万4,000円といたします。

13節委託料、細節9高額医療費支給処理システム変更業務委託料28万9,000円は、歳入で申しあげました70歳未満の方の入院に係る高額医療費の支給システムの関係でございます。

3款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、1目老人保健医療費拠出金、補正前の額に1,763万6,000円を追加し、補正後の額を3億7,302万9,000円といたします。

19節負担金補助及び交付金1,763万6,000円は、細節1老人保健医療費拠出金が平成19年度確定したことによるものでございます。

5ページをごらんください。

4款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金、補正前の額から1,291万2,000円を減額し、補正後の額を1億2,018万円といたします。

19節負担金補助及び交付金1,291万2,000円の減は、平成19年度の介護納付金が確定したことによる減額でございます。

2ページへお戻りください。

ただいま説明しました内容をこの歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してあります。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額22億3,376万6,000円に501万3,000円を追加し、22億3,877万9,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額22億3,376万6,000円に501万3,000円を追加し、22億3,877

万9,000円といたします。

補正額の財源内訳ですが、特定財源、国・県支出金501万3,000円といたします。

以上、簡単ですが、説明にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（居山信子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（居山信子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（居山信子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第48号 平成19年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（居山信子君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第49号 平成19年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（居山信子君） 日程第5 議案第49号 平成19年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 議案第49号 平成19年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、収入について営業収益における給水収益及び簡易水道収益の補正を行うものであります。

内容につきましては、平成19年第2期分より水道料金の値上げ18.8%に伴うものであり、給水収益で6,700万円、簡易水道収益で300万円の増収を見込んでおります。また、支出につ

いては、営業外費用における消費税及びその他営業外費用において補正を行うものであります。

内容につきましては、営業収益の増収に伴う仮受消費税の増額と平成18年度繰越事業である湯ヶ岡赤川線送水管布設がえ工事の仮払消費税を調整した補正内容となっております。また、その他営業外費用につきましては、平成18年度第6期分における給水装置の漏水にかかわる減免申請等による補正であります。

詳細につきましては水道課長より説明させていただきますので、よろしく御審議お願いいたします。

○議長（居山信子君） 水道課長。

○水道課長（内山 厚君） ただいま提案されました議案第49号 平成19年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

（総則）

第1条 平成19年度東伊豆町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正します。

初めに、収入についてです。科目、既決予定額、補正予定額、計の順に申し上げます。

第1款水道事業収益4億4,570万3,000円に7,000万円を追加し5億1,570万3,000円に、第1項営業収益4億4,253万3,000円に7,000万円を追加し5億1,253万3,000円とします。

次に、支出です。科目、既決予定額、補正予定額、計の順に申し上げます。

第1款水道事業費用4億4,542万4,000円に327万7,000円を増額し4億4,870万1,000円に、第2項営業外費用5,939万円に327万7,000円を増額し6,266万7,000円とします。

補正の内容につきましては参考資料により説明させていただきます。

6ページをお開きください。

初めに、収益的収入及び支出についてであります。

収入は、1款水道事業収益、1項営業収益の1目給水収益で6,700万円及び2目簡易水道収益で300万円の増額補正を行うものであります。この増額補正につきましては、平成19年第2期分より水道料金改定に伴う18.8%の値上げによるものであります。

次に、支出は、1款水道事業費用、1項営業外費用の3目消費税及び4目その他営業外費用で、支出合計で327万7,000円の増額となります。内訳ですが、消費税で315万3,000円の増額補正であります。これは今回の補正で水道事業収益における仮受消費税の増額及び平成18

年度繰越事業である湯ヶ岡赤川線送水管布設がえ工事に対する仮払消費税を増額し、調整したものであります。

また、その他営業外費用で12万4,000円の増額補正であります。これは給水装置の漏水に係る漏水水量の認定基準に関する要綱に基づき、平成18年度6期分の減免申請等について、平成18年度会計は出納閉鎖し確定していますので、平成19年度予算にて精算するものであります。

5ページをお開きください。

ここにこの予算を執行した後の平成19年度末（平成20年3月末）の予定貸借対照表を添えてありますので、ごらんいただきたいと思います。平成19年度末の予定利益は6,323万円を予定しております。

以上、簡単ですが、説明にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（居山信子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田直志さん。

○14番（山田直志君） 2点伺います。

1点目は、町長、この間、西村議員の水道の問題の一般質問があったときに、値上げ等の広報広聴的な部分は十分済んでいるというふうな認識を示されていたのかなというふうに思うんです。ただ、私自身もそうなんですけれども、現実にこの間水道の検針が終わって、それから検針の結果というのを見たときに、こんなに上がるんだというふうに思うのは今なんです。4月、5月ではないんです。検針結果を見て、18.8%の値上げを実感するのは今なんです。

一番関心のある今ちゃんとそこには説明をする必要性というのがあるのではないかなと。関心がないときに幾らやっても、関心を持っていないから聞いてはくれないんです。今初めて検針等の結果を見てびっくりしているというのが多くの町民の皆さんの実情ではないかなと。その点ではちょっと感じが違っているのかなというのが1点です。

もう1点は、予定貸借の関係で6,300万円というふうなことを水道課長が言われました。この水道料金の値上げの理由の一つには、今後の浄水場改修に対する積み立てという目的があるかと思います。これは当然決算ではないですが、今後この状況を見て幾らぐらいの積み立てというものを想定されているのか。例えば5年先に浄水場をやりかえるということで考えれば、この料金改定から5年間、幾らためるかということで、元金や何かの状況が全然変わってきますから、その状況についてどういうふうにお考えなのか、具体的な町長のお考

えなりをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（居山信子君） 水道課長。

○水道課長（内山 厚君） 2点についてお答えいたします。

広報につきましては、いろいろ今まで水道料金の改定のお願いという形で新聞折り込みから始まりまして、広報「ひがしいず」の5月号までありますけれども、第1期分の平成19年4月の検針で各戸配布という形で、検針員の委託人と職員に全戸の検針の家に、一応水道料金の改定についてのお願いというような内容で配布させていただきました。

それに伴いまして、問い合わせの内容につきましては、五、六件の住民の方から電話等の問い合わせがありましたけれども、それらにつきましては、私の方で今回の料金改定に伴う内容を十分説明させていただいた中で理解を得ているものと思います。

また、この15日から第2期分の検針が始まっておりますけれども、まだ各家庭に全部行き渡ったわけではないものですから、今後について町民からの問い合わせ等があれば、それについては十分対応させていただくというような形をとっております。

また、簡易水道及び大きい分譲地、これらにつきましては分水という協定もありますので、個々にその分譲地の料金体系が変わるという金額も図示した中で郵送をさせていただいたというような広報をしております。

次に、今後の白田浄水場の改修についての積立金という形ですけれども、これは今回の料金改定18.8%の値上げという形の中で、できれば自己財源を多く確保したい、これは我々の目的なんですけれども、そうは言っても事業費が莫大な事業費になろうかと思われまので、その辺を考えますと、やはり事業費云々は度外視して、一応目標としてみれば10億円から13億円近くの積立金が必要ではないかと、こう考えております。

ただ、それが今後の収益、我々の当局側の案のような形の収益が見込めるかどうか、その辺はまだこれからの模索があるわけですけれども、一応我々の案としては、企業債のなるべく借り入れというものを少なくしたいという形の中でいけば、そのぐらいの内部留保資金を確保したいと、こう考えております。

○議長（居山信子君） 14番、山田直志さん。

○14番（山田直志君） 水道課長、本当にこれからなんです。私もたしかうちは15日に検針に来て、見てびっくりしました。町民の皆さんはこれから住民税や何か、場合によってみんな引き落とし、そういう段階で初めてびっくりするというのか、身につまされるというのが実態ではないかというふうに思うんです。ですから、もう済んだことではなくて、これから

まだここについては十分町民の皆さんに対応が必要だというふうに思います。

もう一つは、先ほど私が聞いたのは、一般質問として幾らためるのと。今回値上げしたという中で、では一体今の状況の場合、幾らぐらいを積み立てに回すというふうな考えが持てるんですかということなんです。だから、課長が言われたように、10億円から13億円必要だと、今回18.8%、約7,000万円の収益が上がった。経費を引いたら6,300万円出ますと。一体どのぐらいを今回回すんだと、そういうお考え方について私は伺っているので、一般質問で総体の問題をやろうということではないですから、今回のこの値上げがあり、補正予算ということに対応した中で、当然値上げの理由が浄水場改修を目的とした基金も確保したいということによって値上げしたわけだから、この状況では一体どのぐらいが確保できるんだという、このことについて御説明をください。

○議長（居山信子君） 水道課長。

○水道課長（内山 厚君） 先ほどは総額的な形の答弁という形で、今回の18.8%で、推定で6,800万円から七千二、三百万円、いいときでいくと思います。それと、その金額はもろにためたいと。ただ、今後それだけでは十分ではないわけですから、今後の建設改良、こういうものについても十分事業内容を精査した中で、従来のような形ではなくて、必要不可欠な建設改良、これらについては投資するけれどもというような形の中で、それも含めて先ほどの料金改定プラスアルファという形の中で1億数千万円の内部留保資金を確保したい、こういう考えでおります。

○議長（居山信子君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（居山信子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（居山信子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第49号 平成19年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（居山信子君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時05分

○議長（居山信子君） それでは休憩を閉じ、再開をいたします。

◎日程第6 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

○議長（居山信子君） 日程第6 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

お手元に候補者名が配付をされておりますので、ごらんいただきたいというふうに思います。

ありましたでしょうか。ない方がありましたら用意をいたしますので、おっしゃってください。

（発言する人なし）

○議長（居山信子君） よろしいですか。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（居山信子君） ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に5番、藤井廣明さん及び10番、山本鉄太郎さんを指名いたします。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（居山信子君） 御異議なしと認めます。よって、両名が立会人に決定いたしました。

これより投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（居山信子君） 念のため申し上げます。投票用紙は単記無記名となっております。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(居山信子君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(居山信子君) 異状なしと認めます。

ただいまより投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、順番に投票願います。

○議会事務局長(鈴木道好君) 1番、内山慎一さん、2番、飯田桂司さん、3番、村木 脩さん、5番、藤井廣明さん、6番、森田禮治さん、7番、西村弘佐さん、8番、鈴木 勉さん、10番、山本鉄太郎さん、11番、八代善行さん、12番、居山信子さん、13番、定居利子さん、14番、山田直志さん。

(投票)

○議長(居山信子君) 投票漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(居山信子君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。藤井廣明さん及び山本鉄太郎さんは開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(居山信子君) これより選挙の結果を報告します。

投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

有効投票7票、無効投票5票です。

有効投票のうち、杉山 勇0票。

梶 繁美6票。

吉永満榮0票

森野善広1票。

以上のおりであります。

議場の出入り口の閉鎖を解除します。

(議場開鎖)

○議長（居山信子君） ただいまの選挙結果については、所定の報告書により静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長あてに速やかに御報告いたします。

◎日程第7 推薦案第2号 東伊豆町農業委員会委員の推薦について

○議長（居山信子君） 日程第7 推薦案第2号 東伊豆町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、6番、森田禮治さんの退席を求めます。

（6番 森田禮治君退席）

○議長（居山信子君） 提案理由を申し上げます。

東伊豆町農業委員会委員の任期が平成19年6月21日に満了となるため、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、新たに推薦するものであります。

推薦する者の住所は、東伊豆町片瀬1035番地の2。

氏名、森田禮治。

生年月日、昭和12年3月18日です。

以上、概略説明し、提案理由といたします。

お諮りいたします。農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、議会推薦の東伊豆町農業委員会委員に森田禮治さんを推薦いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（居山信子君） 御異議なしと認めます。したがって、議会推薦の東伊豆町農業委員会委員に森田禮治さんを推薦することに決定いたしました。

6番、森田禮治さんの入場を許します。

（6番 森田禮治君入場）

◎日程第8 同意案第8号 東伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（居山信子君） 日程第8 同意案第8号 東伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選

任についての同意を求める件を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) 同意案第8号 東伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を東伊豆町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、賀茂郡東伊豆町奈良本1364番地。

氏名、井原徹夫。

生年月日、昭和20年4月11日。

提案理由を申し上げます。

前任者が平成19年6月30日をもって任期満了となるため、新たに固定資産評価審査委員会委員を選任するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(居山信子君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(居山信子君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(居山信子君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより同意案第8号 東伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任についての同意を求める件を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(居山信子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 同意案第9号 東伊豆町教育委員会委員の任命について

○議長(居山信子君) 日程第9 同意案第9号 東伊豆町教育委員会委員の任命についての

同意を求める件を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) 同意案第9号 東伊豆町教育委員会委員の任命について。

東伊豆町教育委員会委員に下記の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、賀茂郡東伊豆町稲取1342番地の3。

氏名、加藤昌利。

生年月日、昭和29年4月7日。

提案理由を申し上げます。

前任者が平成19年8月31日をもって任期満了となるため、新たに教育委員会委員を選任するものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(居山信子君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(居山信子君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(居山信子君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより同意案第9号 東伊豆町教育委員会委員の任命についての同意を求める件を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(居山信子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 陳情・要望書の審査について

○議長(居山信子君) 日程第10 陳情・要望書の審査についてを議題といたします。

本件について審査を付託した総務経済常任委員会委員長の報告を求めます。

8番、鈴木 勉さん。

(8番 鈴木 勉君登壇)

○8番(鈴木 勉君) 陳情・要望書の審査について、朗読をもって御報告をいたします。

平成19年6月19日、東伊豆町議会議長、居山信子様、総務経済常任委員会委員長、鈴木 勉。

陳情・要望書等審査報告書。

本委員会に付託された陳情・要望書を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

受理番号、59、付託年月日、平成19年5月16日、件名、「最低賃金法の見直しと最低賃金の大幅引き上げを求める意見書」の採択を求める要請書、採択。

○議長(居山信子君) ただいま総務経済常任委員会委員長より報告のありました陳情・要望書等審査報告書の質疑に入ります。

本件に関する委員長報告は採択1件であります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(居山信子君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(居山信子君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより陳情・要望書等の審査報告について採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択1件であります。陳情・要望書等の審査報告については委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(居山信子君) 御異議なしと認めます。よって、陳情・要望書等審査報告書については委員長報告のとおり決しました。

暫時休憩です。

休憩 午後 3時24分

再開 午後 3時24分

○議長（居山信子君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

◎日程第11 意見書案第4号 最低賃金法の見直しと最低賃金の大幅引き上げを
求める意見書について

○議長（居山信子君） 日程第11 意見書案第4号 最低賃金法の見直しと最低賃金の大幅引き上げを求める意見書についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

8番、鈴木 勉さん。

（8番 鈴木 勉君登壇）

○8番（鈴木 勉君） 意見書案第4号 最低賃金法の見直しと最低賃金の大幅引き上げを求める意見書について。

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、最低賃金法の見直しと最低賃金の大幅引き上げを求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成19年6月19日提出。

東伊豆町議会議長、居山信子様。

提出者、東伊豆町議会議員、鈴木 勉。

賛成者、東伊豆町議会議員、藤井廣明。

最低賃金法の見直しと最低賃金の大幅引き上げを求める意見書（案）

「最低賃金」は、労働者の生活の安定、労働条件の改善を図る上で大変重要な役割を担っています。

各都道府県ごとに定められる地域最低賃金は、これまでは中央最低賃金審議会の作成する「目安額」を参考に、地方最低賃金審議会の審議を経て改定されてきました。

しかしながら、その改定は一般労働者の賃金改正に比べ、改定時期が半年遅れるのが常態になっているとともに、決定される額が県の生活保護基準よりも低いという、大きな矛盾・問題をはらんだまま現在まで施行されてきました。

現在、労働者の3分の1、若者ではその半数が非正規労働という実態にあり、どんなに長

時間働いても年収が150万円以下の、ワーキングプアーという状況が急速に拡大していて、経済的自立や結婚もおぼつかない状況は、少子化の最大要因であり、社会保障制度の根幹も揺るがしかねない事態になっています。

本県の最低賃金額は682円と著しく低いもので、通常労働者と同じ時間働いても、月額101,618円（7.45時間×20日）にしかならず、高卒女子の採用賃金をはるかに下回るものです。

よって政府は、最低賃金法改正については「労働契約法」「労働基準法」とを分離した上で、早急に審議すること、また、改正法においては最低賃金額は生活保護基準を上回るものにするのはもとより、労働者の生活の安定という本来の役割が担える額に引き上げること、欧米諸国で制度化されている全国一律最低賃金の確立、各最低賃金審議委員の公正な選出基準の明示、制度の周知徹底、監督体制の拡充など盛り込むよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月19日。

東伊豆町議会。

もう一枚は参考でございます。

送付先につきましては明記してございます。よろしく申し上げます。

○議長（居山信子君） これより意見書案第4号 最低賃金法の見直しと最低賃金の大幅引き上げを求める意見書についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（居山信子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（居山信子君） 討論なしと認めます。これもって討論を終結いたします。

これより意見書案第4号 最低賃金法の見直しと最低賃金の大幅引き上げを求める意見書についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（居山信子君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 総務経済常任委員会閉会中の継続審査申出書について

○議長（居山信子君） 総務経済常任委員会から会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、C E F伊豆熱川風力発電事業への強力な指導と同意の見直しを求める請願書について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（居山信子君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第13 議会運営委員会所管事務調査について

○議長（居山信子君） 日程第13 議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。内容としては、議会運営委員会に関する事、会議規則・委員会条例に関する事、議長の諮問に関する事、以上3点です。

お諮りします。ただいま議題となっております議会運営委員会所管事務調査については、議会運営委員会にこれを付託し、平成19年第3回定例会までに調査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（居山信子君） 御異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会所管事務調査については、議会運営委員会にこれを付託し、調査することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（居山信子君） これをもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。したがって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(居山信子君) 御異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

平成19年第2回東伊豆町議会定例会を閉会します。

大変御苦労さまでございました。

閉会 午後 3時32分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 _____

副 議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____